

支那古代生活史

文學士 内野熊一郎著

東京 清水書店

382.22
U.22
Ⓜ



* 0053684000 *

0053684-000

382.22-U22ウ

支那古代生活史

内野熊一郎・著

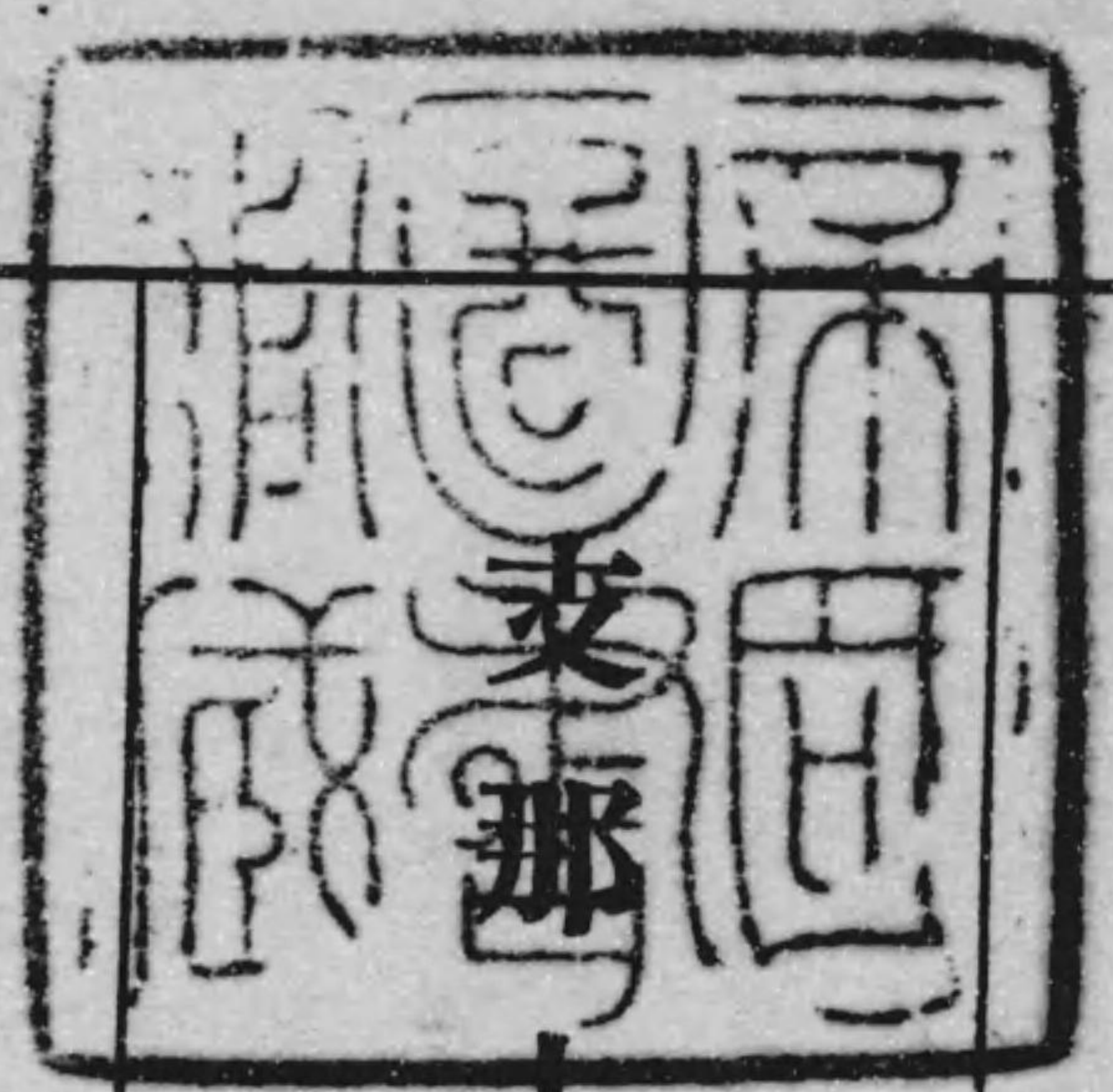
清水書店

昭和16

AIA

318

382.22
U22
④



陸軍教授 文學士 内野熊一郎著

古代生活史

東京 會社 清水書店發行



923

122

序 目

自序

支那民族文化生活の或る部面を専攻しつゝある著者は、又その爲に、やはり支那民族の生活全般に就ての支那學的知識と理會と及び熱情とを、必然的に有たねばならず、事實亦、些さか有つことにもなつたのであつた。けれども、之等を統括して大觀するやうな支那民族の生活史といつた如きものを作成することは、もちろん未だ其の機に達したものは思はなかつた。然るに、同郷の先輩西原慶一先生などの勤めもあり、冒険にも、ここに支那古代生活史の一書を纏め上げることになり立ち至つたのである。蓋し日頃見たり聞いたり、調べたり、参考書を繙いたりした節々を、備忘のために書き留めておいたものに、更に若干の新得・舊得を參看考説し、且之に新たに一組織體系を與へて見ようとしたもので、全般的に、考證煩雜な操作は省略に従つておいたが、併し或る程度に於ては、少くとも、其の現代水準を摩して過たないものであるとの信念は、確保することができると。



さて、支那民族の生活現象を問題にする以上、その古代傳説中に含まれる民族的生活精神は、私は之を注意深く採り上げることには躊躇しなかつたし、その他信じ得る文献に隠見してゐる支那民族の生活及び精神は、亦之を資料として採るに些さかの逡巡もしなかつたことである。人々は、此の小冊子によつて、古代支那民族が民族として、國家として、如何に宿命的な運命を擔はせられながら、しかも其の宿命にさらされつゝ、其のなかで、根強く生き伸び來つた姿と生きかたを見出されるであらう。それにつけても、皇國み民われらの仕合せと有難さとが、しみじみと感ぜられることと思ふ。しかし、大陸文明の古い歴史を有つてゐる支那民族の生活史には、亦個々の捨てがたい玉石も存してゐる。我等の祖先は、又それらを慧くも看破して、大和民族の生活現象上に攝入し、現に今日の生活面に生きて益するところのものも、少くはない。われらは、今この現實に立つて、隣邦民族生活の知識一斑を、少しでも明かに知ることが、われらの大いなる現在と明日との爲に、是非とも必要な務めであることを痛感するも

のである。著者が本書に托したひそやかな意圖も、亦即ちこゝにある。

さて、本書の草稿を取捨整理して、一貫せる組織體系に纏め上げるについては、李泰棻氏著「中國史綱」、孟世傑氏著「先秦文化史」、張亮采氏著「中國風俗史」を始め、陳願遠氏著「中國婚姻史」、王孝通氏著「中國商業史」、陳邦賢氏著「中國醫學史」、俞劍華氏著「中國繪畫史」などに參看照合もしたし、亦啓發された點も鮮くはない。が併し、必ずしも悉くそれに據ることは出来なかつたし、又それに止まることも出来なかつた。なほ、特に「經學史」に就ては、別に考へるところもあつて、後日を期し、わざと本書には割愛したことを断はつておかねばならない。

昭和十六年七月

西巢郊舎にて

著者識

支那古代生活史 目次

序 說——支那民族生活の基調十餘條——……………一

第一章 產業生活……………三

一 牧畜生活……………三

二 農耕生活……………四

三 商賈生活……………七

四 工藝生活……………八

第二章 家族生活……………三六

一 家族生活……………三六

二 宗法制社會……………四〇

三 冠 禮……………四七

四 婚 禮……………五

五 喪 禮……………六

六 祭 祀……………七

七 秦漢人の家庭日常生活・風俗……………八

八 其他日常生活の禮儀・作法……………九

・第三章 社會生活……………九

一 宗法制社會生活(前出)……………九

二 飲 食……………九

三 住 居……………九

四 衣 服……………一〇

第四章 政治生活……………一三

一 階級制度生活……………一三

二 賓 禮……………一六

三 養老・鄉飲酒禮……………一四

第五章 學術文化生活……………一四

一 思 想……………一四

二 宗 教……………一六

三 繪 畫……………一六

四 科 學……………一六

——天文・算數・醫學——

支那古代生活史

内野熊一郎著



支那民族生活現象の基調となつてゐるものを、先づ、支那樂國の傳説中に求めて見ると、伏羲氏は、（伏羲は、龍を結び纏んで、雷をつくり、民に佃や漁業を教へ、天文・地文を觀、鳥獸の跡を見せ書契（木に字を刻つて）を造つたり、或は易の八卦を作つて神明萬物の理法を考へたり、或は始めて農妻の禮制を定め、隨つて家族生活現象に入る産婦を造り出したたりして、庶民一般の生活に其の正を得させたと言はれ、神農氏は又、耒耜（すき）を作つて天下の壯丁に農耕の利を教へ、婦人には紡織を教へ、男女それらに別あることを示し、或は大皞祭を起して農神・農物を祀り、又始めて藥草を作り、五穀の瑟（こ）を作り、鹽を製出し、或は日中に市を開いて物貨を聚め、庶民をして交易させ、各其所を得させたと言はれるし、黃帝

は又、諸侯相侵し、百姓を暴虐するを見て、兵戈を習ひ蚩尤以下を征して賓從せしめ、或は冕旒・宮室・釜鬲・衣裳・屨屨・杵・臼・陶器・律呂・字書・弓矢・舟楫・錢貨などを製し、大體、支那民族最初の統一事業を果したかのやうである。

即ち支那民族の肇國説話によると、其の民族の統合と生活安寧との爲に、統治者（伏羲・神農・黃帝等）は漁獵生活・農耕生活・紡織生活・商業生活・工業生活等を創造・教導し、且それ等に必要なる知識と器具と資料とを供給し、或は生活禮規・祭法、特に家族生活の基調たる嫁娶制・男女有別を定め、天文地文の現象に留意し、庶民生活の便宜・安寧・慰安・防護等を周到に考慮し至つてゐる様である。更に云はゞ、民族生活の安寧發達といふ目的の爲に、漁獵・耕織・商・工の産業生活を教導奨励し、それに必須なる衣食住の知識・資料を供し、特に嫁娶制を立て、此等民族生活の衣・食・住を家族生活中に一括めとして展開せんことを期し、天地自然の現象や衛生等に關する科學知識及び神明・人・物の理法を明にし、又社會生活同和維持の規制として祭祀・嫁娶・男女の別・音樂等の禮律を設け來つたと推されるのである。

併しながら、之等の中に於ては、未だ貴賤上下の階級的差等は明確となり來つてはをらな。唯、黃帝は諸侯を來賓せしめたと傳へられるから、そこには儼たる政治的階級的差等に似た區別が劃されたことは明白であらう。

以上のやうに、支那肇國の傳説中に見られる民族生活の基調とも云ふべき事象は、亦必ずや支那民族生活史上の遠い昔のいづれの時代かには、實際上にも生起したに違ひないところのものであり、この意味で、支那生活現象の基調を考へる場合には、除外し得ない資料である。

さて、文献の信し得るものに現はれた支那民族の生活基調は、どんなであつたらうか。此の問題は、例へば、書經・詩經・孟子・論語・國語等の中に於ける堯・舜・禹・湯・文・武諸帝王の生活記録の間に、窺ひ知ることが出来るであらう。

先づ、堯は聖明欽徳の聖天子であり、一家九人を和睦し、萬邦を協和し、黎民を堦に安んじて業に就かしめ、天下治平の大業を完遂し、そして有徳文明の舜に帝位を禪讓した。舜も此の天業を繼承發展して爽はず、亦有徳の禹に禪讓した。禹は九州を治水し、萬國の君を會稽山に會して、天下大一統の曠業を完成し、帝位を子孫に傳へ、父子傳承の始めを開いた。が、夏の桀王は暴戾で、天命に背違すること多く、随つて殷の湯王は天命を受けて之に代り、放伐の基を拓いた。殷の紂王に及んで、亦周の武王が之に代つて天命を受け天子となり、放伐の跡を踏んだのであり、周成王・周公旦以下、周室は大いに民族生活の庶般を整へたので

ある。秦・漢に及ぶも、皆この例である。そして、此に挙げた一連の史實中には、支那民族生活現象上の重要な基調をなすものが、二、三にとどまらず潜んでゐると思はれるのである。

即ち其の第一は、堯・舜・禹のあたりまでは、支那民族生活に於ても、天の尊嚴・信仰を中心にして、君民一致・民族發展の道義的な國家生活が營まれ、比較的光輝に満ちた民族國家の將來性が、約束せられかゝつてゐるかのやうにも見えるのである。有徳有識の聖君が立つて民族生活の完遂を計るのであるし、更に有徳有識の人材を撰んで之に代らせるのであるから、所謂禪讓・尙賢・尙同の境地であるが、之が道義的にゆかなかつた時には、禪讓の形は變じて争奪篡位に陥る危険が存する。よし又、天命の降臨するといふ信仰があつて、争奪にまではならず、次の賢徳者が天命を奉じて庶民に君臨するといふことになつたとしても、それが堯・舜・禹の場合の如く自發的道義的なものならばともかくも、それ以外の自發的でない譲渡しに於ては、結局のところ強制であり、争奪であるに違ひはない。即ち道義的禪讓も、一步にして、放伐篡位に至る形態に相違ないのである。然も、禪讓による易世革命は、尙堪へられよう。が、放伐による革命は、もはや、道義の埒を超えて、民族的結合發展の上からは致命傷である」と言はなければならぬ。にもかゝらず、放伐革命の生起するのを容認するし、又する外はない、といふところに、支那民族性の弱い致命的な特徴が見られる

のである。

第二に、天命の照臨する放伐革命は、支那民族の生活信念からは正當視され、特に孟子の如きは之を理論づけて、放伐される君主は既に天子でなく、匹夫となり下つた一民に過ぎないのだから之を誅伐してよい、と説くのであるが、勿論、議論するまでもなく、苦しい言ひわけに過ぎず、このやうな曲論をせねばならない事は、亦、支那民族生活に懸はる一基調であるが、この易世革命を正當視せねばならぬといふことは、それが禪讓によると放伐によるとの差はあれ、支那民族にとつて由々しい悲劇的宿命であるのである。

第三には、支那民族生活現象の目標は、天下萬民の治平發展であり、統治者の政治目標も之に變りはない。が、よし天命によるとはいへ、放伐に基く易世革命が行はれる所に、其の統治者を中軸とする眞實の天下萬民一致結合的治平發展があるであらうか。又其の統治者の神聖尊嚴性があるであらうか。之が亦支那民族發展に宿命づけられた根本的な缺陷である。此のやうな宿命的缺陷に立脚してゐる皇帝が其中軸をなしてゐるのが、支那民族生活の一基調なのであるから、支那民族の生活現象が九州一字、天下一本に歸一できないのは、無理からぬことである。かの天下平治の爲に、一方便として家族主義を重視して見ても、其結果は、却つて天下一如とはなり得ないで、家族は單に一大家族結合體とはなるが、そこに止まり、

國家天下とは懸絶した別個のものとなるばかりか、むしろ家族あるを知り、天下國家あるを知らないといふ對立狀勢にさへ歸着して行くのである。これ程悲しむべき民族生活の宿命的な矛盾があるであらうか。支那生活史上の一基調は亦こゝにもある。

第四に、併しながら、かやうな宿命的矛盾を背負ひつゝも、統治者は、とにかく天命にかなひ、専心、庶民の生活安定を計ることを願ひ、仁政を布くことを念とするのは、支那民族肇國の精神中に於て、統治者の政治生活に残されたる唯一の方途である。堯舜も、禹・湯・文・武も、始皇・高祖も、皆この一途に於て、支那民族の生活安定向上を企圖したものに外ならない。所詮、かうした限度で、民族生活の達成を圖る外に途はないのである。随つて、民族も亦、其の生活をさへ安定にしてくれるならば、如何なる人主が君臨しようと、自分等には關係がない、といふやうな極めて功利的な生活態度となつてゆく様である。

さて、君主は前述のやうに絶對性はなく、庶民も其の家族本位の功利生活に就く態度であるから、人主は力めて庶民生活の便益を圖らねばならぬことになるのであるが、其の生活安定策には亦見るべき特色乃至基調も少くはない。

即ち例へば、第五に、かやうな民族國家の性格の下では、特に人民を素朴な生活環境の中におき、その巧智をあまり長ぜしめぬことが安全であり、それには農耕生活を勤めるのが效

果的であるから、(勿論、肥沃廣大な土地を有するが爲でもあらうが)随つて古來支那爲政者は、農耕生活を主軸として重視し、之が爲には天文曆數を正して庶民に農時を知らせ、農耕地を整治し、粟穀を蕃殖せしめ、或は夏・殷・周それ〴〵に井田制を立て、農民生活の安定と保護とを計り、或は田宅を設けしめ、桑蠶・養畜を奨める等、大いに意を用ひてゐるのである。尙商賈・工藝生活も相當に行はれたが、産業生活の民族的中軸としては奨励もしなかつたし、事實さうなるほどには盛行もしなかつたやうである。

第六に、支那民族の社會生活は、宗法主義の家族生活を基本單位として聚落をなし、それの集團によつて郷邑里閭を形成し、社會生活を營むといふ基本形式であつた。それは、かやうな國柄と民族性との場合には、必至不可避の趨勢であらう。それ故に、よしんば家族あるを知つて國あるを忘れる風尚を馴致するやうになつても、所詮、致し方のないことであつたらう。随つて、堯帝も、先づ家を中心とし、その九族を和睦せしめて、一單位とし、續いて百姓・萬國に及ぼしたといふ。殷の刑罰では、家族生活を掎する父母に對する不法即ち不孝を最重の罰としてをり、これは皆、家族生活を重視する爲の故であり、又夏・殷・周の井田法は家族生活中の宗子(嫡子)中心に班授されたもので、宗子は宗族生活中の主軸者であるから、之を中心に井田を頒授するのは、宗法主義の家族生活を維持保護する爲の一方策で

あつたのである。

第七に、家族生活中の秩序維持に就ても、色々生活規準が定められ、父子・兄弟・夫婦・長幼・男女の別などが立てられてゐた。これは、衣食住の萬般に互つてさうであるが、又冠・婚・葬・祭等に至るまで儼とした規制があつたのである。

第八に、このやうな家族主義中心の生活の強大な場合には、その弊害を防ぐ必要から、當然に、それ／＼の家族内の生活から出で、他人に對し、或は郷黨に對し、更に進んでは師父・大夫・卿・國君・天子に對する社會生活としての民族結合を計るために、諸々の禮規禮法が、明確に定められて來るのは當然なことだつたのである。而して之等社會生活の禮法規制は、勿論、政治的にも意味を有つものであるが、其の中核をなしてゐる基調は、階級制度的差別生活の精神である。例へば、衣食住を始め、冠婚葬祭に於ける階級的差別の如きは、天子の尊優特異性を顯示するものであり、更に公・卿・大夫・士・庶民に互つて夫々該當する階級・分限に止まらせようとするものである。

第九に、中でも、特に注目されるべきものは、天子始め君侯・卿・大夫は、其の郷黨の長老達を主賓として、汎く郷人を郷學に招致し、敬老・饗燕を催し、所謂鄉飲酒禮を行ひ、家族生活に閉ぢこもつてゐる庶民を、一年に二回乃至數回聚めて、廣く郷黨親睦を圖らせ、以て

民族的國家的結合力を強化しようとしてゐることであり、宗族生活本位の利己的弊害を、せめて之等によつて、國家生活の方向に誘導せんとする方策であつた。或は、諸侯に朝覲せしめ、天子親から巡狩して四方の名山大岳に封禪するなどのことも、やはり諸侯の封建生活を天下國家生活に歸一せしめようとする政策に外ならぬであらう。

第十に、支那民族に於ける學術・思想文化一般は、皆前述して來たやうな生活現象を支持し、理論づけ、或はそれ等に刺激せられて、民族の進展を圖るが爲に生起し來つた極めて實踐的なものであり、隨つて生活と學問、生活と思想とが融合せられてゐる特色を有つのである。故に、分化し、分析されきつてゐる歐米學術・思想とは大いに趣きを異にするものと言へる。特に周代儒家思想、或は墨家思想等は、尙古的特徴を具へ、最も支那民族生活性に密接な關聯を有つて生じてをり、其他、老莊・法家・農家・兵家等の思想學問も、亦畢竟は、民族生活の一面に聯關して生じてゐるのである。

第十一に、支那民族生活上の一基調は、亦尙古的保守的形式的なことであらう。

以上に述べたやうな事柄が、有史の初めから支那民族の生活に基調となつてゐたのであり、爲政者は勿論、之等に見て悟る所があり、それに基き、或は適應利用して、治國平天下を圖り、或は聖賢君子の經世家は、之等の基調を據りどころとして、君臣・父子・兄弟・夫婦・

朋友等の生活原理——即ち家庭道德・社會道德・國家道德等——を創造し、提唱し、以て支那民族生活結合體を維持發展してゆかうと企てたのである。就中、周代生活理念を中心要素とする儒學派の生活理念には、最も多分に、家族主義生活態制の持續を中心とする支那民族生活の基調が參酌せられて、其の基本的なものとせられてゐるのであり、此の意味で儒學派の生活原理は、最も支那的な民族生活現象の精神を把握してゐるものと考へられるのである。

このやうに考へて來ると、支那民族の生活現象の上に基調となつてゐる主なものは、太古肇國傳説上からしても、亦信じ得べき古代文献資料上からして考へて見ても、大體に、同様な結論が導き出されて來るやうに思はれるのである。そして、それ等の基調の大多數は、古から今日の支那に至るまで、汎く民族生活の根幹となり、底流となつて横はつてゐるのであり、其の宿命的な民族的悲劇は、支那民族の將來性につけられた民族的懸案であり、又民族的修練ともならう。

さて、支那古代生活現象の特色を今一度ふり返つて見るに、産業的には農本生活、社會生活的には宗法主義家族生活、政治的には階級制度的差別生活、の三大特色が算へられ、此の三者は亦互に相依り相助け合つてゐる。即ち農耕生活は、生活民の心質を素朴敦厚ならしめ、且農耕生活は一定の地に土着する事を必要とするから、必然的に、一家族中心に集團

生活を營ませる様になり、随つて家族道德や宗法秩序を發生するに至り、政治上必須な階級道德の生活鍛練は十分育成せられるのである。逆に亦、政治生活は、其の必要なる素朴敦厚な階級的道德秩序を發達維持せんが爲に、家族主義宗法生活の健全を助成し、且その最も好箇の培養基地となる井田制農耕生活の規制普及を計らうとするなどは、其の三者相互關聯の事例であらう。それ故に、後世農耕生活の變貌により、井田制的精神が崩壞乃至は薄れてゆくにつれ、政治は衰頹の危局を辿り、果は農政兩者は懸絶し、唯家族生活とのみ結び付いて政治生活層とは「我不關」と默語するに至つたのである。即ち支那生活に於ては、家族生活そのものが唯一最高目標として浮び残り、それより高く儼存すべき等の國家生活は、爲政家生活層の腐敗墮落によつて、永く湮滅忘却されるに至つたのが、つい近頃までの状態なのである。が、それはともかくも、支那生活史を考慮に入れる場合に、農本生活と家族主義宗法生活と階級制度生活の三面は、基本的要素として重要なかん所であらう。

以下、上述の如き支那民族生活の基調的なものを中軸として、生活現象の庶般に亙る若干の部分が、如何様に關聯的に展開せられ來つてゐるか、について概観して見たいと思ふ。

第一章 産業生活

支那民族生活の完成發展の爲には、其の民族に與へられたる自然の疆域・風土を利用し、乃至は順應して産業生活を営むことが、先づ第一條件である。かう考へると、支那民族の産業生活中には、商業生活を始め、工藝生活や、牧畜生活や、製鹽・製鐵工業や、機械製造や、紡織生活などが、色々古くからあつたやうであるが、中でも、農業生活は最も支那民族生活の中軸としてふさはしいものゝ如くである。随つて、政治・社會制度の重點も、此の農本生活の保持確立の線に沿うて營まれ來つたことは、必然の結果と言はれねばなるまい。以下、支那民族の産業生活に就て概説して見たい。

一 牧畜生活

長大な黄河・揚子江の二河川に潤はされてゐる廣闊な沃土から、西北一帯の高燥な山地草原に互つて生活する支那民族が、農・牧を國本とすることは當然必至の勢であらう。彼の國が有する太古傳説に、伏羲・神農の二皇があり、伏羲は民に漁獵牧畜を教へ、神農は民に五

穀農耕を教へたと言はれてゐるが、此れは即ち支那民族生活の基本的なものゝ發生を、神秘的に起源付けたものに外ならない。そして、牧畜は牛・羊・豕・馬・犬・雞等の多種類を養つたが、中でも牛・羊・豕は最も重んぜられ、天子が祖宗の廟を祀る場合に限り、所謂太牢といつて此の牛・羊・豕の三種の犧牲が供へ物とされた程である。又、農耕時代に入つても、此の畜牧は併せ行はれ、天子には園圃・梁鷓等といふ様な狩獵場があり、民間には山虞・野虞等といふ田獵官を置いて、冬季に、人民で禽獸を田獵する者を教導させ、又春季には、鳥獸の巢を破つたり、仔鳥や獸の仔や卵などを捕へ害したりすることのない様に制令を定めたこと(令)すらあつて、牧畜は太古より支那民族生活に必須部面として重視せられてゐるのであつた。孟子に、「五畝の宅の牆下に、桑を樹えれば、五十歳の老者は絹物が衣られ、雞・豚・狗・麩の家畜を飼へば、七十の老人は肉を食べてあまりあり、百畝の田地の耕作時に賦役の人夫を課することなどがなければ、數人の家族は飢えも知らない」と説いてゐるのは、周戰國時代の農牧生活に於ける素朴安穩な理想的自給自足の一生活型態を描いたものであつて、そこにも農・牧は併せ描かれてゐる。これ程、支那生活型式の代表的な要素として、¹ 牧畜生活は特に肉食を愛好する支那民族生活の一根底をなしてゐるのである。

且、所謂伏羲とは、又庖犧とも書き、犧牲を養飼して庖厨に充ててゐることを教へた人の意味

(易繫辭下)であるから、此の傳説は遊牧時代の始まりを伏儀に置くものであり、それ以前は蓋し狩獵時代とでも考へられるであらう。

次で、漢代に至つては、文帝の如きは、晁錯の議を用ひて、車騎馬の飼養を大いに奨励し、當時、阡陌の間に群を成してゐたと言はれる程である。其外、食膳に供せられる鳥獸を見て、(後章飲食の條参照)如何に多種類の家畜家禽が飼育せられて、重んぜられたかゞわからう。

二 農耕生活

「支那生活史上、最も主軸をなすものは、農耕生活であり、牧畜時代に次で現はれ、現在に、更に未來永劫に亘つて、彼國生活現象を支へて行く根源となるものであらう。王朝は幾十變し、治政者は幾百千變しても、其の目まぐるほしい變轉をよそに、「我不關」と獨語しつゝ、其の耒耜(すきの)を振つて止まない茫洋として弾力性ある彼國農民生活こそ、古今一貫して、支那民族の生活史を繰り廣げて來、また往くところの、「椽の下の方石」なのである。それだけに、其の力は亦根強い限りである。

さて、此の支那民族に於ける農耕生活も、やはり古傳説として、神農氏に教導されたと言はれる。即ち天時(季節)・地相(地味)を審かにして、耒耜を木造し、農事を教へた、(要辭)

と。が、此の傳説はともかくとして、堯・舜・禹・伯益・后稷等の農耕勳業事實は、先づ以て認むべきものであらう。即ち堯帝は、曆法を修め、四季を正して、人民に正しい時を授けたと言へば、蓋し人民の四季に順つて稼種農耕するに便せしめたものに違ひなく、又舜は、歴山の農耕者が互に其の田の境界を侵して争つてゐたので、自ら往つて耕し、一年ならぬうちに、農民を徳化した(韓非)といはれるから、やはり農耕生活を指導したと思はれ、禹が洪水を修めたのも亦耕田修理に違ひなく、詩經には「信たる彼の南山、維れ禹が之を甸す」と言ふものがあるし、又禹貢篇に記載される所によれば、九州の土質を調べ、田地の地味を等級付け、其れに應じた賦税・貢物を定めてをり、例へば「冀州(今の直隸)は土質白壤(やわらかな白い土)その賦税は上の上で一等級、が二等級をも雜へる、その田質は中の中。兗州(今の直隸)は土質黑壤、(色が黒くてむくむくとふくれ上つてゐる土)その田質は中の下、(山東二省)は土質黑壤、(色が黒くてむくむくとふくれ上つてゐる土)その田質は中の下、が、桑扈には適した土質であり、その賦税は最も軽く第九等、貢物は漆と絲。」といふ如き状態であるし、又孟子には「夏代では一人の男は五十畝の田を受け、其中五畝分の收穫を納貢する。」と言つてゐる程だから、なかく、整頓された土地臺帳や徵稅簿があつたらしい。尤も禹貢篇は禹の著作でなく、後代の作ではあるが、亦參考資料としては十分であらう。且、禹の此の様な治水整地事業には、常に二人の農耕専門技師が補佐協力してゐた。一人は益で、

稻の種をかたを民に教へ、今一人は穀神・農學の鼻祖と稱される后稷であつて、五穀を播殖し農事庶般の事を教導し、大禹の農耕治水經綸を翼賛すると共に、支那農耕生活の根底を確立してゐるのである。其の後、殷代に於ても、湯王は善く農耕生活に留意してをり、即位の初に七年に亙る大旱暵が襲來した時、湯王は自身を犠牲に供して桑林といふ殷發祥の野に禱つて雨乞ひをしたと言はれる。此れは、飲料水の爲といふよりは、やはり農耕灌漑水の爲であつたらう。湯王が農耕生活を重視してゐることは之によつて見ても亦明かである。且、孟子に、「殷代では一區七十畝を一家に授ける井田制を設け、七十畝の公田を各家相助けて耕して其の收穫を官に納める」といふ助法のことが見えてゐるから、殷代に土地臺帳や徵稅簿が一層整頓され、隨つて農耕生活も一層發達して來つゝあつたことは疑ひのない事柄であつた。但し、「殷人は七十畝にして助す」といふ助法井田制に就ては若干議論もあるが、今は省いておきたう。

此の様に、太古神農以來、堯舜禹湯に及ぶまで、農耕生活の發展持續といふことは、治政の大部分をなしてをり、諸帝王も亦よく之に力を致された様である。それだから、當時の庶民農耕生活も、かなりに餘裕のあるものであつたらしく、民間俚諺に豊年、安樂を讃歌したものが流行した様であるのも尤もである。例へば、神農氏の農功を贊しては、

「猗大帝兮、其の功は天の如く、四時を均くし、我が豊年を成せり。」

と誦して、豊年樂居を狂喜してをり、又堯帝の治績によつて、民人相和し、土製の鼓を撃つて詠つたといふものには、

日が出て作し、日が入つて息む、

井戸を整つて飲み、

田を耕して食ふ、

帝の力、我等に何が有らうや、

と云ふのがある。暖衣満腹、巷間に踞まつて嬉々楽しむ農民の集ひが、眼に映る様である。

さて農耕生活は、禹の整頓を経て湯に及び、殷代のそれは多分に井田制の趣きを示し、相互共同の九家一單位制をなして、組織化され來つてゐた。周代では其等が今一步進んだ形態である。即ち舜・禹の農耕經綸に協賛した穀神后稷の祖業を繼ぎ傳へて、先づ周の公劉は豳といふ地で農業に重きを置いて經營したので、土俗大いに農耕に向つて興起した。それだから、詩經豳風などにも、「四月、農夫はみな田を耕しに、婦女は南畝に蠶飼を繰ぶ、七月、うらゝか、倉庚鳴き、乙女は垣の小みちに桑つみ繫つむ、十月稻刈り、この春酒をかはし、場圃を耕し、禾稼豆稷を取入れ、來る年の五穀を社神に祈る、など、詠まれてゐるほどであ

るが、文王も亦大いに農耕を治め、仁徳を以て君臨したので、耕農する者は互に田圃の境界を侵し奪ふことなどをせず、却つて其の畔を譲り合ふといふ状態に至り、爲に、虞・芮二國の人で田界を争つた者が一度周に行つて其の仁風讓畔の事實を視て大いに悟り、忽ち和解した(詩毛傳)といふ話もある程になつた。即ち仁風敦厚な農耕生活が營まれたと推されよう。又武王は殷紂王を誅伐したが、その時、殷の鉅橋に山積されてゐた粟穀を悉く散じて民に與へ、且牛馬を桃林や華山の陽に放ち歸したと言へば、彼も亦農・牧生活に相當よく注意を拂つてゐたことが知られよう。更に周公旦は、幼主成王を輔佐して、常に稼穡農耕の困難と重んずべきことを説いてやまず、遂に成王は南郊に先祖后稷を祀り、天に配し、文王を明堂に祀り上帝に配し、且土神である大社を建てるに至つた。(書經無逸篇等)それは、一面に、周は天の子として天下國土を統べ治めるといふ意味を示したのに違ひないが、又他面には、農穀の神である后稷を天に配して祀り、且土の神である大社を崇祀することによつて、周室が農耕生活を本位とすることを標榜したのもも見なされるのである。尙又、洪範には八政の中に、食と貨とがあげられてゐるが、食とは農殖嘉穀の食用となる物をいひ、貨とは絹布絹帛の衣物類であつて、之等を周代政治が重視したことは亦明かであつた。

さて、此の様に農耕本位を持する周代では、隨つて農耕生活に関する諸種の制度や規定が

整備されて來たのは、當然のことである。先づ孟子等が極力推重する井田法は其の最たるものであり、一戸につき百畝の田が與へられ、八戸が一井九百畝を受けて共力し、中央百畝の公田を租税として納貢する。但し此れは、若干の變化が行はれ、この通り行はれたとは言へない。又此外、布妻の征として一家毎に絹布を若干と、力役の征として一年に三日公役に使はれること等が定められたし、或は無妻の壯丁には田二十五畝が班たれ、卿・大夫以下には圭田五十畝が賜はれることもあつた。そして、百畝の井田を受けるのは、長子二十歳の有妻者で、六十歳になると返還する原則であつた。(漢食)では、かやうな一家百畝内に於ける生活の實況は如何かと言ふに、大體、孟子が理想視して述べてゐる庶民農牧生活例に於て窺ふことが出来るであらう。例へば、「百畝の田地を最も善く耕作して收穫を擧げる上農夫即ち精農の收穫量は、家族九人を安らかに支へてゆけるし、その次は八人の家族を、其次は七人の家族を、次は六人の家族を、最低の者も五人の家族を養つてゆける。」(孟子萬章下)と言つてゐるから、少くとも數人の家族は十分に生活の安定が得られたものゝ様である。さて又、孟子梁惠王上篇に説いてゐるものは、更に庶民農牧生活の一般的規準が明知せられるものであらう。例へば、「民を使役するのに、農耕上の重要時期は避けて使ふならば、五穀は食用に十分餘るほど獲られるし、規定外の細目の網で河川池沼の幼魚を捕へたり又冬枯れ以外の時節

に山林を伐採するといふ様なことがなければ、魚類材木も十分民用を足して餘るであらうし、特に井田制に於ける五畝の宅地の生垣に桑を樹ゑて養蠶をやり、並に雞や豚や狗を飼育して肉食に備へ、とりわけて井田百畝の耕作には精魂を傾けるやうにすれば、家族の生活は充たされよう。その上に、小學校で孝悌の教養を授ければ、王道化育は自ら行はれる。」といふ。大體に、此の様な農園質朴の生活が理想であり、又事實行はれたと思はれる。尙、文献通考田賦考などには井田什一の制をば詳細に説到して、「中央公田の百畝中からも、二十畝を割いて八家の舍廬を造り、桑柘や葱・薑を種ゑておく。即ち一家當り二畝半を得るわけで、所謂五畝の宅地の半分は公田内に在るのであり、此の様にして、八家は實際には公田八十畝を共に耕作することになり、随つて一家當り公田は十畝であるから、賦税は所謂什一の賦となる。」と考定してゐる。但し、之についても若干の異論があるのであるが、今は之だけに止めておかう。

さて、農耕生活は四季の變遷に極めて大きな影響を受けるものであるから、四季の天體・氣象・地宜等に順應して夫々行事を誤らしめない必要がある。故に、論語や孟子にも、民を使ふには農閑の時を選んで使ひ、農事の適當な時季を違はせないやうにする事を以て、仁君明主の最大心得としてゐる程であるが、此等農耕生活の年中行事を規定してゐるやに見える

ものは、「月令」であらう。例へば、孟春正月には、その元日に、天子は親ら耒耜を執られて南郊の籍田を耕す儀式をなされ、その年の五穀豐穰を天帝に祈られるのである。それから、田官に命じて、農事一般に關し注意せしめ、井田の境界や歩道を修理させ、丘陵や草原や濕地の狀況、五穀の出來工合、などを視察して、農民に夫々教導する。仲春二月には、桃花が咲き初め、雨が降り、農耕は少しく暇になるから、土神なる「社」を祀らせ、門戸・寢廟（廟は靈のある所、前にあり、其の後に寢があり、祭の衣服・器具を藏する）等を修理させ、徒らに大事を起して農事を妨げないやうにする。季春三月には、天子は鮪を寢廟に供へて麥の豐熟を祈り、穀庫をひらいて貧民を振恤し、后妃は親ら桑を摘み養蠶を奨励される。孟夏四月には、天子は吏に命じ、田野を巡行させ、農民を慰勞激勵させ、麥の豐作を圖られる。孟秋七月には、天子新穀を嘗め、寢廟に供へられ、百官に收斂を命ぜられる。仲秋八月には、穴蔵を掘らせ、民を督促して收斂させ、野菜や五穀を積藏せしめ、又一方では麥を種ゑさせ、季秋九月には、天子は冢宰に命じ、農事百穀を悉く收斂させ、租税の入り高を調べさせ、特に官廷の籍田の收穫物を神倉に貯藏させ、天帝を饗養し、諸侯を聚めて、來年の朔日や税率や貢賦の數等を授け、又草木落葉するにより、薪を伐りて炭を焼かせなどする。孟冬十月には、天子、大いに宴飲して烝祭し、來年の稔穀を日月星辰、公社、先祖、五祀等に祈願し、

又農民を勞ひ、休息させる。又水虞・漁師に命じて河川沼澤の賦税を收めしめる。仲冬十一月には、門閭・房室を注意して重閉し、餅・粟・麴等を整へさせ、もし未だ農民にして收藏積聚してゐない者には其等を取らせる。季冬十二月には、漁師に命じて漁業させ、農夫には農耕の下相談をさせたり、耒耜の柄を修理させたり、田器を準備させ、其の農民は自由に休養させて使役せず、天子は公卿・大夫達と共に國典や時令を考論して來年に待期し、且天子以下庶民に至るまで天下九州に住まふ人民は、すべて、皇天・上帝・社稷・寢廟・山林・名川の祀祭に全力をつくさせる等。大體、以上の様な事項が、年中行事として行はれ、農民生活の實情ともなつてゐる様である。且、此等は、周代、特に中期以後、秦代、漢代、乃至は其後の時代まで、ずつと其の大綱は持續循行せられてゐるもので、注目し値する農民生活様式である。即ち此の一事を以て見ても、支那生活史中の樞軸が、農耕本位の生活に在ることは、十分に知り得られるのである。

次に、此の様なことは、周室治政下に於てだけでなく、例へば秦國に於てもさうであつた。彼の孝王と商鞅との改革政治に於ては、農本主義が確立され、耕戰政策即ち兵農生活が強調せられた。平素は農耕に従事し、有事の際には干戈を採つて兵戰に參するのである。蓋し農耕の民は、純朴剛健であるから、材兵として強く且命令に對して從順に服する長所を有

するが爲に、商鞅の採用する所となつたのであつた。周末期に於て、韓非子なども之を提唱し、反對に商利にのみよつて狂奔する商賈之民は國の害であると極論してをり、秦始皇に於ても此の政策・見解は確立されて變らなかつた。

併し、始皇に至つては、専ら國庫稅收の多いことを念にした爲に、井田法・什一賦の如きは夙に變改せられ、富豪の土地兼併を許し、稅收を圖つたので、農民生活は却つて壓迫せられ、大半の稅といつて、收穫の過半數に及ぶ稅率に呻吟するといふ状態を呈するに至つた。私有地が民間に増大して來たことは、勿論である。

漢代に至つても、農耕は國本として重んずることは、文帝の詔に、「朕親ら耕して桑盛に供し、皇后親ら桑採りて祭祀に奉ず」と宣べられ、又「力田は生をなすの本なり」と宣べられてゐるのによつても明かであるが、又文帝は賈誼の農耕獎勵論に感じて、實際に籍田を躬耕され、永く漢室舊儀の濫觴を拓かれ、又晁錯の「農を貴び粟を縣官に入れる者には爵を授くべし」との勸農論をも聽用し、或は漢初の稅率十五分の一を更に半減され、大いに農本政策を遂行されたので、人民は其業を樂み、蓄積は歲と共に増加し、戸口蕃殖するに至つた。次で景帝は、田租の率を三十分の一に定め、歲幣を節約して民力の休養を計つたから、景武の間には、民足り、倉廩・府庫には餘財が充滿し、太倉の中に貯藏せられてゐる粟穀は腐敗す

る程だつたと言はれる。

更に武帝は、土地開拓の事業を行はれ、渭水を引いて長安から南山の麓を黄河に至る三百餘里の長渠を開鑿し、關中の整地を遂げて水田萬餘頃(一頃は田百歩の稱である)を増成したり、或は又洛水を引いて龍首渠を開通し洛東の地に田萬餘頃を増大し又涇水を引いて白渠を通じ渭中地方に田數千頃を増出するなど、耕地開拓事業に力を竭されたのであるし、更に農業上に於ては、大麥の栽培を奨励せられ、且耕作・播種・農具の改良にも盡力され、教田・太常・三輔の大農に命じて工巧奴を置き農具を製作せしめるやうにさせたり、又令長・三老・力田及び里閭の父老にして農事に長ずる者などに命じて農具を受け耕種養苗の法を學ばしめられたりして、勸農政策の實踐を着々と遂行されたのであるが、中でも、代田法を立て、搜粟都尉を置いてその普及を計られたことは、最も農耕史上に顯著な事績と言はねばならない。即ち代田法といふのは、一畝に三畝尺(一畝といふのは、深さ一尺廣さ一尺の溝の謂、三畝は三すぢの畝)を造り、春には種子をこの畝の中に播き、苗が長じて除草する度毎に畝の土をかきとつて畝の中の苗の根もとに寄せ土をしめてゆくのであり、夏が来る頃には畝の土が無くなり、苗の根もとは深くなつてゐるから、風や旱暵に遇つても苗の被害は極く少くてすむのである。このやうにして、一年交替に畝と畝とを交へて栽植するといふ方法であり、庶民は皆之の便を見て、後永くこの法を採用したのであつた。そして、この法によると、一年の收穫量も、普通の場合より多く、一畝について大體一石から最高二石以上の收穫があつたと言はれる。以て武帝時の農業の盛大さを知り得よう。

が併し、富豪の土地兼併は、秦以來益々甚しくなつて、貧民は其の地を借り受けて耕作する状態であつたから、たとへ田租は三十分の一に減ぜられても、其實は、尙やはり十分の五程しか農耕者の手には入らなかつたと言はれる。事態がこのやうであつたから、董仲舒などは、之を幾らかでも匡正しようとして上奏し、「よしんば、井田法に復古することは困難だとしても、富民が公有地を借りて開墾し一定年限の間傳へて所有する名田の如きは之を制限し、貧窮不足の民にまわし、以て兼併する弊を防止したら、と力諍したのであるが、やはり採用されなかつた。其後、哀帝の時にも、王侯吏民の名田を三十頃以内に制限したらとの議がおこつたが、之も行はれずに終つた。即ち漢代農耕生活には、もはや抜くべからざる兼併腐敗の弊害が滔々として流れ渦巻いてゐたのであつて、折角、諸帝王の農本匡救政策も、實質的には、一般農民生活を安らかなものたらしめる事は出来なかつた様である。其後、光武帝も田租三十分の一を定め、桓帝は此の外に一畝について附加の税錢を取つた如くであるが、要するに、實際には農耕者自身に影響するところが殆ど無かつたと推される。

而して、漢代農耕生活を蝕んだ所のものは、實に其の田制にあつたであらう。特に秦國古來の豪族兼併制の情勢に基く名田・分田乃至私田・家田等の増大にあらう。名田とは前に説いた如く公有地にして開墾田の一種であるし、分田とは貧者が地主より賃借して耕作する田であり、私田も家田も皆私有田である。そして名田と分田とは、其の弊害、多數農耕者を蝕んだ最たるものである。此の外、天子に籍田があり、又公田といつて公有の田地にして王侯や貧民に貸與して其收穫の一部を上納させ、或は時に功臣に與へたり、或は貧民に給與したりするものがあり、此等は漢代田制の好結果を齎すべき筈のものであつたのであるが、惜しいことに、其の所期の結果を得るに至らなかつたのは、一に豪族兼併・阡陌制せんぼくせいの情勢に因る名田・分田制の瀾漫超梁に、原因してゐると思はれる。かくては、漢室の重農主義も、農耕生活の安定發展も、皆實質上、不成功に終ることは必然の結果と言ふべきであらう。之を漢代當時の地域別的風尙に見ても、漢室農本主義はあまり成功してゐると思はれないのである。今、史記貨殖傳によつて見るに、漢代に於て、例へば、關中は流石に膏壤の沃野千里、其民も亦先王の遺風を存して、稼穡を好み、五穀を治め、農耕生活を營んだ様であるが、三河即ち河東・河内・河南の地は、漢書地理志に説く如く、好んで財利に走り商賈を營むといふ如く、次第に農耕淳朴の生活は微力になりゆく傾きであつた。勿論、産業發達史的にも、

農耕生活より商業生活へと推移するのは自然の理であらうが、それを割引しても、漢代農耕生活は暗翳に塞されてゐる感が深い。

三 商 賈 生 活

支那生活に於て、狩獵畜牧、特に農耕生活は其の大本をなし事實又政治的にも重視保護せられたものであるが、又交易商賈生活も古くから行はれ漸く盛行し來つたものではある。

それだから、交易生活現象の發生をば、亦神農氏に假托する古傳説が、易繫辭傳などに見えてゐる。即ち、

「神農は日中に市場を開いて、天下の人民や四方様々の物資貨材を寄せ集め、互に有無交易し、相通じ合つて、各自の欲求する所を満した。」

といふ話がそれである。勿論、物々交換であつたらうが、この交易生活の現象を、農耕現象の創始者たる神農氏に同じく假托してゐることは、農耕と交易商賈との關聯を示して興味ある點であらう。又黃帝の時、黄金を鑄て刀形の貨幣を造り、度量衡を定め、商賈人大いに業を營んだと言はれるも、信じがたい。

さて禹は、治水工事を行ふに際し、后稷に命じて、民の得がたい食料は與へさせ、又食料

の少い土地は餘りある地方と互に相給し相通じ合せたといへば、こゝにも交易生活の行はれたことを窺ひ得るであらう。

そして禹の時代の治水整地の結果は、交通が便利となり、商業交易の現象は各地に盛大となり至つたと思はれる。特に禹の都は冀州(今の河北)であつたから、冀州は又商業の中心地となつたに違ひない。且八州の産物は、漆・絹絲・織文(りもの)・鹽・綿・海産物・東麻・錫・雀・桐・磐石・金銀・銅・瑤琨・竹・象牙・革・羽・毛・丹朱(えのぐ)・菁茅(祭の時に神に用ひる)・玄纁(くろ赤い)・大龜・鐵・熊羆狐狸・織皮・皮服・黑絹・織綺(白き)・卉服(木綿)・織貝(貝のもやうな)・橘・柚、などが得られ、之等が交通の開通と共に互に輸送交易せられたと想はれるから、蓋し商業生活の盛大は見るべきものがあつたであらう。

さて、詩經には、「氓の布(貨幣の)を抱つて來つて絹絲を買はんとするものがあつた」(備)とあるから、周代古くからこのやうな買ひが行はれたことを知るのであり、又孟子などに、「關市に讒せず」とて、諸國を行商する商人に關所にて課税する關税のことが見えてをり、或は又莊子に、宋人が越へ冠冕を行商に行つた話があり、隨つて周代には行商人も夥しく生じてゐた様である。且、孟子は、「この關税を課しないやうにすれば、天下の行商人は皆其國の關門を通行しようとして集まり來るから、自然に物資貨財が流入して、其國は物資豊かとなる」と縷々提唱してゐるから、周代春秋戰國時には、物資不足に悩まされた結果、商賈生活を保護する必要が生じてゐたことも考へられるのである。』月令に、やはり、之と略同じやうな行商保護政策が記されて、「仲夏五月には、里門を閉づることなく、關市で商賈が隠せる貨物を搜索するやうなこともさせない。又、仲秋八月には、關市を容易にして、商旅が入國し易いやうにし、貨賄を流入させて庶民生活に便にし、かやうにして、四方隣國から來集し、遠隔の地方からも皆やつて來るやうにすれば、財貨は豊かに、上下日用に乏しいことなく、百般は完遂される」と説かれるのは、共に周代中・後期の行商保護政策を見るに足るものである。

尙、周禮には、司市・賈師の官があつて、前者は市場の商品に詐偽がないかを監視し、後者は物價を制限公定し、宗廟の用具や兵器等は賣買出來ないやうに監督したといはれる。更に市場商品の賣買に制限を附けたといふ参考事例は、禮記王制篇などに見られるが、例へば、「玉石類に金の飾りあるもの、官より賜はつた車服、祭祀に用ひる犧牲、日用品の一定標準に合せぬもの、布や絹帛の生地・幅等の規定以外のもの、色彩の正色を亂すもの、錦文珠玉の美しい器具類、一般衣服飲食の類、時節外れの五穀や未熟の果實類、木材禽鳥獸魚類の標準規制に合しないもの」の如き、此等の品物は、市場で賣ることを禁止した様である。

なる」と縷々提唱してゐるから、周代春秋戰國時には、物資不足に悩まされた結果、商賈生活を保護する必要が生じてゐたことも考へられるのである。』月令に、やはり、之と略同じやうな行商保護政策が記されて、「仲夏五月には、里門を閉づることなく、關市で商賈が隠せる貨物を搜索するやうなこともさせない。又、仲秋八月には、關市を容易にして、商旅が入國し易いやうにし、貨賄を流入させて庶民生活に便にし、かやうにして、四方隣國から來集し、遠隔の地方からも皆やつて來るやうにすれば、財貨は豊かに、上下日用に乏しいことなく、百般は完遂される」と説かれるのは、共に周代中・後期の行商保護政策を見るに足るものである。

勿論、此の制限は、先秦代にも或る程度行はれたが、又漢代に行はれ乃至は行はれる必要のあつたものと見なさるべきものであることは、王制篇の集成が漢文帝時の博士達によるものであるのに考へても當然である。

さて、商賈生活の行はれる場所は、市場であるが、春秋戦國の諸侯の都城は皆大市場であつた。史記蘇秦傳には、齊の國都臨淄の殷盛な大市場の實況が描かれてゐる。そして、市場にも、朝市といつて商賈が主となるものや、夕市といつて販夫販婦の主となつたものや、特定の期日に日中開かれた大市などがあり、此の外に行商などもあつたわけである。例の「神農、日中爲市、致天下之民、集天下之貨、交易而退」といふ「日中の市」は、特定日の日中に開く「大市」を意味すべく、市の原始型は此の「大市」であらう。

春秋戦國時代には、各國共に商業盛大となつて來たが、爲政者の立場からは農耕生活の盛大が好都合であり、李悝・商鞅の如き皆重農政策を執つたのである。が、一面、國の富力を増大するには、所詮、商賈の力によらねばならぬ所が大であるから、事實に於ては、商業者を利用することは多大であつたらう。

且、各國に於て、巨大な商利により、富財王侯を凌ぐ大賈を輩出したことは史實に明かであり、諸侯も之等に助けを受けた事は少くはない。

さて、商賈生活には、錢貨なる媒介物が必然的に生起して來よう。上古に獸皮が貨幣の用をなしたことは、婚姻の時に儻皮を送つたり、漢代で皮を幣としたりするのによつても知られるが、又貝が貨幣の用をなしたことは、財貨寶貴などの字が皆「貝」字に従つてゐるのや、或は周易に「億貝ヲ喪フ」とあり、又鐘鼎の銘に貝を賜はることが屢々見えること等によつて推知せられよう。且、貝でも子安貝が用ひられたことは、遺物や特に貝の字の象形によつて推定せられるのである。而して、許慎の説文には、「古は貝を貨幣とし、周では泉が行はれ、秦では貝を廢止して錢を使用した」と見えてをり、又周景王は大錢を鑄たと傳へられ、桓寬の鹽鐵論には、「夏では元貝を使ひ、周では紫石を用ひた」と言ふ。要するに、太古子安貝を用ひ、周では、貨幣の流行することは泉水の流れる如くであるので、泉字の篆文「泉」の形に象つて凡「泉」の如き錢を造り、泉といひ、景王は大形の「大泉五十」と刻した錢を鑄造し、秦でも錢を用ひ黄金の上幣と銅錢の下幣とを通行した事である。但し、周では紫石の如き玉石をも貨幣として用ひた様である。且戦國代に錢貨を「刀布」と稱されたのは、泉字の篆文「泉」の形から少變して「刀」の形「刀」になつたから刀といひ、又錢貨は汎く天下に布き用ひるものであるから、其の「布き用ひるもの」の意味で「布」とも言ひ、「刀布」と熟して名稱されたのである。(文献通考参照)

漢代では、秦銭が重くして用ひるに不便であるから、筭銭を鑄、又鐵銭（八銖錢）を鑄造したし、文帝は四銖錢を作らせ、且民の錢貨私鑄をも許したから、吳王の吳錢は汎く流行した。武帝は白鹿皮を以て皮幣を作つたり、又銀・錫錢を作つたが、遂に民間私鑄を嚴禁し、元狩五年、五銖錢を鑄造して、民の満足を得たのであつた。

而してこの商賈生活は、勢利を得ることの多いが爲に、漢代に及んでは益々盛大に赴き、三河地方の如きは、巧偽にして利に奔り、財を貴び義を賤み、商賈生活をなすことを好んだと言はれ、又臨淄・鄒魯の流俗も漸くにして賈を好み利に走ると言はれ、又南陽地方の如きも、秦末以後は、民の風尚、商賈を好みて業とするに至つた、と言はれる程である。

併しながら、元來支那の生活は農牧本位であり、事實、古代に於ては、商賈生活は大いに抑壓される傾向にあつた。即ち孟子公孫丑下に、「古の市場賣買は、有無交易するのみで、別に暴利を占めようとするのでないから、課税などもなく、唯争訟を取締る役人が見張つてゐるだけであつた。所が、貪欲狡猾な賤人があつて、市場の小高い所に立ち、あちらこちらを見廻してゐて、利益のありさうな品物を見ると、忽ちそれを買占めて、暴利を貪るやうなことをやり始めたので、衆人はそれを賤しみ、課税をするやうになつた。」と言ふが、單に一賤人に始まるのではなく、交易商賈の生活には、買占めと暴利索取とは必然的な附き物である。

さてこそ、古來、爲政者經世家達も、其の利益を壟斷獨占して義を顧みないことを憎むのである。それだから、秦商鞅の如きも、商賈末利を事とするのを禁壓し、農織を獎勵したのであつた。老子や韓非子なども、商賈之民をば極力排撃するが、やはり其の狡猾私利を營んで中間索取し、純朴な農牧生活を害し、治政材用の蠢賊となるのを恐れた爲である。

「それだから、漢代でも高祖は賤商令を布き、商人は絹帛の衣を着たり車に乗つたりしては不可なく、又税を重く課して抑壓したのであつた。但、高惠皇后の時には賤商令を弛めたがそれでも商賈の子弟は任官して吏となることが出来ず、權利も農民よりは少く、且軍役に徴せられる義務は特に重かつた。又漢初では、民は自由に鹽鐵を賣買できたのであつたが、武帝の時には大農丞を置いて鹽鐵の事を管せしめ、鹽鐵を官に收納させて官府の專賣にしたのである。又酒の如きも、武帝は、縣官に自ら榷酤（專賣す）して酒を賣らせ、庶民が酤るを得ざらしめたが、昭帝は此の法令を廢し、民に一升四錢の租を徴して賣らせることにしたのである。又武帝は、家族に一人でも商賈を營む者があると、其の一家族は名田を有つことが出来ぬやうに令して、商賈を抑へた。農商が區分されたのは、之に始まる。

併し漢代の商業は殷昌となり、武帝時には、東郭・咸陽・孔僅等の如き大商人は、遂に商賈を以て官吏に任ぜられるに至つたし、商業都市として有名なものには、關中・巴蜀・三河。

邯鄲・燕・臨淄・睢陽・宛・壽春・番禺等があげられる。そして、當時の商人の状態は、文帝時の晁錯が述べてゐるやうに、絶大の富利と實力とを備へてゐたことが知れる。即ち大商人は、積財巨大にして利息を倍額にし、小商人と雖も坐列販賣して奇利を博し、毎日都市に游行し、上の急に乗じて、賣價を必ず倍額にし、男子は耕耘せず、女子も蠶織せず、それでゐて采飾の衣を着、肥肉を食してゐる。農夫の苦勞を爲すことなくして、阡陌の制の如き巨利を得てゐる。この富材によつて王侯と交通し、その富力實力は王侯に過ぎ、歩行の行列は冠蓋相望むといふ驕勢ぶりであつて、法律では商人を賤しみ抑へるけれども、その富貴は既に兼ね備はつたものである、といふ状態であつた。更に當時の通商は、匈奴・大月氏・大宛・康居・烏孫等の西域諸國にも及ぶものであつたのである。

この様であつたから、後漢光武帝は商賈を抑制し歸農させようとしたが、實現不可能であつたのは、やむを得ないことであつた。それで、光武帝は、鹽鐵官賣の法を弛め、税を收めて民賣を許し、國費に當て、明帝・和帝の時には夫々改廢あるも、概略すれば、やはり民間私賣を認めたのである。そして、通商區域は、北は鮮卑、東は島夷、南は蠻嶺、西は大秦（東ローマ帝國）にも及んで、前漢時代の通商地域に比して、更に數段の大擴張、大發展を來してゐたのである。

而して三國時代、魏は農本立國であり、蜀は商業富利に據り、吳は商旅（即ち行商）によつて經營してをり、興味ある現象である。

之を要するに以上の如く、支那に於ける商業生活の發達は相當に抑壓されたものであつたが、唯産業史的原理によつて、漸次盛行し來るのは如何とも仕方がなかつた様である。

尙、支那民族の産業生活上に於て、商業生活の大なる發達を來さなかつた理由を一、二補足して見るに、元來、支那民族の生活を托してゐる國土が頗る曠大であり、隨つて其の天産物の豊富さは優にそのまゝ民族の生活必需品を供給するに足るといふ結構な状態であつたから、別に之に大いなる加工を施し乃至はそれを賣扱いて利益を得なければならぬといふやうな必要に逼られてゐなかつたし、且人口もそれ程過剰になつてゐないで、むしろ土地開墾にさへ人力が尙不足してゐたと思はれることが一である。又、支那民族性の一として、頗る個人主義的であり、よくいつても同族結合が關の山で、他人と信用し合つて相互に協力し、一致協同して資金を出し大資本を造つて大きく商工業を營むなどといふやうなことは、到底不可能なことであつたこと等もその二として算へられるであらう。第三には、歴代帝王は治政上の便利からして、重農賤商策を採り、商賈生活を抑制することはあつても、之を奨励するやうなことは絶無に近かつたことなども算へられようか。

四 工 藝 生 活

太古傳説には、伏羲氏は網を造り、又其臣巫は耒耜・耨などを作り(世本)、或は黄帝は車を、其臣共鼓・貨狄は舟を作つた(世本)と言はれる。それはともかくとして、堯舜禹の頃には、もう車、船、耨、耒耜、耨、土鏝、土簋、陶器、漆器、などを始め、天文測定の璣璣玉衡(漢以後の)なども精製せられてをり、或は又織文・織貝・織絹・元纁・環組・文繡などの紡織工藝も相當に見られ、或は宮室築造、瓦甍、瑤臺、象廊、山臺、玉臺などの發達も注目さるべきであると思はれる。特に、夏代の工業を重んじたことは著しいものであつた。其の再貢に見える加工工業品は、天下に普いて多數であることは有名である。又、殷代では、土工・金工・木工・獸工・草工等の如き、六工なる工業専門官あり、夫々に、土器・金器・木器等の製造について掌つたやうである。今日、殷墟文字について見ても、彝・尊・爵・罍・鼎・卣・盃・盤・盂等あり、事實又、商爵・商卣・商觚等の今日に残存するものあり、銘文・字體からしても古朴な趣きがある。以て其の發達の著しかつたことが想像せられるのである。周代に至ると、一層發展して、輪、輿、弓、廬、匠、車、梓の攻木(木の細工)の七工を始め、攻金の六工、攻皮の五工、設色の五工、搏埴の二工、等が存したらしいのである。そし

て明堂・路寢以下の營造は勿論、鼎彝、鎗釜、盆瓶、槃盂、床几、車舟、衣裳、衾綯等々の生活日用品の製出に精妙巧緻を極めるもの鮮少ではなかつたと思はれる。

漢代に至つては、神仙説の流行と相待つて、觀・臺・殿等の諸宮室の大造營起り、且庭園泉池の築造も生じて來た。又武帝時には、鹽酒租賣が行はれ、又京師貴族の衣服、飲食、車輿、第邸は王制を過ぎて驕奢を極め、その臣僕妾御もなほ文組綵牒(文飾のある紐や)を服用し、錦繡や綺紈(白ひり)を服した。随つて、之等に関する工藝の流行盛大も想ひやられるであらう。特に漢代では、武帝は鹽鐵の法を設け、之を官府で管理專賣せしめた。後漢光武帝は、專賣法を除き、私に製鹽・製鐵するを得しめたが、課税をして國用に供する爲であつた。明帝は、鹽は官の專賣とし、鐵は民間の製業を認め税を徴したが、和帝は又鹽鐵の禁をやめたやうである。且、説文によれば、鹽は神農氏の頃、夙沙といふ人が海水を煮て製出し、河東地方の鹽田は長さ五十一里、幅七里、周圍百十六里に及ぶと言ふ。其の神農時代から行はれたかどうかは疑はしいが、とにかく後漢許慎の時代には、製鹽工業の發達して此のやうな大規模の鹽田が設備されてゐたことは確かなやうである。即ち兩漢時代に互つて、鹽と鐵との生産販賣が問題となつてゐるのに見ても、當時の此等製造工業が盛大だつたことは肯かれるのである。

第二章 家族生活

家族生活は、人類自然の血族的結合生活であり、如何なる民族生活にも共通するものであるが特に支那民族に於ては独自の發達を示してゐる。即ち同祖の血族が一大血族團體として社會を構成する母胎をなし、その中に於て夫々家族生活を營んでゐるのである。蓋し國家、人主の永續性もなく、全民族的崇敬歸一性もなく、隨つて一國一天下の強力な團結性のない疆土に於ては必然的な成行きであつて、政治生活の活動も之に由る外に途がなく、隨つて、之を保護せんとしたのであつた。故に、支那民族の家族生活は、又社會生活の大部分を成すもので、殊に家族生活中の宗法生活の如きは、支那社會生活中の重要部面である。で先づ、家族生活について言及して見たい。

一 家族生活

支那は宗法社會の國であり、家族主義制度の優たる國である。それは太古よりさうであり、周に至つて最も整頓した。其の古傳説に、伏羲氏は始めて嫁娶の法を定め、僂皮を遺るを以

て禮とし、姓氏を正し、媒酌を立て、人倫の本を重んじた、と言はれる。其の姓氏を正し、嫁娶の法を制すると言ふ以上には、姓は其の生系種族の貴賤を表はし、氏は家門を示すものであるから、どうしても當時家族制度生活が優存したと見られるのであるが、此は傳説であつて、必ずしも伏羲氏の太古に於て、姓氏の分別があり、家族制生活が行はれたか否かは疑はしい。がともかく、支那家族生活の起源を古く認めようとする意識からいつても、かなり上古から家族生活が行はれたことは考へてよいであらう。而して、堯帝の時には、どうして家族制生活は優存したと思はれる。例へば、尙書堯典に、「克く九族を親しみ、百姓を平章し、萬邦を協和す」とあり、「九族を親しみ」とは堯帝の家族親戚に相違なく、又「百姓」とは百官の姓あるものであるから、先づ以て當時に姓氏が顯存し、隨つて家族生活も行はれてをり、或は更に「九族」などいふ廣範圍の宗法家族制が形成されつゝあつたとも考へられ、更に「司徒に五典を教へさせた」といふ五典は、「父義に、母慈に、兄友に、弟恭に、子孝に、」であると思はれるから、かゝる家族道德も生起してゐたと思はれるのである。又、舜は堯の二女を娶りて家をなし、或は舜の義母は弟象と謀つて舜を殺さうとさへしたが、舜は大孝にしてよく父を誤らしめなかつたといふ事などから考へても、舜帝時に家族生活及び其の道德の孝等は存したであらうし、更に禹は刻苦治水に精勵して外に居ること十三年、家門を過ぎ

ても入つて休息さへしなかつたといへば、更に家族生活の存したことも明かであらう。尙、周語には、禹や四岳に姓氏を賜はることが見えてをり、「帝、禹の徳を嘉して姓を賜はり、曰ひ、氏を有夏と曰ふ。四岳を國に陟し、(任命)姓を賜ひて姜と曰ひ、氏を有呂と曰ふ。」とある。即ち堯舜の時代あたりから、姓氏を賜はることがあつたらしいから、それ以前に姓氏といふ様なものが存してゐたことは推定せられ、随つて家門家格を識別する風習が行はれてゐたことも考へられよう。既に家門家格が問題になる以上には、當時亦、或る程度の家族制や宗法生活の行はれた事も知られる。特に又、之を田制の上から考へて見ても、夏禹の時代から殷湯の時代に於て、相當に整つた家族制度と家族生活が行はれてゐたことが明瞭なのである。即ち孟子に、「夏后氏は五十にして貢し、殷人は七十にして助す」といふのが其の例證であるが、之によると、夏時代では、田地五十畝を一區劃として一家に授け、十家を一組とし、五百畝を授け、數年間の收穫を平均して、その十分の一を賦として貢納させたことであるから、之が爲には、一家族生活を營んでゐる家族数を調査する必要があり、随つて家族制は明確化していつたらうし、又ゐたでもあらう。更に殷代では、七十畝を一小區とし、九區劃を一組として、八家に授け、中央に七十畝の公田を置き、八家は互に助け合つて公田を耕作し税賦として上納し、其外の八區を八家に各々一區七十畝づゝ分け授けるのであるから、

亦一種の井田法であり、随つて家族生活をなすものを調査することが必要であり、且家族制の存行を前提とするし、逆に又家族制を維持強化する事ともなつたであらう。且、一井中を共同耕作する一組十家乃至は八家は、同祖血族者を一組にしたに違ひないやうであるから、既に所謂宗法組織も存してゐたと云へよう。かくて、有史の始めより、支那民族は家族生活をなし、其の制度・道徳も漸次整ひつゝあつたと推されるのであるが、周代に至り所謂井田法の完成するに及んでは、家族主義宗法社會が完全に成立したと見なされよう。特に、井田班授が長子本位であり、餘子は二十五畝の餘夫之田を受くるに止まつたこと等は、最も宗法主義家族制の確立と發達擁護とを目的としたものといへる。そして、此の家族制度の生活中に於ける道徳は、左傳や孟子などに殘見傳承せられてゐるが、父子兄弟の道を正し、長幼貴賤の序を明かにし、夫婦男女の別を嚴にし、夫々其の節度を守るといふことであり、儒家達は最もよく之を提唱し、周室の理念政策に適應協力したのであつた。孔子が「父父たり、子子たり、兄兄たり、弟弟たり」といつたのも、勿論この家族生活に於ける道徳を鼓吹したのであるが但孔子は、其の上に「君君たり、臣臣たり」を加へてゐる。蓋し父子・兄弟・夫婦等を守るべき遵則を定め、家族生活を完遂し、それによつて君臣國家生活に貢献せしめようとする意圖があつたからであらう。大學に「修身」より「齊家」へ、更に「治國平天下」へと、階梯を

立て、述説してあるのも、亦この意圖に外ならぬであらう。即ち堯・舜・禹・夏・殷湯・周初に於ける本來の家族制度生活は、家族主義宗法生活を一單位として、その生活完遂によつて國家生活の完成に便せんとしたものであり、決して家族生活の遂行といふ所だけに止まらずことを目的としたものではなかつた。家族生活は、國家生活へ更に協翼すべく、井田制の如きもの、媒介によつて、強力な有機的關係が附けられてゐたのである。然るに、時勢の變遷や、職産業の推移や、政治理念の低下墮落や、及び之等に伴ふ井田制の變改等によつて、家族生活は國家生活との有機的關聯を減却させられ、家族生活自體を獨立的目的體と見なす民族性的因習に陥り、云はゞ、家族生活は其の人情の結ばれの小寒中に硬い殻を纏つて閉ぢこもつてしまひ、其の更に高次のな目的のあることを見放つに至つたのである。かの家あるを知つて、國あるを知らず、「父母に孝を盡すことが出来なくなるから、兵士になつて國事に死することは不孝である」とさへ話す程の支那生活意識が、かやうにして、嘗つては瀾漫するに至つたのである。勿論、家族を重んじ、孝を重視するといふ様な考へは、周戰國代に、孟子などにも見受けられるところであつて、例へば、「舜の父瞽瞍が罪を犯して罰せられようとする場合には、舜は宜しく位を去り、父瞽瞍を背負うて逃れ避くべきである」と孟子が唱へてゐる様なのは、既に當時、孟子の如き有識賢人でも、家族生活や家族道德の爲には、

國家生活や國法を逃避するかの様な考へを正しいものとしてゐた様である。況んや、周末・秦・漢と推移するに及んでは、國家生活への協翼は二の次になり、家族生活の安全保持といふやうなことが眞先に考へられることは、滔々たる天下の風向をなした様である。さて、家族制度生活の成生推移は、大略、上に述べた様なものであるが、此の支那の家族制度生活に於て、家の系統、門地、家格が非常に重んぜられたことは、前にも一寸觸れた如く、姓・氏が禹の頃から生起してゐるといふ例によつても窺へるであらう。そして、周初には、周の姬姓以下二十有餘姓が存してゐた様である。又家族生活に於ては、家長の權は甚大であり、貴賤長幼の序も勿論嚴重であるし、男女の別もやかましく云はれ、七歳からは席を同うせず、物を授受する際にも男女はお互に手から手に受け渡しをするやうなことはしない、といふ風に嚴格なきまじり、が設けられてゐたのである。が、事實は、一夫多妻の風習から畜妾なども多く、風教亂理の多かつたことは、史實に明かな通りであつた。或は、又、むしろ其の亂理のおそれの爲に、かゝる嚴重なきまじりが設けられたのもあらうか。月令によつて考へるに、周室が人民の家族生活に向つて注意布令したと思はれるところは、例へば、「仲春二月には、雷がやがて鳴り出すから、婦女子は容止動靜に注意をせねば、子供が生れても完全に發育しないおそれがある。仲夏五月には、陰陽が争ひ、死生が分たれる時であるから、

男子は齋戒し、居處するには必ず身を防ぎ、舉動を慎靜にし、音楽を聴くことをやめ、滋味嗜欲を節制し、心氣を落ち着けねばならぬ。季夏六月には、やゝもすれば、國に風が吹き咳疾が流行し人民は轉住するおそれがあり、又丘、田に水が溢れ溜り、禾穀は熟せず、婦女は流産しやすいおそれがあるから、宜しく季節に適應して注意せねばならぬ。孟冬十月には、喪事の規律を正しくし、衣装や棺槨や、お墓等の厚薄・大小を、分相應にさせる様に注意する。」と言つたやうなものであり、色々と周到なる場面を規定してゐるのである。

併しながら、支那家族生活の全面に互つて知悉しようとするならば、更に所謂宗法社會生活を中軸とし、冠・婚・喪・祭及び衣服・飲食・住居等に互る風習一般に就て、觀察する必要があるであらう。故に以下、此等の庶般事象に就て、稍詳細に言及して見ようと思ふ。且、支那に於ては、天子(王侯)と雖も、姓氏を有してゐるのであり、其點、一家族生活者に外ならない。即ち天子・王侯・卿大夫・士・庶民等といつたやうな階級的等差はあれ、均しく一家族生活者としての家族生活諸部面を有するから、之等をも併せて觀たい。

二 宗法制社會

支那は宗法社會であると言はれる。宗法に従ひ生活の營まれてゐる社會といふ意味である。

そして、宗法の宗といふのは、同祖、同姓の義である。即ち或る同祖同姓の氏族中に於て、その本家、宗家を中心となつて其の一族の祭祀や生活が規準されていくやうな方法、それが宗法であり、此の宗法生活の行はれて形成されてゐる社會が宗法社會である。つまり、或る氏家族の本家の嫡子即ち長子が其の氏家族の大宗家となり、他の仲子、末子達及び其家族等は、皆この大本家の嫡長子に従つて家族生活をなしていく社會なのである。そして此の宗法制は、社會生活として見らるべきものでもあるが、便宜上こゝに述べることにする。

さて、この宗法には大宗と小宗とがあり、大宗といふのは、儀禮に「尊の統なり、」(喪服傳)、と言はれる如く、其の氏族の一番始めの祖先の嫡長子の家筋であつて、嫡長孫、嫡長會孫といふ風に繼承される、云はゞ總本家に當る直系氏族長であり、日本の古代などで所謂「氏の上」、「氏の長者」である。小宗といふのは、其の氏族の始祖の嫡長子以外の子供や或は嫡長孫以外の孫などが分家して一家族生活を始める時、そこに又生じて來る筈の分家筋の嫡長子、嫡長孫による分家族長である。そして大宗即ち總本家筋の族長は、萬世不易であつて、(禮記)代々其の氏族を率ゐて祖先の廟を祀り、氏族生活の指導者(儀禮に大宗は族を收むる者なりといふ)となるが、小宗即ち分家筋の族長は「五世にして遷る」から、(禮記)五世の間だけの族長となつて其の分家筋氏族を指導し祖先を廟に祀るのである。

このやうであるから、總本家の主人即ち宗子は、其の氏族最重の中軸であり、随つて祖先廟祀の禮を完全に行つていく上に、どうしても主婦がなければならぬので、宗子たる者はたとへ七十歳になつても妻が死すると再び娶ることになつてゐる。例へば宗子は、祖先を廟に祀つた場合に、お祀りの濟んだ後、廟庭で宗族の男子を集めて酒宴を饗するし、亦宗子の妻は、私室で宗族の女子達を集めて饗應する禮になつてゐるから、宗子の妻が死亡して存しない時は、この禮が缺けることになるのである。それ故に、禮記には、「宗子は七十歳と雖も、主婦が無ければいけない。宗子でなければ、主婦が無くてもいい。」(曾子問)などと定められ、重んぜられてゐる。又宗子宗婦には同族の子婦皆事へねばならず、たとへ貴富であつても、その貴富なる身分を以て宗子の家に入ることは出来なかつた。必ず門外に舍いておき、僅かの見すばらしい身分となつて入らねばならない定めであつた。(内則。)

さてこの宗法生活は、人君諸侯より士庶民に至るまで行はれ、現在では若干の變化はあるも、やはり其の根本形體は存してゐる様である。又、後世に至ると、此等宗族團體は、相互扶助の爲に、義莊(義田のこと)を設けたり、教育基金を抽出したりして、同宗間の和同發展を計る様になつてゐるのであり、このやうにして同姓同族の結合を基礎に、或る程度の獨立が出来る生活團體として、或は聚落をなし、或は郷閭を形成し、支那の社會生活は、其の時の政

治力の如何に關はらず、一般民衆の生命は存續してゆけるやうに組織づけられてゐるのである。

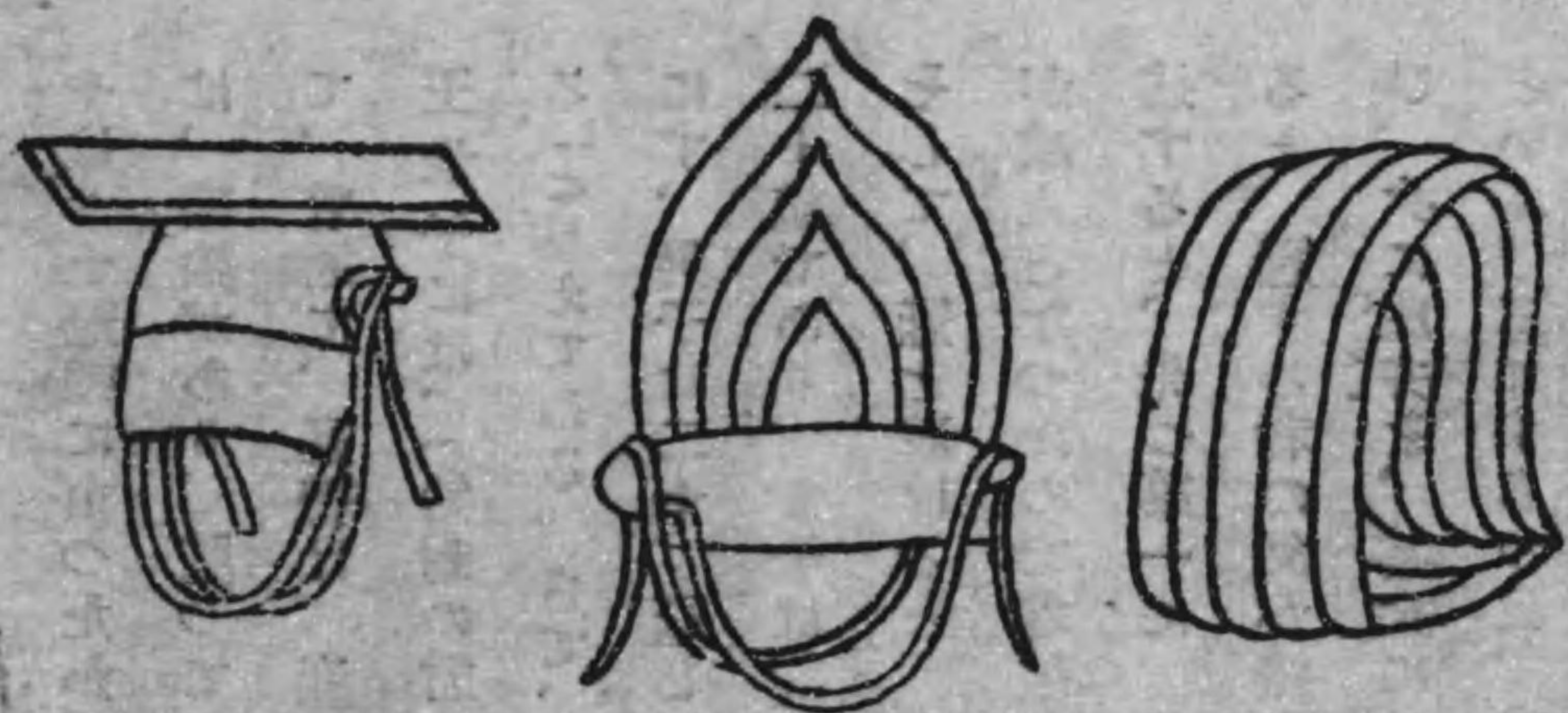
では、此の宗法社會生活は何時頃始まつたかといふに、明確なことは判らないが、夏の時代には、もはや一男子に五十畝の田を授け、十人五百畝を一區劃とする一種の井田法が行はれてをり、恐らく之は血族團體を一區劃に配したことに違ひなく、或る程度と同族集團生活が行はれつゝあつたものと思はれるのである。殷代では又それが持續發展せしめられたであらうが、周代に至つて最もよく整つて來たと思はれる。例へば井田法に於て、百畝を受ける男子は嫡長子の二十歳になつて妻を娶つてゐる者である點を考へても、嫡長子中軸の家族生活を保護し重視したことに違ひはないと思ふ。又、左傳や韓非子などに見える周代人の古語古説に、嫡子・正妻を衆庶子・妾から嚴に區別し、且長子相續を恒常として重んずる觀念を生じてゐることを見ても、やはり周代には、直系嫡子を主體とする宗法的な血族團體生活が発達し來つてをり、且それを維持保護せんとしてゐたことが考へられるのである。

三 冠 禮

支那家族生活に於ても冠禮が行はれる。成人になつたといふことを示す爲に冠を着ける禮

で、云はゞ成年式であり、元服である。即ち一人前になつて、人間として凡ゆる禮法を爲すに耐へ得る資格を有することを表はすのが冠であるから、之を着る冠禮は、人間諸禮の始まりであり、隨つて「冠禮は禮の始めなり、故に古は聖王もこの冠禮を重んず。」と禮記冠義に見えてゐる。ところで、一體、古聖王の何人から始まつたかを考へて見るに、世本などの傳説には、黃帝や其臣である胡曹などが冕・冕旒を作ると見えてゐるし、禮王制篇には舜は皇、夏禹は收、殷は皐、周は冕といふ冠があつたといひ、特に禮記郊特牲篇には「周は冕、殷は皐、夏は收あり、三王皮弁・素積(白い下裳、ひだをたつ)を共にす」といへば、冠制の存したことは夏時代あたりからと見れば大體正しいと思ふ。既に冠が作られる以上には、其の着け初めの儀式が問題になつて來るであらう。そして、郊特牲には、又「大夫には冠禮はない。それは、古は、士五十歳になつて始めて爵位を授けられ、大夫になるのであるから、二十歳以下の大夫は存しない筈であり、隨つて大夫には冠禮がない。諸侯に冠禮があるのは、夏の末頃からである。」と言ふ。即ち諸侯の冠禮は夏末期に生じた様であるから、士の冠禮はそれより以前、最も早くに生じたであらう。それは、天子の嫡長子と雖も、生れながらにして貴い者ではなく、冠禮は士の冠禮を行ふものであるから、やはり士冠禮が其の原始型と見られるのである。周成王は幼にして即位し、周公が攝政してゐたが、成人するに及んで、周公は政

を還したといへば、周初に成人冠禮の行はれたことも明かである。この成王の冠禮の場合に、やはり士冠禮に由つたか、或はもはや天子となつてゐるのであるから特別の冠禮に由つたかは、議論があり、隨つて二十歳説、十九歳説、十三歳説等々の諸説が見られるのである。さて、普通に、冠禮は、庶民には無く、士と諸侯と天子の子等に限られる様であるが、禮記文王世子には、「始封の君の孫は、その祖廟がまだ除去されぬ時は、庶人であつても冠禮をする」と見えてゐる。さて、其の年齢は曲禮に「二十を弱と曰ふ、冠す」といひ、又「男女長を異にす、男子は二十、冠して字す、女子許嫁すれば、笄して字す」といへば、男子の士冠禮は二十歳であり、女子は「許嫁すれば」といふが、大體十五歳にして笄して、成人の禮とする。そして、冠を着けると、字をつけ、他人は其の字を稱する様になるのであるが、それは其人が成人となつたので尊敬して、名前は言はぬ様にするのである。今、冠禮の様子を少しく記述すると、先づ第一に、日の吉凶と冠を被らせて貰ふ賓者とを占なつて定め、其の期日になると、冠する者の父が禮服を着て、被らせて貰ふ賓者を迎へ、其子に緇布(粗布)の冠を被らせて貰ひ、次に皮弁(ひびん)を、其次には爵弁(しやくべん)を被らせて貰ふ。之を「三加」即ち「三たび加へ被らせること」といふ。三加するのは、之によつて彌々成人となつたことを悟らせ自重自尊させるが爲であり、又嫡子は阼階(せたい)の上で冠を加へるのであるが、それは其家の主人に繼ぎ代る人であること



弁 弁 冠布縹

を明示するのであり、又賓者に冠する者の字をつけて貰ふのである。且、冠禮を廟中で行ふのは、冠禮が嘉事の重大なものであるからである。この様にして加冠の式が終ると、冠者は母や兄弟に見え、母や兄弟は拜するのである。後、冠者は玄冠・玄纁の盛装をして、卿大夫や郷先生に幣を持つて見えにゆくのであり、かくして成人となり成人の禮を行ふことになるのである。

さて、冠禮の場合に、喪が生起した時には、如何にするかといふに、禮記會子問篇に規定言及されてゐるものがある。即ち例へば、冠禮を行はうといふ日時に、冠を子にさせて貰ふ人(元服親の如き)がもう参着し、主人(子の親父)と揖讓して門に入られた其の時に丁度、齊衰(喪の第二等に重いと云ふ)にして、夫が妻の爲にする(大功)、期間九ヶ月、兄弟姉妹の爲など、期間は十一月、大功(どの爲にする喪である)の喪が生じた知らせがあつたとすれば、それが内に在る肉親の死んだ爲の喪ならば、忽ち冠禮の舉式を中止してしまふし、

又外に在る親戚の死んだ爲の喪ならば、冠を着ける式だけは行ふが、其の式後、元服親を齎應する爲に設けた醴酒や膳部は悉く退かせて、直ぐ所定の位置に即いて哭するのである。もし又、冠禮の時日に、元服親がまだ参着せぬ時に、喪が生じたのならば、其の場合には、加冠の禮を廢して喪冠を着けるのである。もし又、冠禮を行はうとしながら、その豫定日にならないうちに、齊衰・大功・小功などの喪が生じた場合には、吉禮を廢し、喪服の定めに従つて喪冠を着けるのであり、よし喪が除かれた後も、改めて冠禮をやり直すことはしない。又、父が歿して後に冠禮を行ふ場合には、すでに冠を着けると、先づ父の廟に詣りお祀りして報告を終へ、それから伯父、叔父達に接見し、其後に元服親を齎應するのである。

四 婚 禮

支那家族生活に於ける婚禮も亦重要な部面である。抑々婚禮は、「二姓の好みを合せ、上は宗廟を祀り事へ、下は後世子孫に永く受け繼がせようとするもの」であり、(禮記)又「嫁娶の禮は、人倫を重んじ、繼嗣を廣むるもの」であり、(易經)随つて「婚禮は萬世の始めである」(郊特牲)とされ、又「大婚は萬世の嗣である」(哀公問)ともされるのであつて、要するに婚禮は人類生活や特に家族生活に於ける祖先の志及び祭祀を萬世に亙つて永く存續繼承させる

所以のものであると考へられてゐる。毛詩傳などに、「后妃が和樂して、色に淫することなく、且夫婦自からに別あれば、父子親しみ、君臣恭敬し、朝廷は正しくなり、以て天下を風化することができる」と説かれるのも亦婚禮が家族生活乃至は國家生活に必須不可欠な根源となることを示すものであらう。この様な重大事であるから、婚禮が重んぜられるのは當然であつて、例へば「婚禮は、之によりて、先祖の後繼とならうとするのであるから、敬を致さないでよからうや、(性郊特)」(郊特)と言はれるのであり、又「婚禮は必ず父母に告げて許しを得て行ふ」(文王世子)のであり、或は又「同姓を娶ると後繼が蕃殖しないで、祖先の嗣を絶つおそれがあるから、同姓は娶らない」(郷語氣同則不繼、左氏僖十二年男女同姓、其生不蕃、孟子不孝無後爲大、曲禮娶妻、同姓不娶)と言はれたり、其他、色々な婚禮上の手續や順序などが嚴重に規制されてゐたりするのである。以下、之等につき、稍詳細に述べて見たいが、先づ昏禮の起原について觀察して見よう。

古傳説によれば、やはり伏羲氏が、始めて嫁娶の制を作り、「姓氏を正し、媒介を通じ、儼皮を贈つて妻を娶る禮とした」(路史・史記三皇本紀)と言はれ、又「黃帝が男女を別ち、(淮南子)」「顛頂の法により、嫁娶に儼皮を取るの俗おこる、(淮南子)」、(齊俗)、と言はれる様である。が、それは必ずしも確かではないが、舜が堯の二女を娶つた(經書)こと、及び禹が塗山氏の女を娶つた(經書)こと等は、大體、信用されるから、堯舜禹の如き支那古昔に於て、夙に禮儀の秩序を備

へた嫁娶婚姻の禮制が既存してゐたとは想はれるのである。併しながら、堯も舜も同じく黃帝の子孫であるから、同姓の女を娶らずといふ規判は、堯舜の頃には未だ確立してゐたとは言へず、同姓でも血縁が遠くなれば嫁娶してもよかつたものらしい。禮記大傳などにも、「百世と雖も、同姓が婚姻することを得ないのは、周の道である、」(周禮)と言つてゐる所から考へても、周以前では、それほど嚴重なものではなかつたらうと思はれる。それだから、唐の孔穎達なども、「殷代の人は、五世以後になると、同姓でも通婚することが出来た、」と推定してをり、此はあり得ることであらう。且禹の娶つた塗山氏の女は、漢民族ではなく、所謂夷狄人との結婚であり、異人種との婚姻は勿論差支へなかつた様である。又、舜が堯の二女を娶り、夏少康が虞思二姚を娶つた様に、一夫が數婦を娶り、姉妹が一夫に嫁ぎ、嫡妻の區別がない、といふ様なことも、堯舜夏殷の時代に行はれてゐた婚姻習俗と見られるであらうし、或は堯が舜に二女を娶はせるに際し、牛・羊・倉廩などを併せ備へたといふことは、所謂贈嫁之畜具であり、嫁がせる子女に對して生活調度品のいろ／＼なものを奩に入れて持たせてやる所謂嫁入仕度、或は又粧奩(化粧箱)、(化粧箱)とも云はれるものであつて、かゝる習俗も亦相當古くから行はれたものだらう。

では、堯舜以前の婚姻は、どんなであつたらうか。之については、伏羲氏傳説を信じ得な

いことは明かであり、随つて明確な記述は存しない。が、後世の文献・習俗などを比較して、或る程度の想定は下されないのでない。即ち太古、「几濊氏の民は母有るを知りて父有るを知らず、」(允倉子、)と言はれるが、「天地開けて民生じた當初には、其民は兼棲群處して、母を知りて父を知らず、親戚兄弟夫婦男女の別が無かつた」(商子開案、)のである。所謂雜婚時代であり、姓氏の「姓」字が、「女」と「生」との字に従つてゐるのは、元來は、その爲であらう。此の雜婚生活時代に於ては、多く異種族と戦ひ勝つて其の婦女を捕虜として來、随つて奴婢の如くに使つた。稍後れて、婦女掠奪の習俗も行はれ、擄掠するには昏夜婦家の備へが盡はない時にするのが便利だから、昏時に擄掠行爲が行はれたのであつて、後世、土昏禮などに規制せられる場合にも、やはり昏時に禮を行ふことになつてゐるのであり、唯その表面の意味づけは、昏姻は陰禮であるから、陰の時即ち夕昏を費ぶのだ、と理由づけられてゐるが、其の實、夕昏を以て禮を行ふのは、太古のかうした擄掠結婚の遺俗である、と見得られるのである。次で、賣買結婚が行はれたであらうが、此れは、現今でも、支那結婚習俗には多大の金額を贈る傾向が存し、又事實、賣買する向きも殘行してゐるが、土昏禮などに、納徵の場合に、元纁・束帛・匱皮を贈るなどは、やはり古代の賣買婚の遺俗を殘存するもので、之等の品物を以て婦女の値を償ふといふ意味なのであらう。

大體、太古に於ける結婚は、上述した様なものであり、俘虜・擄掠・賣買などいふ様なものであつたらう。随つて、同姓異姓を區別するといふやうな慣習は、勿論まだ行はれなかつたらうし、媒介を立てることなども、恐らくは賣買結婚の行はれたうちに漸く起つて來た事からであらう。

さて、婚姻の規制が大いに整つて來たのは、周初であらう。樂記には、「先王之禮樂を制するや、婚姻・冠笄は男女を別つ所以なり」といへば、初先王が祭・喪・冠笄の諸禮と共に昏禮をも規制したことは事實と信ぜられる。又詩經に、「妻を娶らば之を如何にせん、必ず父母に告ぐ、」妻を娶らば之を如何にせん、媒にあらずんば得ず、」文王その祥を定め、渭に親迎す、」數則ち室を異にし、死すれば穴を同くす、」君子と偕に老いん、」德音遠ふなし、爾と死を同くせん、」士もし妻を歸んとならば、氷の未だ泮ざるうちに追べ、」我期をあやまつには非ず、子良媒なし、願はくは子怒るなかれ、秋を以て婚するの期となさん、」桃の灼々たる花、この子に嫁ぐ、其葉葉々、この子こゝに嫁ぐ、」貞靜の女又美貌あり、加へて女史が赤心をこめて婦道を教へ正す、」など、詠ずる如きは、周初に、大體の婚姻制は定められ、乃至は流存してゐた事例とならう。それ等によれば、昏姻には必ず父母に告げ承諾を得ること、媒介を立てること、親迎すること、夫婦は恒に偕老同穴なること、婚季

は秋・冬にも春・夏初にも行はれたこと、婦女には婦道を教正する媼師のあつたこと、雉が夙に規制され、慣行されてゐたことを知るのである。

其他、國君即位の始めに、「婚姻を修め、元妃を娶り、以て榮盛を奉ず、」(左氏文)といふが如き事を行ふのは、婚姻の目的が夫婦共に祖先を繼ぎ宗廟に供奉するにあることを知る例であり、又「昏禮には主人を稱せず、諸父兄師友を稱する、」(公羊傳)といふが如きは、婿なる人が廉恥の心あるによつて、自ら婦を娶ると言はぬ例であるし、且又、「昭公、同姓に娶り、孔子稱して、君にして禮を知らば、誰か禮を知らぬものがあらうや、」といつたものゝ如きは、「同姓不娶」の禮たるを知る例であり、又「男女同姓ならば、其の生繁せず、」(左氏傳)や、「志に曰く、妾を買ふに其姓を知らざれば、之を卜す。男女姓を辨ずるは、禮の大司なり、」(左氏昭)や、「同姓昏せざるは、殖せざるを懼るればなり、」(晉)などの如きものは、皆昏禮の「同姓不昏」が、子孫蕃殖に害ある故を以てあることを知る例であり、又「諸侯一國に娶れば、則ち二國往きて之に媵す、姪婦を以て従ふ、諸侯は一聘九女なり、」(公羊莊公)などといふのは、諸侯夫人を娶らば、それに姪婦及び二人の媵があり、媵にも姪婦があるから、合計九人の女子が往くことになるのを知る例であつて、この様な種々な規制慣習が周代に普く流存したと考へられるのであり、隨つて周代の婚禮制規は複雑で各般に互るものであつたと推される。

次に、主として儀禮・禮記に見える所によつて、周代及びそれ以後秦漢に於ける昏禮の大様を見るところ。先づ極めて一般的な士昏禮の場合を観察しよう。此れは、勿論、士なる階級の者の昏禮で、極めて數の上でも多く、且今日にも殘存するし、又今日にも影響力の最多である基本的な昏禮法であるからである。

さて、婚禮が二姓の好みを配偶させ、一は宗廟に事へ、二は後世子孫に繼がせようとする目的であることは、前にも述べたが、之によつても、支那生活中に於ける婚姻生活が、如何に家族生活中心に重大意義を有たせられてゐるかゞわかるのである。

そして此の昏禮には、六階程の儀法があり、之を六禮といつてゐる。即ち納采・問名・納吉・納徵・請期・親迎がそれである。此の六禮が整ひ、最後の親迎の時日になると所謂「六禮告成」の時であり、現時の支那習俗に於ても、其の家の門楣の上に、「六禮告成」と書いた額が貼付けられてゐるのを見出すのは、此の六禮が滞りなく進捗して、最後の親迎の禮の時日に到つてゐることを示してゐるのである。

此の六禮が、昏禮の儀法に於ける六過程であるといふのであるから、六禮が亦敬慎せられるのは當然であつて、六禮中の納采・問名・納吉・納徵・請期の五禮には、夫々皆、主人は

祖先の廟中に几こゝろを設け席せきをしき、祖先の靈を門外に迎へ、揖讓いさくじやうして拜し、五禮を執り行ふについて祖先の命令を廟に聞くといふ儀式を行ふ程である。

さて、昏禮に於ける此等の六禮は、皆媒介人を立て、其の手を通じてそれ〴〵の禮を行ふのであり、媒介氏がなければ交はらない原則である。

ところで、凡そ女を娶るには、夫家が媒介人に幣物(雁である)を托して、女の父に納めさせ、採擇した禮をさせるのであり、之を「納采」といふ。女の父が既に承諾すれば、夫家の主人は夫の所出、生年月日を書いて媒介人に托し、女氏に至つて、女の名を問ふのであり、女氏も亦女の所出、生年月日を書いて告げる、之を問名といふ。(但、後には、納采と問名とは二度に行はないで、同じ時に、先づ納采の禮が畢つたら、續いて問名の儀を行ふ傾向もある様である。)此の間名の儀が終つたら媒介人は歸つて來、夫家は廟に於て其名を卜する。其のトが吉兆であれば、再び媒介を遣はし女の父に其の由を告げる。之を納吉といふ。是になつて、この婚姻は大體確定するのである。納吉の式が終ると、元纁げんくん十端、獸皮二枚を女父に納め、納婚の約條とし、之を納徴といふ。次で、夫家から又婚禮の期日が請ひ求められ、之を請期といふ。此等の中、納徴を除く外は、皆納采と同じく媒介人が女家に使用する度に雁(物)の費(もの)を用ひるのである。婚禮の期日が至ると、夫の父は親ら子(即ち夫)に酒を饗んで

やり且親迎するやうにと命ずる。そこで、其日の初昏つひぐらに、禮服を着け、墨車ぼくしやに乗つて女の家に行き親ら婦を迎へる。之を親迎といふ。即ち女家の主人は、廟に几を設け席をしき、門外に祖先の靈を迎へて入り、婿は雁(妻を嫁といふのは、雁の儀で、)を持つて廟に入り、堂に升つて再拜し雁を供へ、再びは配(偶)しない意味を表はして、親ら婦(妻を嫁といふのは、雁の儀で、)を其の父母から貰ひ受けるといふ儀禮を行ふのである。それから、廟を出で、婿親らが新婦の乗つてゐる車を御し操り、且婿は新婦に綬(さし)を授け與へ、かやうにして車輪が三周廻轉する間は婿が車を御するのであつて、三周廻轉し終れば御者が婿に代つて御して行き、婿は一と足先きに自分の墨車に乗つて歸り、自宅の門前で新婦の到着するのを俟つのである。間もなく、新婦が到ると、婿は新婦を揖して案内して入り、同じ一牲を共に食ひ、又食事が終ると今度は一箇の瓠(か)を分割して二つの瓢(か)に造つた(つ)と(さ)といふ酒器の一つを婿が持ち他の一つを婦が持つて契(ちぎ)を結び酒を飲み交すのである。此れは、夫婦は一體となり、尊卑の位を同くし、互に親しみ合ふといふわけである。かくて、親迎の禮は了るのであり、同時に新婦は士の嫡妻として婦人といはれ、庶人の場合には妻といはれ、大夫の場合には内子(ないし)といはれ、諸侯の場合には夫人といはれ、王の場合には后(きさき)といはれることになる。

さて、其の翌朝は、新婦は夙(は)く起き、沐浴して、やがて舅姑(きやうこ)に見えるのを待つのであるが、

夜明けに介添人が付き従つて新婦を舅姑に見えさせる。新婦は、筭といふ竹で造つた筥に青絹を被らせた器に棘栗や段脩といふ脯肉を入れたのを手土産に、舅姑に見え、舅姑は介添人に注がせて新婦に醴を授け飲ませ、新婦は脯肉や醴を祭る。やがて舅姑が室に退くと、新婦は特豚といつて豚だけの牲物を饋る。婦の順徳を明かにするのである。

さて又、昏禮の翌々日、即ち三日目に、舅姑は婦を一献の禮で以て饗應し、舅姑が先づ西階から降り、新婦は阼階(東階)から降る。此れは、子は父に代つて外事を主どり、新婦は室を譲られ姑に代つて内事を主治することを表はすのである。其後、新婦は入嫁以後三ヶ月にして、廟に至つて祖先を始めて祭り、來婦即ち來つて婦となるものと稱する。更に吉日を擇んで、父の廟に祭り、是に於て婦たるの身分が定まり、成就するのである。

かやうに、新婦の任務は重大であるから、古より、婦人の嫁する三ヶ月以前に、婦徳・婦言・婦容・婦功をば女師に教へさせるのである。もし、その時、丁度婦人に服喪がある時は公宮で教へさせ、又服喪がない時には、必ず宗室で教へさせるのである。そして、ひたすらに、婦の順—即ち舅姑に順に、一家族の者には和合し、夫の意に適ひ、且絲麻・布帛の仕事を成し遂げ、蓄積收藏を守ること—を成就し得るやうにと教養づけるのである。

尙、禮記郊特性には、前述の昏禮諸作法に就て、其の有する意義を詳かに附説してゐるも

のがあるから、若干参考までに挙げることにする。

先づ、婦人が一旦、牢を共にして同一牲を食ひ、尊卑を同くしたからには、其の身を終るまで改めず、又夫が死する様な時にも再嫁しない。即ち婦人は三従あり、幼にしては父兄に従ひ、嫁しては夫に従ひ、夫死すれば子に従ふものである。

又男子が親迎して女に先だち、且女家の大門を出て亦婿が先だち女を帥ひ、女が男に従ふ、といふのは、男は陽・剛であり、女は陰・柔であつて、即ち剛・柔の本義に従ふわけであり、夫婦の義もこれより始まるのである。

又婿が親ら婦車を御して、綏を婦に授け與へるのは、畢竟舅づからして之を親ませようとするのである。

又舅姑が西階より降り、婦が阼階より降るのは、婦に室を授け讓るの意味である。

又、子女を嫁入りさせる家では、三晩の間は燭火を消さないで點しておくのであるが、それは女氏の家族と子女とが相離れるのを思つて互に寢につくことすら出来ないから、随つて燭火を消さないでおく、といふ義である。又、婦を娶る男子の家では、三日間といふものは、音楽を奏するといふことをしないのであるが、これも亦男子が結婚することは、之によつて親達に代つて嗣ぎ受けることであるのを思ふと、感ひ傷む心持がしないわけにはゆかないの

で、音楽などは奏する氣にならぬのである。此の事は、昏禮には幽陰を尙ぶから樂を奏しないのだと言はれたり、又昏禮に賀しないのは、舅姑と子婦とが相承け代るの次序だからだと言はれるのと同じ氣持である。

さて又、嫁娶の年齢に就ては、周制以來、大體に男子三十にして娶り、女子二十にして嫁す、と言はれ、之が一般の標準であつた觀がある。但し、必ずしも之が遵守されたとは勿論言へないことで、齊の桓公などは、「男子二十にして娶り、女子十五にして嫁す、」(韓非)と定めたとも言はれる。或は古くは、かやうに早婚であつたであらう。

次に、結婚の季節に就ては、既に前に述べた様な例があり、秋・冬を婚季とするらしいものと、春・夏初を婚季とするらしいものとの両面がともに存する。故に周末・秦・漢頃には、夫々その一面を執つて正しい昏季とする二説が流行し、盛に、論争をつづけたものである。夏小正には、二月を婚姻の正季と見る様であり、荀子・毛亨・韓嬰等も秋・冬を婚季とするのであるが、鄭玄等は春・夏初を昏季と提唱してゐる。春秋・戰國頃に於ては、勿論、史實として一定の昏季があるとも限らず、秋・冬にも春・夏にも、其の例は共にある。が、支那民族の生活中樞が、大體、農耕生活を中心としてゐる以上、其の農閑期を利用するといふことは、最も考へられることであらうから、やはり多くは秋末から

冬にかけて、或は春初にも及んで、なされたものではあるまいか。勿論、その他の月にも婚姻してはならぬといふことも無かつたではあらうが。

次に、喪服ある者の嫁娶に就てみるに、父が大功の喪に服してゐる時でも、それが將に終らうとしてゐるやうな時には、其の女を嫁入りさせて差支へなく、又父が小功の喪にある時、その終末の頃ならば、女子を嫁せしめるもよく、子に婦を娶るもよろしく、又自分が小功の喪にある時でも、既に卒哭(死者を葬りて虞祭がすむと、六日目に卒哭の祭をして、哭することをやめること)がすめば、自身の妻を娶つて差支へない。(禮記)と言ふやうなことが、周代以來秦・漢に存してゐた。

さて又、同じ喪でも、昏姻六禮の過程中に喪が生じたやうな場合は、一層困る問題であらうが、之についても、流石に禮儀形式尊重の國だけあつて、周・秦特に漢代には、細かに規制せられた習俗が存してゐたかに思はれる。即ち、禮記曾子問などによると、例へば、昏禮に於て、既に納幣(たよひ)即ち結納(つひ)も済み、吉日も定まつた丁度その時、女氏の父母が死ぬやうなこのあつた場合には、婿は入をやつて弔問させる。又婿の父母が死んだ場合も、同様に女家は人をやつて弔問させる。そして、婿が葬喪を畢へると、婿の伯父に當る人が女氏家に使ひとなつてゆき、破談の申入れをして曰ふのは、「某の子(婿を指す)は父母の喪が生じて、當分兄弟となること(夫婦となること)が出来ませんから、」と。女氏の家では、「長まりました、」と許諾

する。但し、それでも、敢て女子が他人に嫁がないのは、禮に適つたことであり、間もなく婿が喪を終ると、女子の父母は使をやつて結婚を成すことを請はせる。そして婿方にて、いよく其女を娶らぬといふことになれば、始めて他族に嫁がせる、之が古代支那では禮である。女の父母の死んだ時も、婿は同様にするものである。

更に昏禮の過程が進行して、親迎の途中に喪が生じた場合の處置としては、例へば、男子が親迎し、女は途の半ばにして、婿の父母が死んだ時には、女は其の婚姻服を脱ぎ、上衣と下裳とが連なつてゐる深衣といふ服を着、白絹で髪を束ねて喪に奔る。又、女が途半ばにして、女の父母が死んだ時には、女はすぐ女氏家に反る。又、婿が親迎し、女が未だ到着しない時に、齊衰十一ヶ月や、大功九ヶ月等の喪が生じたならば、婿は大門内に入らず、門外の所で深衣(上下が一ついきになつてゐる)に改め、女は入り大門内の所で深衣に改め、其後、規定の位地に即いて哭するのである。さて、此の場合に、喪が終つたら復た昏禮するか如何といふに、時が過ぎたものを、初に反つて昏禮を補ひ行ふといふことは、禮でない、と言へば、たとへ親迎の禮の段階に及んでゐても、喪が生じたならば、破談になる、といふのが常禮慣習となつてゐた様である。

かやうにして、婚姻生活は成立ち、夫婦は偕老同穴の契り、恒久なるものであるが、併し又「出妻」即ち離婚といふことも勿論行はれてゐる。其の史實は、列擧するを要せぬ程であるが、今、出妻の七條件を述べると、其の父母に順ならざること一、子無きこと二、淫なること三、妬ねたなること四、惡疾有ること五、口多辯なること六、竊盜すること七、以上は大戴禮本命篇に見えてゐるものであるが、又禮記内則篇にも「子は甚だ其の妻に宜くとも、父母悦ばざれば出だす、子は其の妻に宜からざるも、父母が是れよく我に事ふと曰へば、子は夫婦の禮を行ひ、身を没ふるまで衰へず。」といへば、婿が出妻される根本條件は、父母に順ならざることが第一である。併し、出妻の實際理由は此の中の何であらうとも、妻を出して其の實家に歸す時、實家に告げる挨拶の言葉は、流石に亦辭令の國だけあつて立派なものであり、妻の短所を言はず、夫の不敏の故にすることであつて、其間の事情は雜記に、夫妻ふうさいを出す場合の言辭によつて想像されよう。即ち「妻が出される時には、夫は使ひの人をやつて申入れさせて、曰ふには、「私(夫を指す)は不敏であつて、妻と一しよに宗廟の樂盛しやうせいを供することが出来ませんから、使の者に申上させます。」と。すると、女氏の主人は、「私方の子は不肖でありますので、敢て御處置を避けませぬ。敬んで、命令通りに致しませう。」と答へ、使ひの人を拜送するのである。」之は、諸侯が夫人を出す場合も大同である。但し、出妻の場合でも、後日、出妻が死んだ時には、其の出妻の生んでおいた子は、その母(出妻)の爲に一年の

喪に服する(禮)のである。

又支那婚姻制が、一夫多妻主義であるのは、古來史實の明示してゐる所であり、周・秦・漢に於ては、大體、「天子は二后三夫人九嬪二十七世婦八十一御妻、」(昏義)と言はれ、或は又、「天子は一妻十二女」なども言はれるし、諸侯は「一妻九女」(公羊註)と言はれ、大夫は「一妻二妾」(喪服大記)と言はれ、士は「一妻一妾」(通)と言はれ、庶人は「匹夫匹婦」など、論語中にもあれば、「一夫一妻」であつたらうか。但し庶人と雖も經濟力ある者は、買妾の事を行つたのは言ふまでもない。

尙、支那宗法社會生活の建前により、宗子・宗婦は同宗族中の宗男宗女及び小宗宗子婦等を管領する地位に立つものである。

さて婚姻によつて、妻が出産するに至つた時の慣習禮法は、臨月になると、正寢(表座敷)の傍側の室に入るのであり、夫は一日に二度、使をやつて様子を問ひ慰める。妻が出産の光候により苦惱する時は、夫自ら往きて問ふ。が、妻は敢て見えないで、乳母をもて答へさせる。いよく赤子が生れると、又夫は一日に二度づゝ使をやつて様子を問はせるのである。そして、赤子が男子だつたならば、弓を門の左にかけ、女子だつたならば佩巾(帯にかけるとして、飾りの布片)を門の右にかけるのである。生れてから三日目に、始めて嬰兒を抱いてやり、男の子には弓

を射、女の子にはさうしない。嬰兒が食物を食べ得るやうになると、右手で食べることを教へる。言葉を言ひ初めるときは、男子には唯(はい)と速かにうけがふ返(や)女子には俞(はい)とゆるやかにうけがふ返(や)と云ふやうにしむける。六歳になると、數と四方の名を教へてやり、七歳になる時は男女席を異にさせ、食事を共にさせないのであり、八歳になると、もう門戸の出入や飲食や坐席などについて必ず目上の者に譲つて後からすべきであることを教へるのである。九歳になると日を數へることを教へる。かやうにして、幼兒の育成・養育が行はれていくのである。

五 喪 禮

支那日常生活の中に於て、喪禮は又重い部分をなしてゐる。さて、太古の喪葬はどんなであつたかと想像するに、孟子や易繫辭傳などにはそれに關係した種々の想定が見えてゐる。即ち、極く上古の未開時代には、人々は其の親が死すると、それを壑(穴)に持つていつて棄てゝゐたらうが、狐狸がその尸體を喰ひ散らかすといつた様な状態を見るにつけ、それを防がうとするのは人情の自然であり、藁(わら)・樹枝などでそれを掩ふ様な風になつて來(上)で薪木などで厚く尸體を掩ひかくし、原野に埋葬する(易繫辭)といふ状態に進んだであらう。が、

此の頃は、未だ封することもなく、喪服の期間等は勿論なかつた。棺槨などの制定も、ずつと後世である。漢の劉向などは、「黄帝が棺槨の制を始めた」(漢書本傳)などといつてゐるけれども、それは確かではない。恐らく傳説であらう。が、「舜は蒼梧の野に葬むる」(檀弓)と言はれ、特に「有虞氏(舜)は瓦棺、夏后氏(禹)は塋周、殷人は棺槨、周人は棺槨を以て長殤を葬り、塋周を以て中殤・下殤を葬り、瓦棺を以て無服の殤を葬むる」(檀弓)と言はれるから、舜の頃には、もう埋葬の法が存してをり、瓦製の棺に納めて埋葬したらしいし、禹の頃には瓦棺に納めて葬むり其の瓦棺の周圍を更に塋周といつて土を焼いて塗りこめたやうであり、殷代になつて棺と棺の外側にも一つ槨といふ外棺を造り、云はゞ二重の棺に納めて埋葬したやうであり、周代では長殤(十九歳から十六歳の場合)の者を葬むるには棺槨を用ひ中殤(十五歳から十歳迄の天死)と下殤(十一歳から八歳迄の天死)の者を葬むるには瓦棺及び塋周を用ひ、無服の殤(七歳以下)を葬むるには瓦棺を用ひ、そして成人を葬むるには棺槨と及び其の棺槨の周圍や上を帷・荒といふはりまくで蔽ひ又棺の傍側には罌といふ扇の形をした飾りを立てなどする様である。即ち舜帝の頃には、葬喪の法が生じてをり、瓦棺の様な、とにかく棺に納めて埋葬したことは事實だつたらうと思はれる。ところが、墨子などには、「堯、北のかた八狄に教へんとして、道に死し、鞏山の陰に葬むる、楮の木で造つた棺を葛で緘り、墓穴を埋めるが盛

土はしなかつた。舜も西のかた七戎に教へ、道に死して南巴の市に葬むる、楮製の棺に納め、葛で緘つた。禹も東のかた九夷に教へ、道に死して、會稽山に葬つた。棺は桐材で、三寸の厚さに過ぎず、緘るにはやはり葛を用ひ、盛土は三尺の高さに過ぎない。(下節)と説かれてゐるから、堯舜の頃にも楮の如き木製の棺が用ひられ、禹の頃には桐製の厚さ三寸の木棺が用ひられたやうでもあるが、事實どちらかは明かでない。たゞ、夏禹の時代には、堯舜の時よりも、大分葬喪の法も整つて來て、桐棺を用ひたり、棺の厚さを定めたり、或は墓の盛土を高さ三尺位には積み上げるといふ風な状態に、立ち到つてゐたことは考へられるであらう。さて又、孟子などは「大古は棺槨に規定の度はなく、中古は棺の厚さ七寸、槨は之に適應して製した」(公孫丑)と言つてゐるから、殷周に至ると、次第に棺槨の厚さなども規定せられたものであらう。檀弓篇によれば、周代の天子は棺は四重であり、水牛と兕牛の革を各々三寸づゝ重ねた六寸の厚さの棺と、白楊に似た木で作つた柩棺と、梓材で作つた梓棺が二重との四重であり、更に其の外側を槨で圍ふのである。又喪大記によれば、國君の棺は三重、最も外側にある大棺八寸と其内にある屬棺六寸と、最も内部にある梓棺四寸が之であり、上大夫は大棺八寸と屬棺六寸との二重であり、下大夫は大棺六寸と屬棺四寸との二重であり、士は棺六寸の一重である。そして此のやうな棺槨の制は、大體、周末秦漢代にも規準として存し

てゐた様に思はれるのである。

さて、堯舜時代の喪禮の一斑を見るに、舜典・孟子などによると、堯が崩じた時百姓は自分達の父母が死亡した時の如く悲しみ、三年の喪に服したやうに見えるから、或は三年の喪服制などは比較的早くから生じてゐたかも知れない。又、夫婦合葬する制は古代のものではなく、舜なども其の三妃は共に合葬されてゐないし、且この制は周公より以來周代に於てもかなり長くの間改められないでゐたやうである。(禮記)尙又、堯舜の古は墓域は造るが、土を高く盛り上るといふことはなかつたらしく、(禮記)これは墨子などの所説と一致する。夏后氏の時に至ると、墓も盛土をした様であり、(禮記)三年の喪なども、「夏后氏は既に死者を棺に納めて埋葬までの間殯宮に安置すれば、致仕するし、殷人は既に埋葬すれば致仕する、」(曾子問)と言へば、夏禹・殷湯の頃には、どうしても制せられてゐた様である。又、靈柩を安置するには、夏では東階段の上の堂の一部を掘つて安置し、殷では堂の東西兩柱の中間に安置し、周では西階段の上の堂の一部を掘つて安置した。(禮記)更に、夏では、死者に斂衣を着せたり棺に納めたりする小斂・大斂の儀は死去の三日目、黄昏時に行ひ、殷では死去した三日目の日中に小斂・大斂を行ひ、周では死去の三日目、日出時に行ふ(禮記)有様であつた。夏は黒を正色として尙び、殷は白を、周は赤を正色として尙ぶ爲である。

このやうにして、周代に至ると、喪葬の法は大いに整頓せられたのであり、その大綱は勿論秦漢にも、更に後世にも、大體傳承せられてゐる様であるが、それ〴〵變遷推移は存してゐる。

先づ、周代喪葬の一般について見るに、喪大記に言及する所は最も明白なものであらう。即ち人が危篤に陥る時は、家の西北隅の牖下に東枕で臥させ、牀を除いて地上に置き、地の生氣によつて活きかへることを願ふ。そして汚れた衣類を取り去つて、新しい衣類を着せ、手足の四肢を一人が一枝づゝ持ち、新しい帛を鼻口につけて呼吸の有無を調べ、その遂に絶命するのを看まもるのである。且、男子は婦人の手に死せず、婦人は又男子の手に死なぬことになつてゐた。さて死んでしまつたらば、必ず第一番に、屋上に上つてたまよばひ即ち招魂の禮をし、死者の靈魂を招き反す。之を復といふ。復する者は、近侍者であつて、死者の正裝晴着を持つて、(國君ならば袞服、夫人ならば屈狄、士なら爵弁、士の妻なら稅衣、といふやうに)家の東の屋根の尾から上つて、屋根の中央に立ち、北に向つてこの晴衣で三たび號ばひ招くのである。一たびは上に向つて號ばひ、一たびは下に向つてし、一たびは中間に向つてする。それは、魂が天、地、四方から來るが爲である。終ると、晴着を卷いて屋根の前に投げ下し、司服の者が篋で之を受け、復者は西北の屋根の尾から降りる。この復衣は死者の尸體を覆ふのにも用ひないし、又棺に納

める時の尸體に着せる敝衣にもしないのである。そして、婦人の復たまはひには、その嫁せる時の盛服は用ひず、又男子には名を呼び、婦人には字あやなを呼んで復するのである。復がすむと死者に對する汎ゆる喪事を順次行ふのである。即ち死すると、主人は啼泣し、兄弟は哭し、婦人は哭するの餘り雀の踊るやうな形をする。之を哭踊なくよくといふ。そして尸體は南牖みなまどの下に遷しうつ牀几しょうきに載せ、南枕にし、主人・父・兄・孫達は尸體の東方に坐り、主婦・姑・姉妹・其女達は西方に坐り、室内で哭するには主人は兩手に衣を捧げて哭するのである。さて、南牖に尸體を遷すと、臨終の時に着換へさせた新衣を去つて、大斂に用ひる衣衾かみで懺かみひ、近侍者は玉を口中に含ませる爲に齒に角製のさじを楔にして支へて置き、又足に屨くをはかせる時に足が曲らない爲めに燕几えんき（膝かよせかけて）息ふ机のこと）を結びつけておく。次で、小臣と御者とが堂上で死者の尸しを浴あぶみさせるのであるが、其時、主人連一同は戶外に出て北に向いて待つてをる。小臣四人は衾かみをあげて尸しを蔽ひ、御者二人が洗浴させる。即ち浴水は盆に入れ、柄杓で水をそよぎ、綿わたの巾で洗ひ、浴衣で拭ふなどは生前と變りはない。それから小臣は又尸の手足の爪を切り、髪を梳り、組紐で結び、明衣（布で作つた）で尸體を蔽ふ。此の時、主人連は又入つて来て、規定の位置に即き、飯舎はんかの事を行ふ。即ち主人は、左を祖おやいで、左袖を腋わし下の帯に挿しこみ、貝を盆上で洗ひ潔めて持ち、家令には米を持たせ、俱に戸から入つて西向きに立ち、祝い（神を

祝い（神を）祀る人、は巾を持つて入り禰な（即ち尸體の首かぶ）の所で北向きに立ち、尸體の枕を去つて巾で死尸の顔かほを蔽ひ、口に米を實たす時にこぼれても顔にかゝらぬやうにし、又齒に楔くわをしてあつた角製の匙さしを除き、主人の捧持してゐる貝を受け取つて尸の南の方から廻つて尸體の西に具へ、家令の米を受取つて貝の北（やばり戸）の西側（の西側）に供へる。すると、主人は、尸體の足（即ち尸）の方から廻つて尸の西側に進み、尸の載せられてゐる牀几の邊に立ち東面し、さて意い飯米はんべい合貝あひがひをする。即ち主人は、先づ左手で米を握り、口の右部に實たし入れ、三握りと貝一箇とを入れる。次に、口の左部、中部へも同様に實たし入れる。が、九握・三貝では口中が満ち足りないから、其時は米を満ち充つるまで入れるのである。了ると、主人は左の祖おやぎを直してもとの様に着物を着かさね尸の東に遷る。次には、尸に左ひだり柱はしらにうはぎを着せるのであり、之を襲しといふ。それは、尸を襲しの上に遷し、祝いが先づ左柱はしらに願の下を合せ結び、次に兩耳みみを塞ふぎ、顔面を蔽ひ、後に項うなじを結び、又足に屨くをはかせるのであり、そして士の襲しは三擗たもとの規定であるが、諸侯は七擗、天子は十二擗だと言はれてゐる。この様にして、死去の日から三日目に、小斂・大斂の禮を行ふのであるが、何故に三日目に斂あつするかと言へば、死者を追慕する情のあまり、未だ死を信ずることが出来ず、蘇生して來ることを念じて三日の間待つてゐるのであつて、三日して蘇生して來なければ、愈々生き返らないことがわかり、次第に追慕の情も衰へ

てくるし、又家室の計畫も、衣服道具も成案を得ようし、更に遠方に在る親戚も寄り集つて來ることも出来る様なところから、三日を以て斂するといふ規則が定められたのである。そして、小斂は戸内で行ひ、大斂は阼階の上で行ふ(檀弓上)のであるが、其の禮式は、先づ士たる者の小斂には、衣服類を房の中に陳べ、領を南向きにし、西方を上位とするのであり、故に一番西方の上位には絞といふ布製の尸體を束ね包むものを並べ、其次(即ち東側)に衾といふ緇布で作つた尸體を被ふものを一枚陳べ、次に死者が生前用ひた祭服(爵弁服・皮弁服)を陳べ、次に又散衣(他人から死者に贈られた衣類や袍など)を陳べ、總べて絞を除いて十九揃の斂衣を用ひるのである。又、東の堂下には、脯、醢、醢、醢、酒、等の供物を置くのである。さて、準備が成れば、主人は戸内の稍東寄りの位地に即き西に向き、主婦は東に向ひ、尸體を遷す者二人は西階の下に東向きに立つて待つてゐる。やがて、祝が絞を布き、其上に衾を布き、其上に散衣を布き祭服を布く、凡そ美しい者の中に布き、布き終ると西階下に待つてゐた二人の者が升つて來て、牖下の襲牀から尸體を擧げて戸内に既に布かれてゐる斂衣の上に遷すのである。すると、尸體を祭服・散衣でつゝみ斂め、次で衾でつゝみ、最後に絞で束ね斂める。此の時、主人主婦達は皆、絞・衾・衣を布く度に踊り上るやうにして痛哭し、又尸を衣服の上に遷せば踊し、更に衣・衾・絞で斂し包む毎に踊るのである。斂し卒はると帷を取り除く。

次で主人は西面し、尸に馮り俯して幾回となく踊して悲しみ、主婦は東面して同じやうにして踊しなげく。さて此れが終ると大斂を行ふのであり、燎火を消し、斂衣「絞・紛・衾・祭服・散衣」等三十揃ひを房に陳べ、領を南向にし西方を上位にし、やはり東堂の下に兩瓦甗に醢酒を盈して供へ、其他豆・醢・脯を供へておき、棺は西階の上に置いておく、既に主婦は阼階の上に東向に、主人と近親者は西階から升つて尸の足の方から阼階の上に来て西向になり相いで位に即く。すると、祝は阼階の上に大斂の服「絞・紛・衾・祭服・散衣」三十揃ひを順次に重ね布き、美しい者を外にしておき、了ると二人の士が戶外に在る尸體を擧げて此の斂の上に遷し、續いて小斂の時の如く斂衣で包み束ねる。主人・主婦等の踊、馮も小斂の時と同じである。さて大斂了ると、主人は尸を捧げて阼階上の斂から遷して西階上の客位に置かれてゐる棺中に納斂し、棺上に蓋をするのである。之を殯するといふ。これから後、埋葬するまでは賓客として遇する意である。殯了ると、主人は西階の東に北向きに立ち、柩を見て哭する。二人の士が棺の蓋を塗り、銘を柩東に置き、主人は阼階上に復つて哭踊する。このやうにして、三日目に殯官が出來上ることとなり、士は三月にして葬むるのであるが、(天子は七月、諸侯は五月、)殯官が出來ると、主人は斬衰を着、倚廬に居住するなど、所謂服喪が始まる。そして殯した後は、阼階の下で、朝夕哀みが起る毎に哭し、子卯のやう

な凶日でもかまはず哭する。且哭泣する時には、柩を見て哭するから、噴宮ヒキミヤ（日本では、か
りもがりのみやといふ）の帷幕は除去して哭し、哭し了ると帷をかけておくのである。

又月朔日には、新しい供物を取りかへて供へる。そして士は三月目に日を卜して葬るのであるが、葬つた日に反つて来て日中に虞ウといふ祭を行ひ、一日でも死者の靈を離散させるに
忍びない意を示すのである。且士には虞祭が三度あり、（大夫は五、諸侯は七）それが済め
ば陽日を卜して卒哭ソツクの祭をする。大體六日目である。

それまでは、時を定めず哭してゐたのを、卒哭の祭によつて一とまづ時を定めず哭するこ
とはやめ、其後は時を定めて哭するのである。そして卒哭の祭の翌日（即ち七日目）に死者の
神位を祖父の廟に合祀するのであり、之を禘祭ヒイといふ。祖父の廟に附け合せて祀る意である。
又禘してから十三月目に小祥祭をし、二十五月目に大祥祭を行ひ、二十七月目に禘祭ヒイを行ふ。
澹々として平常に復する祭の意である。なほ、父母・天子の喪は二十五ヶ月、所謂三年喪、
斬衰サンサイ之服をつけるのであり、祖父母・伯叔父母・昆弟の喪は十三月、齊衰サイサイ之服をつけ、又從
父昆弟の喪は大功之服、九月であり、又再從昆弟・外祖父母の喪は小功之服、五月であり、
又三從昆弟の喪は緦麻シマ之服三月である。そして此等の喪中は、それ／＼衣食住の方面を薄く
して追慕謹慎するものである。其の規定は、細かに設け示されてゐるが、それ等は省略しよ

う。但このやうな制禮も、悉く實行されたとは思はれず、事實又、周代中期以後には節葬の
主張も叫ばれてをり、變禮も生じ來つてゐるやうであるが、大綱はやはり永く存續してゐる
と思はれる。

然るに、厚葬の蔽害も勿論あつて、漢代になると、文帝は特に喪期を短くする詔を出して
をり、大臣官吏は三年の喪を行はないやうな事が例をなすに至つてゐる。後漢の明帝の時、
鄧衍トウエンは父の喪に服さず、帝は之を酷薄の者と思つたが、別にそれを罪する法令もなかつたの
である。が又、勿論、父母三年喪を實行し、或は後母に三年喪を行ふといつた例もないわけ
ではなかつた。又人がまだ死せないうちから生墳イハカを造つておく例も生じたり（趙岐）碑文・墓
誌銘・行狀等も多く生じて來たり、墓上に柏ヒヤクを種えたり、祠堂を作る例も生じたり（魏勝）
又孔子家では孔子の家で禮樂を奏して墓祭してゐたらしく、墓に告祭し、宗族故人を會する
といふ如く、宗廟で行つた祭禮が冢墓に移つてゆく兆しも生じてゐたやうである。

六 祭 祀

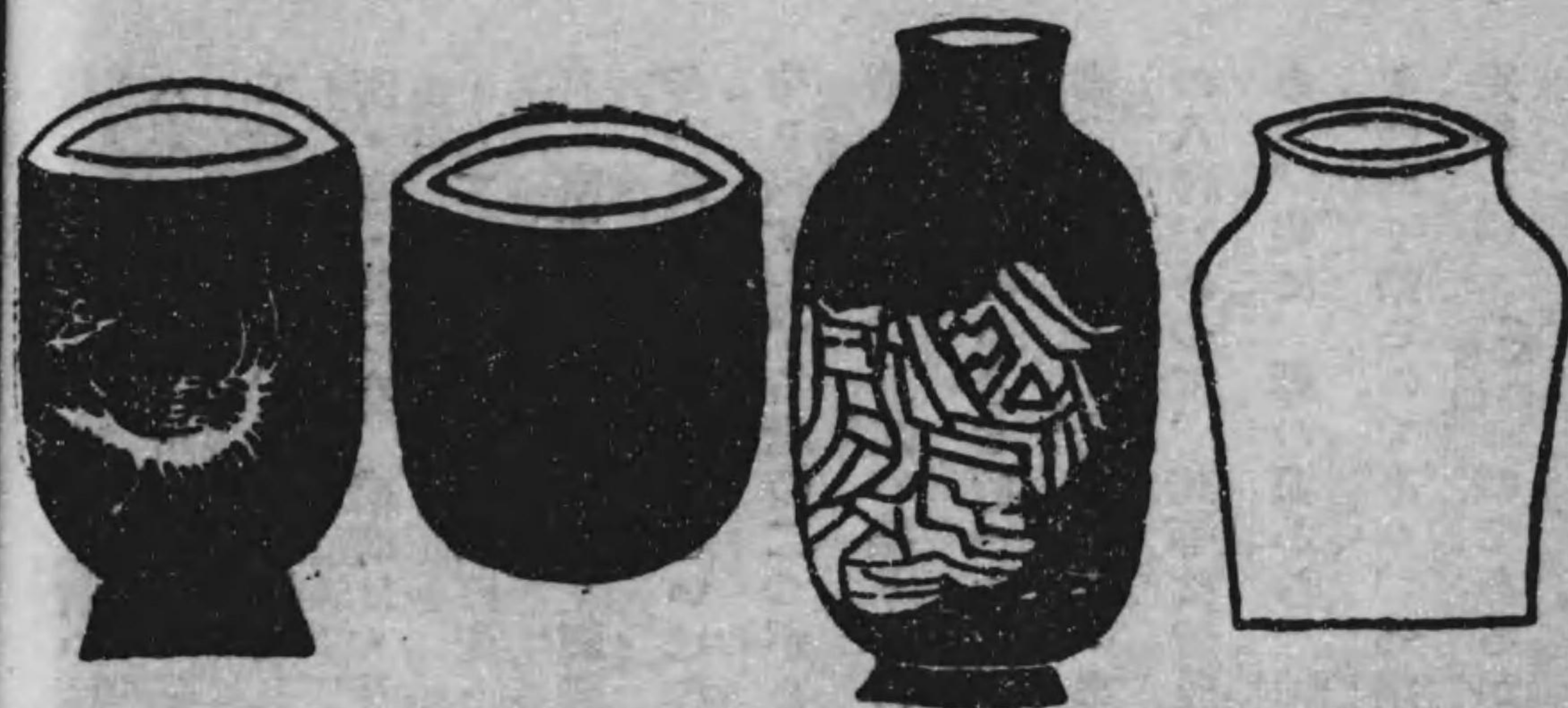
祭祀は又支那生活中に於て最も重いものである。それだから、位祿を有する者は、家屋を
建造しようとするには、最先に、祖先を祭祀する場所即ち宗廟を營造し、家族の居間などは

其の後にするのであり、又家具調度品を造るにも、第一に祖先を祭祀するに必要な祭器・祭服を造り、家族の日用品は其の後に造るのであり、又如何に貧窮零落しようとも、祭器を賣り拂つたり、祭服を日常に着たりしてはならないのが慣はしであつた。(禮記)

さてそれでは、祭祀にはどういふやうな祭りがあつたかと言ふに、階級によつて異なつてゐる。即ち天子は天地・四方・山川・五祀を祭り、宗廟を祭り、年々引續いて祭祀を行ふのであるし、諸侯は方祀といつて東方の諸侯は東方を祀り、西方の諸侯は西方を祀り、又其地の山川を祀り、五祀を祭り、宗廟を祭り、やはり年々引續いて祭るのであるし、大夫は五祀・宗廟を祀り、やはり年々祀るのであり、士は祖先を宗廟に祀り、庶人は祖先を寢に祀り、年々ではない。又宗廟は、天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟、士は一廟、庶人には廟がない。そして天子七廟といふのは、始祖の廟と三昭三穆との七廟であり、諸侯五廟といふのは、始祖の廟と二昭二穆との五廟であり、大夫三廟は始祖廟と一昭一穆とであるが、この中、始祖廟は百世を経ても廟神を他へ遷すことはないものであり、其他の廟神は一定の等親が盡きると、孫は祖父の廟に祀られ、祖父の神は玄祖父の廟に遷祀せられてゆく定めである。

且天子・諸侯の宗廟の祭りは、春行ふのを禘といひ、夏のを祠といひ、秋のを嘗といひ、冬のを烝といふ。(時小)此等は、大體、周秦漢に互る祭祀の基本的なものであるが、略同じ

様な祭祀は古く堯舜夏殷の頃にも兆してゐると思はれる。即ち堯典に、「舜、肆に上帝に類し六宗に禋し、山川に望し、羣神に徧し、……歸りて藝祖に格り、特を用ふ」といふものに於て見られるが、天帝を類祭し六宗(日・月・星・水旱・四時・寒暑の六、或は天・地・東・西・南・北の六、或は日・月・星・河・海・岱)に禋祭し、山川に望祭し、羣神に汎く祭り、そして又堯の先祖の廟に祀り告げるといふのであるから、所謂天地・四方・四時・山川・日月・宗廟等の祀りを悉く網羅してゐるわけである。然るに又、天子には八蜡の祭りがあり、伊耆氏より始まつたといはれる。(郊特)この伊耆氏に就ては、神農氏を指すとする説と、堯帝を指すとする説の二つがあるけれども、やはり堯帝と見るべきであらう。だとすると、堯帝の頃には、八蜡の祭りが行はれたことであり、八蜡とは農耕に關する八神の祭であるから農耕生活に重きを置いた堯が八蜡を祀るといふことは尤もなことである。即ち八蜡とは、先先高高(神農氏)・司司畜畜(后稷)・農農(農官)・郵郵表表駟駟(農官の會)・猫猫・坊坊(堤防)・水水庸庸(溝)・昆昆蟲蟲の八神であつて、此等は皆農耕生活を助けてくれるものであるから、之を神として祭るのである。更に、舜の頃から、禘・郊・祖・宗の如き祭もあつたらしい。元來、禘祭とは、昊天を圓邱で祭るのであり、郊祭とは上帝を南郊で祭るのであり、五帝五神を明堂で祀るのを祖宗祭といふ(祭法)のであるが、その時先祖を夫々配して祭る様になつてゐる。例へば舜は、



象 樽 尊 著 尊 山 尊 泰

黄帝を昊天に配して國邱で禘祭し、魯を上帝に配して南郊で郊祭し、顓頊を五帝に配して明堂で祖祭し、帝堯を五神に配して明堂で宗祭した様であり、夏后氏は黄帝を禘祭し、鯀を郊祭し、顓頊を祖祭し、禹を宗祭してゐた様であり、殷商では魯を禘し、冥を郊し、契を祖し、湯を宗祭し、周代では魯を禘し、稷を郊し、文王を祖し、武王を宗祭した如きは、その例である。(祭法。)夏后氏の頃では又、地の神として社を立て、后土即ち句龍をその社神とし祀り、又宗廟は二昭二穆と祖廟との五廟を立て、その祭りには尸主を立て、祀つた。殷代でも夏の祭禮と大體同じ様であつて、廟制の如きも五廟(呂覽引)だつた様である。

このやうな経過を辿つて、周代になると整頓せられ、略前記のやうな規制があらはれて來たのである。そして、それ等の祭に用ひる祭器は、虞舜は泰尊(大きな)、

夏は山尊(山尊とも云ふ、山雲)の形を畫いた酒器、殷は著尊(足がなく底が地に著くや)の形を畫いた酒器、周は犧象(鳳凰の形を畫き、象の形を畫いた)の形を畫いた酒器、であり、爵は夏には琖(玉の飾のある小)の形を畫いた酒器、殷には斝(玉の形を畫いた)の形を畫いた酒器、周には爵を用ひたのであり、犧牲には夏は玄牡、殷は白牡、周は騂剛を用ひてゐる。

又周戦國時代頃からは、鬼神・災祥・卜筮・占夢等の如き淫祀も流行し、方士神仙の風尙の濫觴をひらき、秦漢代に流弊を生ずるやうにならせてゐる。

が又、周代の祭祀禮法は、大體に漢代でも踏襲される所が多く、或は又發展せしめられてゐるところも澤山あるやうである。例へば、天子は七廟制か五廟制かに就ては、屢々論議せられてゐるが、事實は、天子の廟を諸國に造營して祭祀させた数は千百を以て算した程であつた。又五祀の祭神の如きに就ても、周代では戸(室家の出入)・中霤(室の中央土神)・門(道路)を指してゐたことは、月令などに見て明かであるが、漢代では戸・竈・中霤・門・井の五神を指す向きも現はれてをり、更に司命(の神)・中霤・國門・國行・公厲(古の諸侯)を五祀と稱する場合も生じてゐるし、或は又七祀(司命・中霤・國門・國行・泰厲・戸・竈)や、三祀(族厲・門・行)などの如きものも、生じて來てゐる状態であつて、此等はやはり周代の五祀の祭から發展し來つたものに違ひないと思はれるのである。が、勿論、天子の郊祀、泰山封禪、を始め、上帝を類祭し、社稷を祀り、祖禰を祀る等といふやうな事

は、古制に循行したやうである。

七 秦漢人の家庭日常生活・風俗

では、先秦特に秦漢人の平常生活ぶりは、大體にどんな風であつたらうか。之については、禮記内則に述べてあるところのものによつて、略想像がつくと思ふ。

即ち子たる者は、日常、先づ雞が鳴くとすぐ起床して、手を洗つたり、口を嗽いだりし、頭髮を櫛り黒い絹で髪をつんで髻とし、笄でとめ、髪の本を束ねて後に垂れ、冠をかぶつて纓をむすび、玄端を服し、韋でつくつた前垂をつけ紳をしめ、笏を挟んで、左右に使令に用ひる物を佩び、即ち左には器物を拭ふ布と小刀と砥石と小鑑(象牙製の鏡の縁解く)と火を日中に取り金燧とを佩び、右には玦(指がけ、弓を射る時に用ひる)、筆や小刀の鞘、くじり(大錐)、木を以て火を取る木燧を佩び、佩(皮製で腰につけ袴の前後を被ふもの)をつけ、履物をはき紐をつけ、かやうにして父母に事へるのであるし、又婦妻が日常、父母舅姑に事へるには、雞鳴に起き、手や口を洗ひ嗽ぎ、頭髮を櫛り、黒絹でつゝみ、簪をし、髪を本で束ねて後に垂らし、玄端縮衣を着て其上に紳帯をつけ、左には前述男子の場合と同じきものを、右には針の筒と絲と綿を袋に入れたものを佩び、香袋の紐をむすび履に紐をつけ、かやうにして父母舅姑の居る

所へゆくのである。即ち之によつて、漢代日常の朝の行事・服装・用具・風俗等が判り、又子・婦の家庭生活中に於ける道德作法も知れると思ふのである。さて、このやうに朝の身じまひをした子・婦は、父母舅姑の居間にゆき、先づ間近になると、氣をおちつけ言葉を柔和にして、「着物はそれで寒くはありませんか、暖か過ぎはしませんか、體にどこか痛むところはありますか、痒いところはありますか」と尋ね、注意して撫で擦りをするのである。もし部屋を出るとか入るとかする時には、其の場合に應じて、前からしたり、後からしたりして、其の體を扶け支へるのである。又父母に手洗水を差上る時には、年少者が容器を持つて來、年長者が水を持つて來、洗ひ了ると手拭を差上げ、其の意を受けて好まれる所に藉物を敷き、粥や醢や、酒や甘酒や、野菜の羹汁や、菽や、麥や、米や黍や高粱や稗(稷の粘りもふい)などを、言はれるまゝに差上げる。棗や栗は飴や蜜で甘くしてすゝめ、董や榆は滑らかな汁と脂膏とで滑らかに膏つこくしてすゝめ、父母舅姑が必ず嘗められるのを見とゞけてから、其の場を退出するのである。之等によつて、漢代朝食に、日常何を飲食してゐたか知られよう。

さて又、早朝にする仕事は、一般に雞鳴と共に起き、洗顔口嗽し、衣服をつけ、(童子は髮するの)枕や夜具をしまひ、室と堂と庭を掃拭し、藉物をしき、それから各自其の業に就く

のであるが、幼児達は早寝遅起思ふがまゝであるし、食物も別に定まつた時がなく、欲しい時に食べてよかつた。

又、父母共に存命ならば、朝晩二度の恒常の飲食には、子と子の婦妻がつとめて給仕し、その餘食を食べるのである。又父が歿して母のみ存命ならば、長子が母の食事の側に待り、他の子・婦達がつとめて給仕し、其の餘食を食べるのである。そして、甘いものや旨いものや柔かいもの、餘食は幼児達が食べるのである。

又父母の冠や帯や衣裳が垢つくと、灰汁をこさへて洗ひたいと願ひ、衣裳が綻びると縫ひ綴りたいと願ひ、又五日目には湯をわかして浴することを願ひ、三日目には沐する仕度をととのへ、尙その間に顔に垢がつけば、米のとぎ汁をわかして洗はれることを願ふのである。之によつて、漢代人の洗濯、沐浴を愛好する觀念が知られると思ふ。且、木灰汁や米汁を漂白劑に用ひてゐたことも窺へるのである。

又漢代人生活の男女間の禮儀についても、男子は内庭の事は言はず、女子は家庭外の事は言はず、祭か喪の時でなければ器物を手から手に直には受け渡しせず、日常、男女が相授ける時には、女子は簾を以て受け渡しをし、もし簾がない時には必ず坐つてその物を下に奠き、その後それを取るやうにするのであり、又浴室の如きも共用することはしないし、物を費

したり借り合つたりしない。又男子も女子も、夜行くときには、必ず燭を用ひ、燭がないならば中止して行かない。特に女子は門を出る時は必ず其の面容をおさへかくすことをする。

尙、宗法は嚴重に行はれたやうであつて、同宗の適子・庶子は、大宗の子・婦に祇んで事へねばならなかつた。たとへ、富貴ではあつても、宗子の家に入るときには、富貴なる身分を以て入ることは出来ず、必ず多くの車や従者は外に待たせて合いて、僅少の従者を連れて入る慣はしである。

八 其他、日常生活の禮儀作法

其他、家庭生活上に於ける諸種の禮儀作法は實に多數に上ることであるが、其中主要なもの若干擧げて見よう。

(1) 子弟が先生に就き來つて學ぶことは禮であるが、先生が往つて子弟に教へることは禮に於て聞いたことがない。

(2) 禮に往來を尙ぶ。即ち人に訪問を受け、或は禮物を贈られたやうな場合に、こちらからも答問し、或は返し物を贈るのが、禮の道である。

(3) 人が生れて十年なるを幼といひ、勉學をする。二十を弱といひ、冠を着け、元服する。

- 三十を壯といひ、妻を娶る。四十を強といひ、仕官する。五十を艾(毛髮の蒼白なる意)といひ、官政に服する。六十を耆(老)といひ、指示して人を使ふ。七十を老といひ、家事を子に傳へる。
- (4) 大夫は七十になると職を退く。もし退職を許さない時は、几杖を賜はるのである。
- (5) 長者から問はれた時に、辭讓しないで對するのは、禮でない。
- (6) 子たる者は、兩親を冬は温にし夏は涼しくしてあげるし、夕には父母の枉(じんせ)席を定め、朝には其の安否を尋ねるべきものである。
- (7) 年齢が自分より二倍長じてゐる人には、父に事へる如くに事へ、十歳長じてゐる人には、兄に事へる如くに事へ、五歳の年長者には歩く時にも少しおくれで隨行し、衆人が集會したやうな時には其中の年長者は必ず他の者と座席を異にして上座に位する。
- (8) 子たる者は、家に居る時に、奥即ち室の西南隅には位地しない。西南隅は尊い位地であるから。又坐席や道や門などの眞中に位地しない。又父母の祭祀に當つて、子が尸(かたしろ)として神位に即かないものである。
- (9) 子たる者は、父母が存命中は私財を有たない。
- (10) 子たる者は、父母が存命中は、冠衣の縁(へり)を素(もと)で飾りをしない。父の後嗣者にして兩親の亡くなつた者は、冠衣の縁(へり)に色飾りをしない。

- (11) 童子は、長者と手を握り合ふ時には、長者の手を自分の兩手で捧げるやうにするし、又長者が耳に口を寄せ語る時には、自分の口を手で掩うて答へる。
- (12) 先生に従つて歩いてゐる時には、道の向ふ側の人と道を隔て、言葉を交さず、又先生に道で出遇つた時には、小走りに進んで正しくきちんと直立して兩手を組み胸のところに置いて會釋し、もし先生が言葉をかけなすつたら返答し、別に言葉をかけなさらなかつたら直ぐ小走りして退き下る。
- (13) 長者について丘陵に上る時は、必ず長者が目を向けられる所に向つてゐる。又城に上つては、あちこちと指し話(かたがは)すことなどはしない。又城の上で、大聲で叫ぶことなどもしない。
- (14) 他人の家に宿る時には、自分が家で日常用ひ慣れてゐる物を主人に求めてはならない。
- (15) 今將に堂に上らうとする時には、必ず咳拂(せきばき)ひをして知らせる。もし入口に履物が二揃ある時には、話し聲がしてゐれば入り、でなければ入らない。入口の中に入る時は、室内を見廻はすことなく、履物や藉物(しよぶつ)を踏まぬやうにし、着物の裾を少し引上げ、隅に控へる。
- (16) 一般の賓客は門に入るに、門の中央にある懸(かけ)より左から入り、闕(しほ)を踏まぬやうにする。但し、大夫士等が其の仕へてゐる君の邸の門に入るには、懸(かけ)より右から出入し、敢て客位から出入しないものである。

(17) 主人は阼階即ち東階から上り、客は西階から上る。階段を上るには、先づ右足を第一段にかけ、次に左足を亦第一段に上げて兩足を第一段上で揃へ、次に亦右足を第二段に進め、左足を進め揃へるといふやうにして上るのであつて、かの右足を第一段に上げ、左足を第二段にかけ、次に又右足を第三段にかけるといふやうな上りかたは、歴階といつて禮ではないのである。尙、東階を上るには、右足から先にし、西階を上るには左足から先にするのである。

(18) 並んで坐る時には、脰を横に張らず、立つてゐる人に物を渡すには跪かずして渡し、坐つてゐる人に渡すには立つて渡してはならない。

(19) 先生の書物や琴瑟等が前にある時には、坐つて之を他に移してから、進むのであつて、決して之を跨ぎ越えてはならない。

(20) 飲食しない時の座席では、前方を空けて後方に結めて坐り、飲食の時の座席では前方に結め坐つて後方を空ける。

(21) 先生等の尊者に侍坐する時には、其の尊者の近くの座席を餘すところなく結め坐る。同等の者が來ても席を起つことはしない。燭火や食物や上客には起つ。燭火が盡きさうになつた時には、其の燃え残りは隠して客には見せず、又客人の前では犬を叱らず。

(22) 二人が並んで立つたり、坐つたりしてゐる時には、己れが行つて加はり三人となることはないやうにする。

(23) 子に名をつけるには、國や日月や山川に關する名はつけず、又人に見えない疾病に關する名もつけないこと。

(24) 男子は二十で冠して字をつけるが、父の前では子は名を言ひ、君の前では臣は名を言ふ。女子は許嫁すれば、字をつけて呼稱する。

(25) 男女は席を混へて坐らないし、衣桁を同じくしないし、手巾や揃を同じくしないし、又手から手へ直接に受渡しをしないし、嫂とは通信訪問をしないし、庶母には下着を洗はさない。又、女子が許嫁して五彩の纓(許嫁を表す一種の飾り)を繫けると災變疾病がある以外には父の門に入らないし、又女子がすでに嫁して家にかへる時は兄弟と同坐せず、食事にも同器しない。又、男女は媒介者がなければ、名を互に知らさず、結納がない以上は、互に交はりも親しみもしない。

(26) 食事の時に、飯を共に食べるには、手を揉まず、箸で丸めることをせず、大食をせず、又汁を多くすゝりこむことをせず、舌打ちすることなく、骨を喫むことなく、魚肉を反すことなく、犬に骨を投げ與へることなく、熱い飯を揚げて冷すことなく、汁の實を嘔まず

にのみこむことなく、羹の實を箸でかき廻すことなく、濕軟な肉は齒でかみ切り、乾肉は手で千切つて食べ、炙肉は一擧に喰ひ盡さないやうにするのである。

(27) 珠玉を受けるには、両手で水を掬ふやうな形をして受け、弓劍を受けるには袂を以て受け、玉杯で飲む場合には餘滴を振ひ去らないこと。

(28) 君侯の馬に乗り調練する場合には、朝服して乗り、杖を使はずに唯載せておくのみであり、且道の眞中を歩ませる。

(29) 國人にして、君馬の食草を踏めば罪になり、又君馬の年齒をかぞへると罪がある。

(30) 君が命によりて召した者ならば、たとへ賤人であつても、大夫士達は必ず之を自ら迎へる。

(31) 物を捧げる場合には、胸部にあて、提げる場合には帯の部にあてる。

(32) 天子の器物を持するには、顔より上に捧持し、國君のには顔と同じ高さに捧持し、大夫のには顔の下・襟の上あたりに捧持し、士の器物には帯のあたりに提げ持つのである。

(33) 君の面前で、書物の塵を拂ひ整頓したり、笠竹や龜の甲を顛倒すれば、罰せられる。

(34) 大夫士が國を去る時は、宗廟祭祀の器物は國境を越えて持出すことなく、同僚の大夫士に托してゆく。

(35) 國君たる者が其國を去るのを止めるには、どうして社稷を去るのですか、と曰ひ、大夫が其國を去るを止めるには、どうして宗廟を去るのですかと曰ひ、士が其國を去るのを止めるには、どうして祖先の墳墓を去るのですかと曰ふのである。

(36) 天子の妃を后といひ、公侯の妃を夫人といひ、大夫のを孺人といひ、士のを婦人といひ、庶人には妻といふ。

(37) 天子の死するを崩といひ、諸侯には薨といひ、大夫には卒といひ、士には不祿といひ、庶人には死といふ。又死して未だ棺に納めず牀上にあるを尸といひ、棺に納めたのを柩といふ。

(38) 摯即ち初めて相見るときに持参する手土産は、天子は鬯(黒黍と香草と)を用ひ、諸侯は圭玉、卿は羔(小羊で)、大夫は雁、士は雉、庶人は匹(あひ)を用ひる。又婦人の摯は、椘(ほな)、榛(はし)、脯(ほじし、肉をうすく)、脩(脯に薑桂を加へ、うち)、棗、栗を用ひる。

(39) 天子の祭りには犧牛を用ひ、諸侯のには肥牛を用ひ、大夫のには素牛(牛を求め得て之を用ふ)を用ひ、士のには羊豕を用ひる。

(40) 一般に、宗廟を祭る禮は、牛を一元大武(元は頭、武は足跡)といひ、豕を剛鬣(豕が肥えらると鬣も剛いから)といひ、豚を膾肥(肥えて)、羊を柔毛、雞を翰音(長い音)、犬を羹獻(犬肥えれば君に羹として献ずること)がでさる。

か)、雉を疏趾(雉は肥えると兩足が開き張るから疏趾といふ)、兔を明視(視ること明か)、脯を尹祭(尹は正、切り、め正しきなり)、乾魚を商祭(商は量る意、乾燥の度合)、鮮魚を庭祭(庭は直、新鮮で、直れるを用ふ)、水を清滌、酒を清酌、黍を蕙合(黍は熟すると粘り合つて、香気もあるから、蕙は香)、粱を蕙箕(箕は助辭、蕙は香の意、白)、稷を明黍(神明の供すもの)、稻を嘉蔬、韭を豐本(その根もとが、豊かである故)、鹽を鹹饈、玉を嘉玉、幣を量幣といふのである。

(41) 大夫の燕食には、膾(なます)があれば脯(ほし)はなく、脯があれば膾はない。士は羹臠(あつもの)をそへものにせず、庶人の老年者は酒・食の具へがある。

(42) 羹・食(あつもの)は、諸侯から庶人に至るまで差等はない。大夫は、常に定まつてゐる膳はなく、七十歳になると食物を載せる棚を設ける。

(43) 棗や桃や李を食ふ時には、其の果實の中の核をば捨てないで、懐中に入れておくのである。

(44) 瓜を食ふときには、瓜を輪切りにしていつて、上環即ち蒂(た)のついてゐる部分の一切れを先圃(始めて瓜を圃で作つた人、即ち瓜の神さま)を祭るに用ひ、下部の手に持ったところを棄て去つて、中部を食べるのである。

(45) 凡そ果實を食へるには、君子長老に後れて食へ、焼いたり煮たりした物を食へるには君

子長老に先立つて食へる。それは、果實は、自然陰陽の力が成したもので、よしその果實が不味かつたにしても、それは人力の及ばぬ所で、責めを負ふ必要のないことであるから、先立つて食へて見ることがを要しない。が、煮物焼物は、人の爲すところだから、もし半煮、半焼であつてはならぬので、先づ食へて見るのである。

(46) 宗族親戚が、慶事があつて聚會燕飲する時に於ても、互に賀し合ふことはしない。何も榮譽とするには足りないからである。が、君侯からの賜物があつたならば、榮譽であるから、互に賀し合ふのである。

(47) 道路を歩行する時には、男子は右側通行をし、女子は左側通行をするのであり、車は中央を通る定めである。

(48) 又父と同年輩の人に同行する時は、其の人の後について隨行し、兄と同年輩の人には稍後れるやうに並んでゆき、(雁行である)、朋友同士の時互に先きにならないやうに並んで行くのである。

第三章 社會生活

支那民族の社會生活は、宗法制社會を主軸とすることは、第二章特に其の二で既に述べておいた。考へて見れば、産業生活だつて、六禮だつて、思想・宗教・學藝以下衣・食・住だつて、皆社會生活現象の中に含まれないものは一として存しない。が、こゝには便宜上、宗法制生活と衣・食・住とを此の項目の下に屬せしめて、稍概説するに止めたいと思ふ。

一 宗法制社會生活

此れは第二章の二に述べたから省略したい。

二 飲 食

支那民族の生活事象上に於て、飲食は如何なるものであつたかといふに、肉食と穀食とを主軸として、果實を食ひ、酒・醴を飲むといふことが行はれてゐた様である。

禹の治水事業を行ふや、后稷と共に五穀を播き、庶民に艱食(菜)・鮮食(魚肉)を進め與へ、

遂に粒食(米)するを得るに至つたといへば、(益)肉食・穀食は夙に行はれたことを知る。勿論、伏羲が狩獵を教へ、神農が農作を教へ、燧人が火食を教へたといひ、又黃帝が立食といふ人に始めて穀類を蒸熱して飯をつくらせた(周書)といへば、其當時から肉食・穀食は行はれたものに違ひないが、此は民族傳説としても、とにかく太古から肉食の事實は存したに相違ない。且、始めは、生食し、次で火食に移つたことは、一般民族の發達史的に當然の成行きであらう。禮記禮運篇に、「太古未だ火化のない時には、草木の實・鳥獸の肉を生食し、其の生血を飲み、其の毛を茹つたが、聖人の出で、火を發明するに及び、火食する様になつた」旨が記されてゐるのは、面白いことである。そして、堯舜の頃には、天體を測定し、人民に正しい農時を授けたことが、書經などに見えてゐる程であるし、更に庶民は耕食鑿飲の歌を巷に誦唱し、鼓腹擊壤して歡喜したと傳説されるから、恐らく此の頃にも、既に肉食・飲水の事象が生じてゐたことは確かであらうと思ふ。且、野蠻人も、早くから、特に或る種の醴酒を醸して飲むといふことが窺はれるから、支那太古の民族生活に、酒類を飲用することのあつた點も、十分推定できるのであるが、禹の時に儀狄といふ臣が旨酒を造つた(戰國策)と言ふのも、孟子に「禹は旨酒を惡み善言を好んだ」とあるから、あり得ないことではない。禹の子孫太康・義和・桀、及び殷王紂などは、此の酒に飲み耽つて敗亡した例で

あり、周公は酒誥を作つて飲酒の弊害を戒めてゐるから、支那古代生活に飲酒の習はしは夙に抜き得ないものがあつたと思はれる。そして、周代に杜康といふ者があつて、醸酒の方法を改良したと言はれ(博物志、酒誥)、これより世間に大いに流行し、以後、諸禮式の上では勿論、酒醴が祭られ、飲用せられ、日常にも飲酒せられたのである。それだから、朝廷にも酒正といふ造酒を司る官が設けられ、漢高祖の廷臣は、飲酒して功を争ひ合ひ、武帝は酒を權酷し、昭帝は其弊を察し廢する状態であつた。

さて、食物に就ても、肉食・穀食・菜食が早くから行はれたことは、前説の通りであるが、蔬菜は多く羹汁の實に用ひられた。肉食では、魚鳥牛豚羊を五鼎の食と稱して、最も人民の愛好するものであつたし、馬、鹿、熊、狼等みな食用に供せられ、特に熊の手(足)のひらは、熊掌などといつて、珍重せられたらしいことが、孟子に見えてゐる。又、周春秋時代には、梅(左傳などに)や薑(論語)などが用ひられ、更に茶は殷周頃から發明されたく、特に齊の宰相晏嬰といふ人は、頗る茗茶を愛用した様である(晏子春秋)。又、神農食經には、「茗茶を久しく服用してゐると、力が出、氣分が爽快になる。」と見えてゐたり、漢末楊雄の法言には「蜀の西南方の人は、茶のことを亦説といふ。」と見えてゐるし、又爾雅には苦茶の語も見られるから、秦漢代に茶の流行したことは明かであらう。後、宋代(録倉代)に、日本の留學僧

榮西によつて、日本に渡來せしめられ、大いに用ひられてゐるのである。

漢代に及んでは、調理の方法、種類も、甚だ複雑になつていつた。例へば、禮記内則篇に記されてゐる如きものは、勿論、周秦以來傳はつてゐるものもあるであらうが、それだけではなく、更に漢代に於て増多造出されたものが鮮少でないであらう。即ち飯には、黍、稷、稻(米)、粱、白黍、黄粱、などがあり、此の外に、光武帝の時に穠が始められ、(續齊書)靈帝時に麻餅が始めて作られ(續漢書)、諸葛亮は始めて饅頭を作つてをり(事原紀原)、王莽は始めて麵を食してゐる(學齋帖)又、膳には、鴈(牛の)、臘(羊の)、臠(豕の)、醢(肉)、牛炙(牛の肉)、臘(しほ)、牛臠(牛肉を切つたもの)、醢、牛膾(牛肉の)、羊炙、羊臠、醢、豕炙、醢、芥醬(芥子の)、魚膾、雉、兔、鶉、鷄、等を備へるのであり、又飲物には重醴(清酒と糟のまじつた酒のへて出)に、稻醴と、黍醴と、粱醴と、とがあり、尙その外に、水、醴(梅漿の)、及び清酒、白酒、等があり、籩豆(竹製のたかつきや)に盛つてすゝめる羞(食物、こ)には、米麥を煎り摺いて餌とした糗餌と、稻餅の上に豆粉を粉がきとしたる粉醴とがあり、飯食には螺のしいびしほを添へて出すが、苽食(苽米をいふ)には雉と羹を、麥食には脯羹(ほじもの)と雞羹を、折稌(米を細かにつきわ)には犬羹と兔羹とを、夫々和糝(あへものし)して羹を加へない。そして、一般に飯の調へ方は、温かなのを宜しとするから、春の氣候に擬へ、羹は熱いの

が宜いから夏の氣候に擬へてつくり、醬(我國のみそ)は涼冷なのが宜いから秋の氣候に擬へ飲料は寒冷なのが宜いから冬の氣候に擬へ、又あへものは春は酸味を多くし、夏は苦味を多くし、秋は辛味を多くし、冬は鹹味を多くし、なめらかにうまい様に調理する。又、牛肉は稲米によくあひ、羊肉は黍によくあひ、豕肉は稷によくあひ、犬肉は粱によくあひ、雁肉は麥によくあひ、魚肉は菰(ひるこ)によくあふものであるし、又春は羔・豚が宜しく牛の脂で煎て膳(ちん)に供し、夏は乾雉・乾魚が宜く豚の脂で煎て膳に供し、秋は仔牛・仔鹿が宜く脰(じゆ)の脂で煎て膳に供し、冬は生魚・雁が宜く鱈の脂で煎て膳に供する。又、膾(ひ)には、春は葱を加へ、秋は芥子を加へるし、豚肉には、春は韭を加へ、秋は薑を加へるのである。又三牲(牛・羊・豕)には菘(おほ)を用ひ、和(あへ)には醢(け)を用ひ、獸肉には梅を用ひる。又、雛(すつ)は食はず狼は腸を除き去り、狗は腎を除き去り、狸は脊骨を去り、兎は尻を去り、狐は首を去り、豚は惱(なう)を去り、魚は乙字形の骨を去り、鼈は醢(け)を去つて食する。

大體に、古代支那民族生活の飲食關係の狀況は、上に述べたやうなものであつて、相當に複雑多様な部面があらはれてゐるのである。

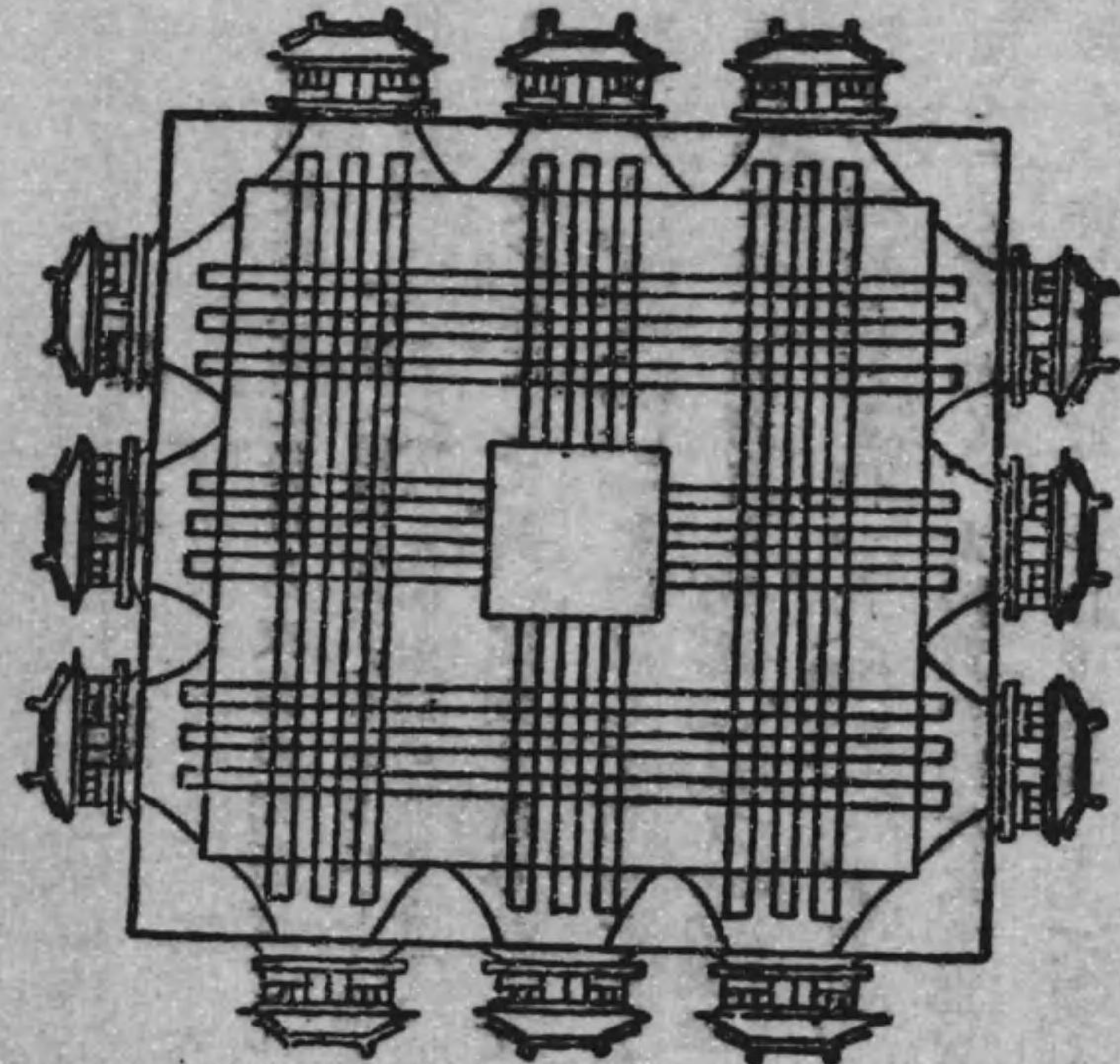
三 住居

支那民族生活に於ける住居は、又穴居や巢居より始まつてゐる。禮記禮運には、之を「昔は宮室がなく、冬は、高燥の地に掘つた穴や低濕の地には地上に土を積累ねて造つた窟(く)などに住まひ、夏は薪柴を集めて構へた巢に住んでゐた」と説明してゐる。又、孟子なども、「堯の時、洪水が氾濫し、蛇龍が蕃殖して、人民に定居なく、下濕の者は樹上に巢を造りて住み、高地の者は岸側に窟(く)を穿つて住んだ」と言つてゐるから、巢居・穴居の風習は、堯帝乃至それ以前から行はれてゐたと信ぜられよう。そして、禹が水土を平げるに及んで、堯は禹に命じて宮室を作らせた(史記)と言はれ、又堯は舜の爲に倉廩を築造した(五帝本紀)と言はれ、或は又堯は「茅茨剪(まうし)らず(剪ぶきの屋根の端を)、采椽斬(さいせん)らず(椽の木の椽に斧斤を加へず、椽のまゝ用ひる)」(五帝本紀)と言はれるから堯舜時代には茅屋で椽椽の家室は造られ、或は倉庫なども建てられてゐたであらう。勿論、巢穴に住居することもあつたであらうが、やはり家屋宮室を作つて住む域には達してゐたと想はれる。墨子に、「古者人の始めて生じ、未だ宮室あらざる時は、丘陵掘穴によりて處り聖王之を憂慮し、民の氣を傷るを恐れて、宮室を作つた」(節用中)と説いてゐるのも、参考になるであらう。ところで、家屋の始まりを、黄帝にかける見方が、白虎通・管子・世本・新語などにあらはれてをり、特に漢代方士等は黄帝が五城十二樓を作つたとか、黄帝時に明堂を造つたとか、色々に説き流してゐるけれども、之等は先づ以て信ずることは

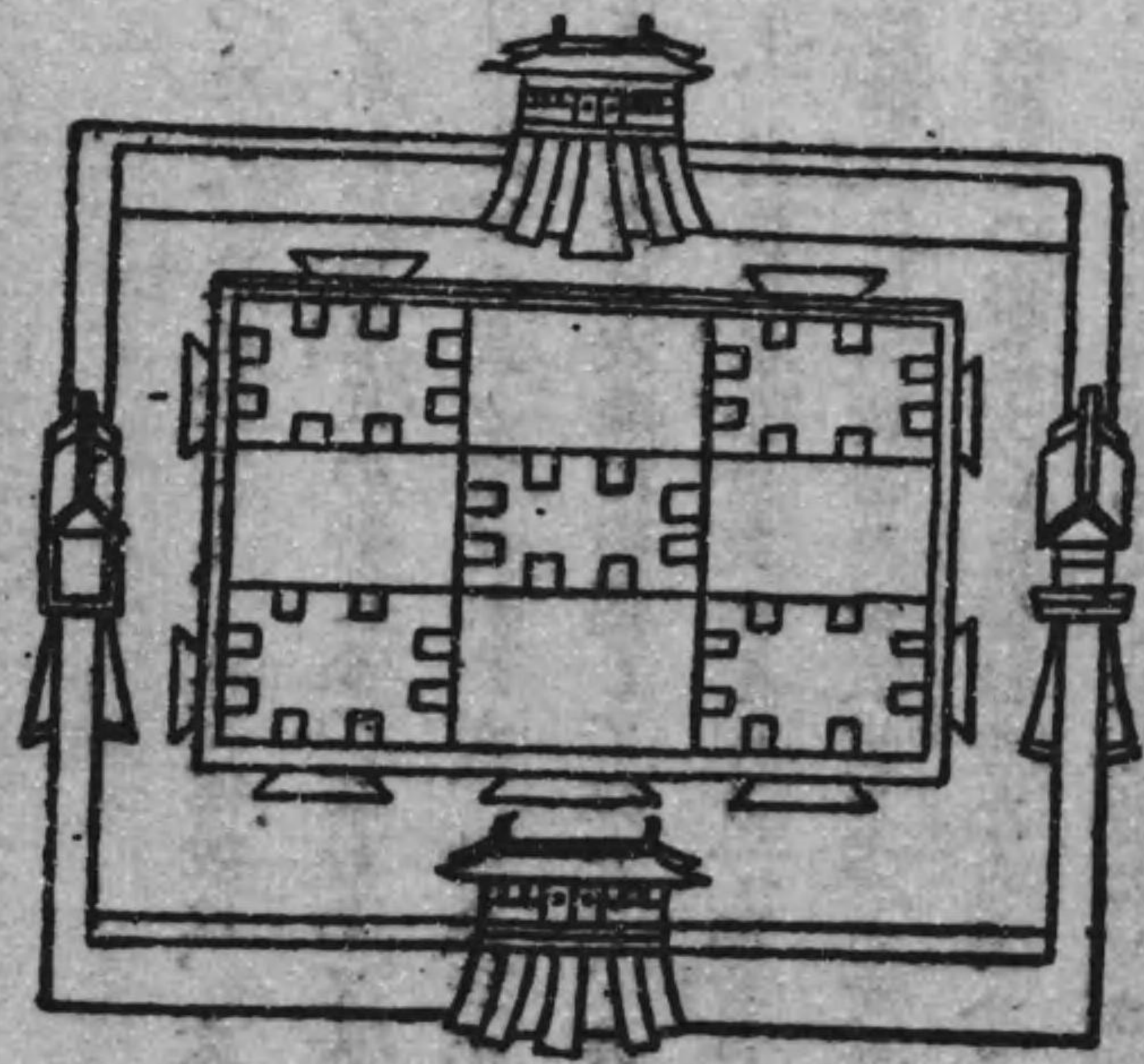
出来ないであらう。併し夏禹の頃に宮室が造られたことは、論語に「禹、宮室を卑くす」とあるによつても明かであるが、其の夏の末頃になると、大いに宮室建築は進んで来て、桀の瑤宮・瑤臺・玉門を造営したり、殷紂の鹿臺・鉅橋・宛臺を造つたり(紀殷本)するやうになつた。因みに、家室に於て、屋の無いのを臺といひ、屋のあるのを榭といふのである。又、世本によつて見ると、桀は瓦屋を造つたし、烏曹は輓(輓)を造つた(古史)と言はれ、又尸子によると、桀は象廊・玉床をも造つたと言はれてゐるから、夏代に建築術の進歩發達したことは窺ひ得るのである。さて、一般人民は、やはり茅屋に住んだことは勿論である。殷時代に、宮・室・宅の造られたことは、殷墟文字に此等の文字が存することによりても明かであらう。(書契)而して、住居の問題も、周に至つて大いに整つて來たやうである。即ち天子には明堂があり、(諸侯を朝見する殿堂であり)其の様式は凡そ九室、室毎に四戸八層、茅を以て屋根を葺き、上部は圓形、下部は方形に造られる。又天子・諸侯・大夫・士には皆それ〴〵宗廟があり、日常の居處は、天子に六寢、一は路寢(表御殿)、其他の五は小寢、尙六宮があり、王后の居處である。又諸侯には、三寢があり、一は路寢、其他の二は燕寢であり、尙三宮があつて夫人の居處である。又、卿大夫士には均しく二寢があり、正寢は前にあり、燕寢は後にあり、尙其妻にも二寢がある。庶人には廟はなく、寢(表座敷)のみがある。且、戰國時代

には、臺榭樓閣が豪華に造營せられ、晋の銅鞮の宮、楚の章華臺、吳の館娃宮、越の飛翼樓、魏の范臺、齊の雪宮、秦の冀閣、といつたやうなものが聳え立つてゐたと察せられ、貧民の「葭藁の尊、机筵を加ふ」(荀子正)といふ葭や藁のしきものを筵の上に敷き床几をおくなどの住居とは、懸絶も甚だしく、特に秦始皇の阿房宮の如きものも築造されるに至つた。勿論、戰國時代に、瓦甍を葺き用ひてゐたことは、近時の戰國諸都城址發掘の結果が證明してゐるのである。そして、漢以後には、之等の様式が發達していつたことは勿論であるが、或は印度、或は西域、或は中央亞細亞、などの建築が流入され、混融していつてゐるのである。さて、支那家屋の一般的な型式を左に圖示して見ようと思ふ。

即ち次圖の如く、支那家屋の内部構造は、大きく室と堂との二部分より出來てをり、室は家族の居間であり、堂は接見應對などの諸生活行事を行ふところであつて、共に漆喰土間である。そして室には、正面の中央に主人の居間なる室があり、その兩側に婦人の居る房があつて、西側のを西房、東側のを東房といふ。室と房との間は、壁でしきられ、東西兩房に各一つ宛の出入口(戸)があり、主人の室には一戸・一牖がある。且、室の西南隅は奥といつて貴い神聖の場所とされる。室の南側に堂があり、堂には東序・西序といふ壁にしきられた東堂・西堂があり、諸物を蔵しておく物置きとなつてゐる。東序と西序との間が中堂であり、



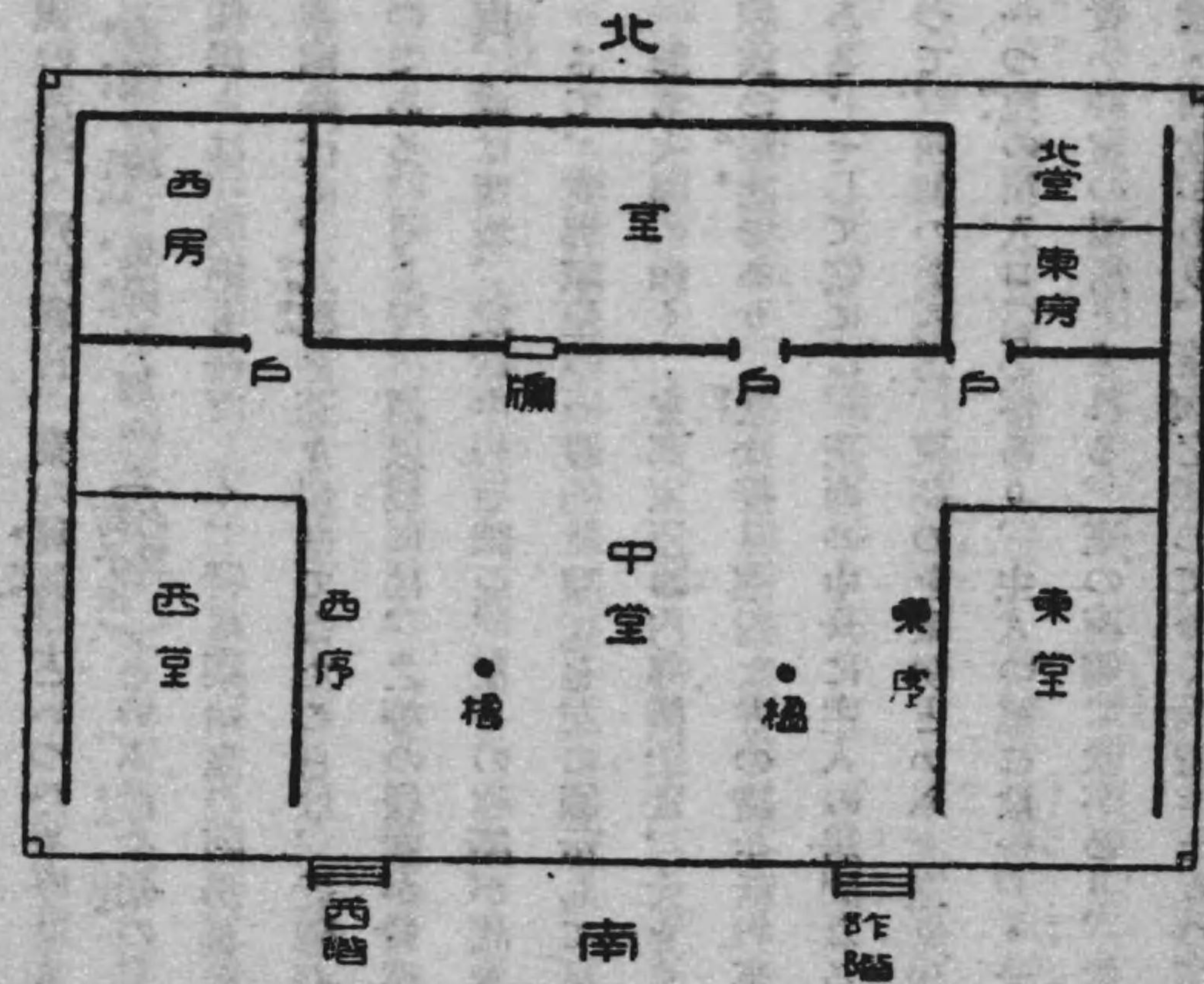
城 王



堂 明

勿論、天子・諸侯・卿の屋室には、色々多くのものがあるけれども、要するに前掲圖の三室制が基本になつて、増多してゐるのであるから、之を支那家屋制の一般基本型として述べたのである。

尙、参考の爲に、城の圖と明堂の圖とを左に掲げておく。



こゝが生活上の諸行事場となるのである。且、中堂には兩楹といつて二本の大きな柱が立つてゐる。そして堂の南に二つの階段があり、東のを東階即ち阼階といひ、西のを西階といふ。主人は常に阼階から昇降し、客人は西階から昇降し、中堂に於て應接するのである。

但し、士・庶人の屋室は西室・東房の二室のみで、室・東房・西房の三室制ではなく、三室備はるのは大夫以上の屋室であるといふ議論もあるが、やはり士・庶人と雖も三室制であつたと見るのが正しいと思はれる。上掲の屋室圖は、三室制のものを示したのである。

四 衣 服

支那民族生活に於ける衣服の問題はどんなであつたか。之に就ても、太古傳説は、太初の民は被髮・卉服(頭髪を生えるまゝにして櫛ら)してゐたが、辰放氏の時に至つて始めて木を奪り、其皮を茹にして着、頭髪を編(な)ひにして頭を冒ひ、衣皮の民と言はれたが、神農氏の時になつて、麻(から)を紡織して布服を着たから、皮服の俗は衣服に變遷して來たし、次で黄帝の時には、黄帝自ら冕旒(かんむりの前後に)を作り、其臣の伯余は衣裳を作り、胡曹は冕を作り、荀始は冠を作つた(物原)と言はれ、特に易繫辭傳には「黄帝堯舜衣裳を垂れて天下治まる」と説く如く、大體黄帝時代に支那民族の衣裳冠冕の俗は大いに備はつたと考へるのである。併し之等は、やはり傳説として見らるべく、あまり信用することは出来ないが、とにかく支那民族が相當早くから衣服を着てゐたことは考へられようと思ふ。そして、堯舜の頃、天子の衣服には日・月・星・辰・山・龍・華蟲・宗彝・藻・火・粉米・黼・黻の十二章(華は雉の鳥、宗彝は宗廟の祭器に虎の形を畫くにより虎の形、藻は水草、火は火、粉米は米、黼は斧の形、黻は二つの己字が背中合せになつたやうな正形)を畫いたり繡したりした(益經)やうでやるから、當時の衣服様式が相當に精緻巧妙な域に達してゐたことは知られる。且、堯の時には、夏は葛衣を、冬は麕裘(鹿の子の皮ころも)を着た(五藏)ことも推せるであらう。

禹貢によつて推すに、夏禹の時代には、織文(もやうを織り)、織貝(貝のもやうをお)、織綺(白いき)、絺(細い葛布と)、紵(支色と縹色)、璣組(璣珠をちりば)、織纈(黒いたてい)、纈(いと)、細い綿(いと)、などの紡織が行はれ、又羽毛、齒革、球琳(美しい玉)、琅玕(美しい石)などの服飾も試みられ、或は又皮服、卉服、毛罽(せん)、なども常用せられたと思はれるので、其の衣服は益々精巧を加へてゐた様である。が、禹は質朴を尙んだから、一般庶民の衣服はやはり褐衣、皮卉服、を主としたものであつたらう。夏代の末葉、桀の頃には、文繡美麗の豪華な衣裳もあらはれたと察せられる。次で殷代の如きも、亦衣服の精巧さは加はつたと思はれるが、かの殷墟文字に、衣、裘、絲、帛、の如きものがあるから(殷墟書契考釋)、絲・帛・獸皮で織製した衣服を用ひたことは明かである。更に、史記には、紂王が周武王に攻伐され火中に投じて死なれた時には、寶玉の飾りがある衣服を着けたと見えてゐるから(殷本)、寶玉衣の製作も殷代に行はれたことが知られるのである。さて、周代に於ては、又大いに整頓せられて來たと見える。即ち周では、上衣下裳(白虎通)に區別せられ、衣は袍で正色を用ひ、裳は裙で間色を用ひるのであり、(玉)此の外、裘があり、防寒用にされる。且この衣・裳・裘についても、亦色々種類がある。例へば、衣に於ては、深衣があり、麻衣、綺衣、素衣、黻衣、綠衣、裘衣などがある。深衣といふのは、上衣と下裳とが別になつてをらず、ずつと連

續してゐるもの。禮記深衣篇に、其の規制が見えてゐるが、先づどんなに短くとも肢體の膚をあらはさぬやうにし、どんなに長くとも裾が土に着かぬ程度に造るものであり、腰幅は七尺二寸で、裾の一丈四尺の約半分にあたるやうにし、腋下の縫目は肘が自由に出し入れできるやうに作り、帯は鞞を壓しないやうに又胸部を壓迫せぬやうに、丁度腰骨の上部の骨がない部分に當るやうに締めるのであり、上衣の背の縫目は下裳の中央の縫目と眞直になるやうに仕立てる。そして、父母、祖父母が兼ね存する時は、深衣の純（衣服のへ）は畫模様を用ひるが、父母のみ存する時は、青を用ひて純するし、もし父母も亡くて孤子なる時は、白で以て純するのである。さて、深衣の中でも、麻で作つたものを麻衣といひ、白色の衣を縞衣といふ。又中衣を素衣といひ、青で黒い衣を黻衣といひ、間色の緑の衣を綠衣、ひとへものを裘衣といふ。次に下裳には、緇裳（ぬいどり）、黄裳（黄色の）、裳裳（ひとへ）、などがあり、皮裘には、羔羊裘（子羊の皮でつ）、があり、犬羊裘（犬羊の皮衣、庶人の着る裘）があり、狐裘（狐の皮で衣、貴人）があり、熊羆裘（熊や羆の皮で）などがある。そして、大體には、士以上の者は深衣を普段着とするが、庶人は深衣を禮服とし、短褐（たけの短い裳）を普段着として用ひた。且、男女の衣服は、一般に重ね着をした。衣服の材料は、褐・帛・絺・綌・紵・縗・緇・綺・縠（布・綿等を用ひ、特に周末貴族の婦女子は奢侈を極め、羅紵（白い）綺縠（あやの）を着るも

のもあつたらしい。(策) さて天子は、吉禮の服に九種あり、大裘冕、衮冕、鷩冕、毳冕、絺冕、玄冕、章弁服、皮弁服、冠弁服の九である。諸侯は大裘冕がなく、上公が衮冕以下八服、侯伯が鷩冕以下七服、子男及び天子の三公が毳冕以下六服、天子の孤卿及び上公・王の三公が絺冕以下五服、卿大夫が玄冕以下四服、士が國君の祭を助ける時には爵弁服を用ひるが、一般には士たる者は皮弁服以下二服、なのが定めである。大裘といふのは、黒羔の皮で作つた裘であり、天子のみが用ひ、特に昊天・上帝・五帝を祀る時に着られるもので、何の飾りもないのである。其の時、頭にかぶる冕といふ冠には、色絲で縫つた細い紐で玉を貫き合せた玉藻といふもの、旒がなく、冕の上に覆ひ付けられてゐる延といふ板が、表を玄、裏を緇の布でおほひ飾られてゐるだけである。左の圖の如し。



大裘

衰冕は、衰龍の服を着て冕をかぶるものであり、天子が先王を祀るに用ひるものである。この時、天子は升龍降龍・山・華蟲(雉)・火・宗彝(虎)の五章を上衣に畫き、藻(水草)・粉米(米)・黼(斧形)・黻(亞形)の四章を下裳に刺繡した衣服を着用し、冠は冕といつて巾八寸、長さ一尺六寸の板を、冕の上に付け、表は玄布で覆ひ、裏は朱布で覆ひ、前後にひさしの様に延びてゐる板の所へ、一筋十二玉、十二筋づゝの玉藻の旒を前後に各々垂れ下がらせた冠を被るのである。即ち左圖の如し。



冕 衰

但し、上公も天子に朝聘し或は助祭する時には衰冕を着けることが出来るのであるが、其の場合には、冕の玉藻は前後各九旒づゝ、一旒に九玉を用ひ、又衣服には降龍のみで升龍はないのである。即ち左の圖の如し。



冕 衰 公 上

鷩冕は、鷩のもやうを畫いた衣服をつける服装の意であり、天子が先公を享祀し饗射する時に着用する衣服であり、華蟲以下、火・宗彝・藻・粉米・黼・黻の七章を衣裳に畫繡し、且冕は前後に各九旒の玉藻、一旒毎に十二玉、の冠を着けるのである。即ち左圖の如く、上衣には華蟲(雉の名、且鷩も雉の名なれば、華)を上位に、火、宗彝(虎)の三模様を畫き、下裳に藻・粉米・黼・黻の四章を繡するのである。



冕 鷩

但し鷲冕は又、諸侯の侯・伯なる者が天子に朝し、及び天子が先公を享祭し乃至饗射するのを助ける時に、着用する服装でもある。唯この場合、侯伯の鷲衣は、天子の鷲衣に比して、火が少く、又冕の旒も少くて前後各七旒であり、每旒七玉である點が異なつてゐる。左圖によつて其の大略が知れる。



侯伯鷲冕

鷲冕は、天子が四方山川を望祀する時の服装である。鷲とは、柔い毛の織物の意で、宗彝そうぎ中の重いもの即ち虎・雉き(さる)を衣に畫くところから名づけたものである。即ち鷲冕は五章(五つの模様)といつて、初めに宗彝即ち虎の章を、以下、藻・粉米を夫々上衣に畫き、又下裳には黼・黻を繡するのである。且、此の時の冕は、前後各七旒の玉藻、每旒十二玉を貫くものを着けるのである。其の大略は、左圖によつて知れる。

但し、鷲冕は又、天子の三公八命以下の者が天子に朝し及び天子が四方山川を望祀するのを助祭する場合に、着用するのであり、衣裳の模様はやはり天子鷲冕服と同じく五章であるが、唯冕の玉藻は命數によるから、八命の三公ならば八旒、每旒八玉である。左の圖の如し。



鷲冕



三公鷲冕



冕 緋

但し緋冕は又、天子の孤卿及び上公の孤が、天子及び上公の社稷を祀るのを助祭する時に服するものであり、冕の玉藻は四旒、毎旒四玉を貫くのである。左圖の如し。



冕 緋

又毳冕は諸侯の子男爵なる者が天子に朝し、及び天子が昊天上帝を祀つたり先王先公を祭り饗射したり四方山川を祭つたりするのを助け祭る時や、及び子男爵の諸侯自身が四方山川を祭祀する時などに、皆之を着用するのである。唯この時、その冕の玉藻は五旒で、毎旒五玉を貫くものである。左の圖を参照されたい。



圖 冕 毳 男子

緋冕は、天子が社稷・五祀を祭るに服されるもので、粉米一章は上衣に刺繡し、黼・黻二章は下裳に繡するのである。且冕の玉藻は、五旒で、毎旒十二玉を貫く。左圖の如し。

玄冕は、天子が林澤・墳衍・四方百物の羣小祀を祀るに服するもので、唯下裳に黼のみを繡するに過ぎず、上衣には何の文様も畫かない。且、上衣は玄一色であるから、玄といふ名をつけたものである。そして此の冕は、三旒で、每旒十二玉である。尙、禮記玉藻篇によれば、天子はこの玄冕を服用して、春分に當り東郊の國門外で日に朝見し、又國の南門外の明堂で文王の廟神に月朝を告げ受け、且曆日を人民に正し知らせる、といふから、玄冕は天子の朝日・聽朝にも用ひた服装である。左圖によつて其様式が知れる。



冕 玄

但し玄冕は又、諸侯が自ら先君宗廟を祭るに用ひたものであるし、(禮記)更に天子の卿大夫が天子に朝聘し及び助祭する時にも玄冕を服するし、上公の大夫・子男の卿も同じく服する事が出来る。そして其の旒は、其の冕の命數により一定でなく、三命の卿ならば、三旒で、

每旒三玉を貫くものであり、再命の大夫ならば、二旒で、每旒二玉である。即ち左圖の如し。



冕 玄 夫 大 卿

章弁は天子及び諸侯・卿大夫の兵服であり、韎章(あかれぞめ)を以て弁(むり)を造り、又上衣下裳を造る。そして天子は、弁の縫(ぬい合せたと)を五彩の玉十二箇で飾り、諸侯以下は夫々命數に應じて玉で飾るのである。其の様式は左圖によつて知れよう。



弁 章

皮弁は天子日用の朝服、白鹿の皮を以て冠を造り、十五升布(十五よみの布、緯八)で上衣を造り、色は皮弁の色に似せる。下裳も素しろであり、辟ひらを腰のまわりにつける。又皮弁の縫ほは十二、其の縫中に五彩の玉を結付け、弁内の頂上に象の骨でて抵(その意)をつくるのである。天子はこの皮弁服を着て日に朝政を執り、朝服のまま、食事を攝り、食事が終ると玄端を服して燕居するのである。左圖によつて、皮弁を知ることが出来る。



皮 弁

但し皮弁は又、諸侯が天子に朝見したり、諸侯自ら相朝し合つたり、或は諸侯が大廟に於て月朔げつさくを告げ聽治する時などにも、着用せられるのである。

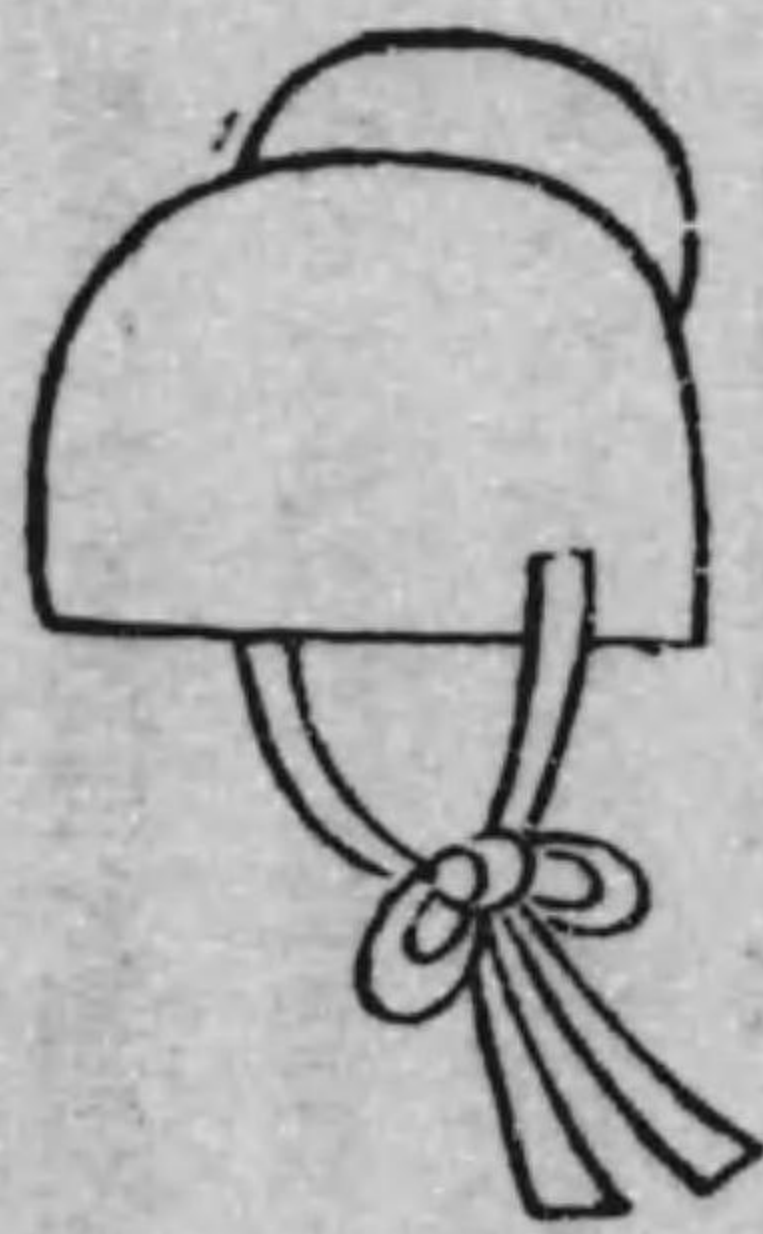
尙、士たる者はこの皮弁を服して君侯に朝するし、又士冠禮の時などにも之を服用するのである。そして、士の皮弁には飾りが無いが、上公には九玉、侯伯には七玉、子男には五玉、

四命の孤は四玉、三命の卿には三玉、再命の大夫には二玉の飾りがある。其の大體の様式は左圖の如し。

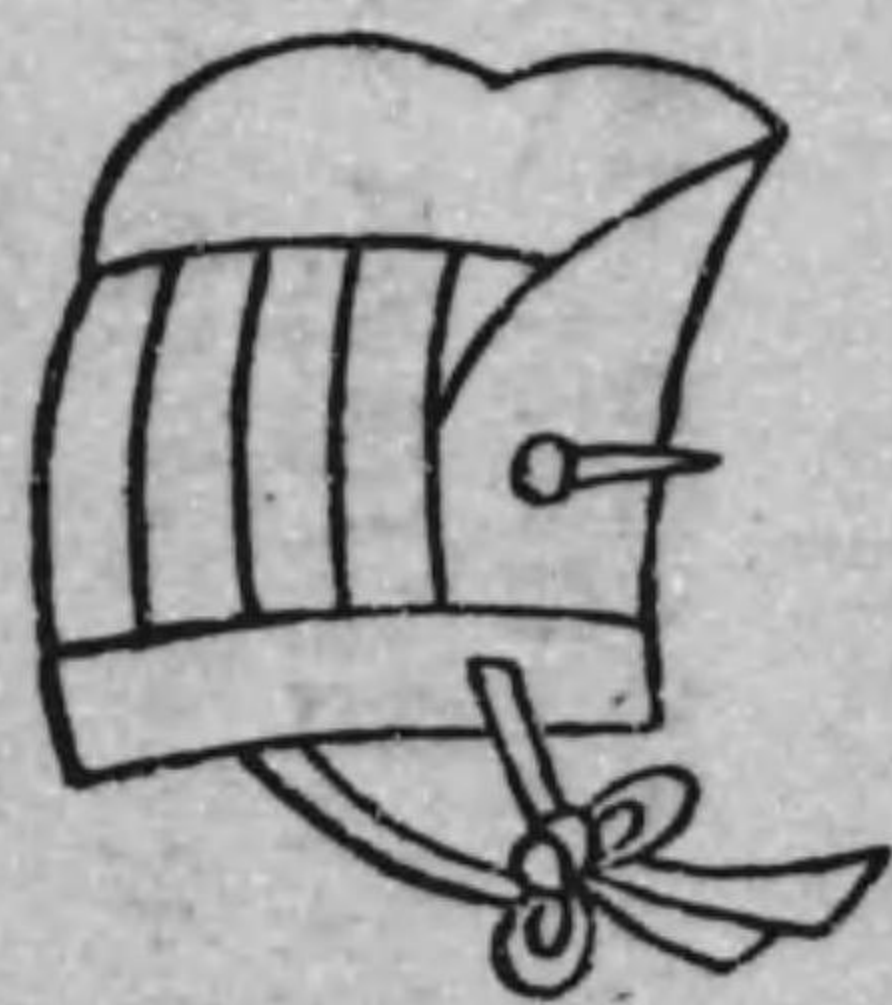


皮 弁

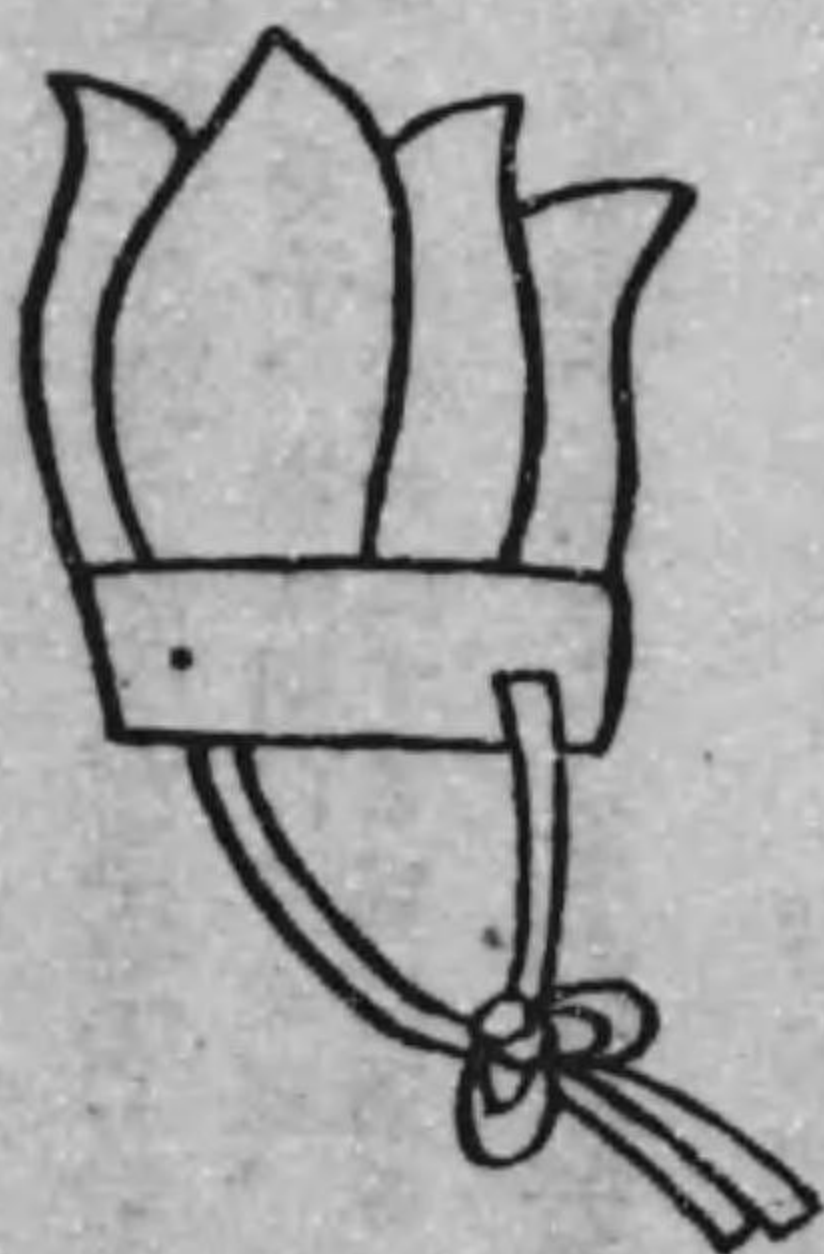
冠弁は又委貌ともいふ。委は安らかな意味であり、冠弁を着けると容姿が如何にも安正に見える所から之を委貌と名づけたのであらう。上衣は十五升縹布(十五よみの黒布)で作るのである。即ち玄衣



追 母



甫 章



鏡 委

で、下裳には飾りなく素しらであり、冠は玄色くろ即ち玄冠くろかんである。天子の田獵服であり、又老者を養食したり群臣を燕饗するにも之を服する。そして緇布しやふ（麻布あし）で造るから玄冠といふが、周代では此の冠をば委貌といひ、殷では章甫しやうほ（甫は丈夫、一人前の男子、章は明にする意、即ち成年）といひ、夏代では母追ぼと（其飾が最大で、之に追隨するも）といつたものである。その冠弁服の様式は大體左圖の如し。



弁 冠

但し、諸侯が日々朝政を内朝に視る時には又此の玄冠・玄衣・素裳、即ち冠弁服を着るものであり、即ち冠弁服は諸侯の朝服なのである。又諸侯が道を行く時、及び食事の時にも、この服を着ける。

更に、冠弁は天子諸侯の卿大夫が自らその廟を祭り、或は君に朝する時に服用するもので

もある。諸侯の朝服は左圖の如し。



服 朝 侯 諸

玄端げんたんは、天子・諸侯・卿大夫以上の朝夕常服するものであつて、士は暮時に君朝に夕見する時に服するものである。天子・諸侯は殆ど同制であつて、玄衣・玄冠・玄裳であり、卿大夫は素裳の黠のみ異なる。其の玄衣の長さは二尺三寸、袂たもとは三尺三寸、袿そでは一尺八寸である。士の玄端は、玄衣の長さ二尺二寸、袂二尺二寸、袿は一尺二寸であり、稍差別がある。且、士の中でも、上士は玄衣・玄冠・玄裳であるが、中士は黄裳であり、下士は雜裳で前は玄く、後が黄である。

さて、玄端といふのは、玄は其の冠・衣・裳の色が玄いによつて名づけたのであり、端とは正の意で、其の容姿の正しさを取つて、玄端と稱呼したのである。左圖に、天子の玄端

と士の玄端との様式を示す。



天子玄端



士玄端

尙、童子（色どりし）の服は采衣（たきもの）であり、二十未滿の者が着ける。即ち頭髮は結つて、朱の錦で束ね、緇布の衣、錦の縁、錦の紳・紐を用ひること、左圖の如し。且、童子は、衰（はころも）や

帛（はく）などは着用せず、履の飾りはせず、總服（麻絲で目をあら）（く織つた衣服）もしないのである。



童子服

王后・夫人には又六服があり、袴衣・揄狄・闕狄・鞠衣・展衣・褕衣（襖）がそれである。そして、此の六服は皆素紗（白いうすぎ）（ぬいこと）で裏をつけ、張りのあるやうに造り、且婦人の服はすべて衣と裳とが別々でなく、連なつてゐるのである。又天子には祭服が六種あるが、王后には三翟（袴衣・揄狄）（秋・闕狄）だけであるのは、婦人は外事に與からぬから、天地・山川・社稷等の祭には關係しないためである。尙、六服の色は、袴衣は玄、揄狄は青、闕狄は赤、鞠衣は黄、展衣は白、褕衣は黒、と言はれてゐる。

袴衣は、翟（きじ）雉衣であり、衣の上に翟（きじ）の形を緇（く）に刻して之を五色で畫き綴つて文章としたもの。天子の後・上公の夫人・魯の夫人等が夫々其の君の宗廟を祭るを助祭する時に

服する。そして頭には毛髪を編んで飾り、又玉笄などで加飾する。この頭飾を漢代などでは、歩搖歩揺といつた。歩むにつれて揺れるからである。左圖に大様を示す。



衣 袴

揄狄揄狄は又揄翟、搖翟とも書かれる。雉に似た鳥の名である。即ち衣上に揄翟の形を絹絹に刻し之を五色で畫き綴つたもので、王后及び侯伯の夫人がその君の先公宗廟を祭るに助祭する時の服装であり、頭飾もある。左圖の如し。



衣 袴

闕翟闕翟は、又絹絹を刻して衣上に雉形をつくり、(五色で畫くことはしないで、闕闕、之を綴つたものである。頭飾は前二狄に同じ。王后より子男夫人に至るまで、君の宗廟を祭るに助祭する時の服である。左圖によつて様式が見られよう。



衣 袴

鞠衣鞠衣は、王后が桑蠶桑蠶の事を先帝・五方帝に告祭する時の服であり、黄桑の色である。頭飾は、髪を編列して(假紒假紒の如しといつて、)かりに束束して(おつて、)つくる。左圖の如し。

尙、孤の妻が夫に従つて君王の宗廟を祭るを助祭する場合にも此の鞠衣を服するのである。



物衣

展衣は、白色であり、王后が正式の禮を以て王及び賓客に見える時の服である。頭飾は又髪を編んでつくる。左圖の如くである。

尙、卿大夫の妻が夫に従つて君王の宗廟を祭るを助祭する時にも、この展衣を服する。



展衣

祿衣は、黒色の衣裳であり、赤で縁する。王后が接御して天子に見える時に、此の祿衣

を服し、頭髮にかもじを添えて飾りをする。即ち左圖の如くである。

尙、士の妻が夫に従つて君侯を助祭する場合にも、此の祿衣を服するのである。



祿衣

純衣は玄色で、又纁袷(うすあか)ともいふ。袷とは縁の意で、絲衣を纁で以て縁とりしたものの、嫁入する婦人の服するうはぎである。頭飾には又かもじを入れて飾る。そして袷は又「任也(まか)」の意で、陰が上つて陽に任せ依る意義を表はしてゐるのである。尙、纁袷を以て死去せる時の復衣(たまよはひ)にはしない規制がある。左圖の如し。



輅 玉

さて、天子には、玉路(ぎよくろ)(或は大輅(たいろ))以下金路、象路、革路、木路の車があり、玉路は汎く内外大小の祭祀に乘用する。上圖の如く立派なものである。

金路は、金で飾りがあり、旗には組みあつてゐる交龍を畫く。天子が賓客を會するに乘用したり、同姓を封ずる時に用ひる。

象路は、象骨で飾るもの、常日に朝を視るに乘用し、又異姓を封ずるに用ひる。

革路は、飾りなく、革で靴し(ひきな)(なつ)漆で塗つてあるだけであり、兵事に乘用し、四衛(しゑい)を封ずるに用ひる。木路は、革で靴せず、漆で塗るのみ。

宵衣(せうい)は、師姆(しぼ)母(ぼ)即ち乳母の著る衣服である。師姆母とは、婦人五十にして子がなく、離婚されて再嫁せず、よく婦道を以て人に教へる者である。宵衣は玄衣で、綃(せう)(きぎ)を以て領とする。且、頭髮は鬘(むすめ)(むきれ)といふ冠の如きもので髪を包み簪(かんざし)をつけるのである。左圖の如し。



衣 宵



衣 師



車 翟 厭

翟車・安車等がある。重翟とは、王后最上の車で、王に従つて先王群小祀を祭る時には、皆之に乗るのである。其の制は、翟雉の羽を二重に重ねて車の兩傍の蔽ひをつくつたものである。厭翟は、又王后が王に従つて諸侯賓客を禮饗する場合に乗る車であり、翟雉の羽を相次で並べ羽の本を厭ふやうに列ねて以て車の兩傍の蔽ひとするのである。故に厭翟といふ。又王女が諸侯に下嫁する時、及び上公侯伯の夫人等も皆厭翟に乗る。其制は上圖の如し。翟車とは、翟雉の羽で蔽ひをつくるが、羽の本を厭ふやうには並べないものであり、王后が三月東郊に出で、先



車 墨

田獵に乗り、蕃國を封ずるに用ひる。尙、孤は夏篆（車のこしきの上色五の雉をえが）、卿は夏綬（車のこしたのうへに五色の）、大夫は墨車（雉をえがいた車）、士は棧車（かざりの飾りがない）、庶人は役車（四角の箱あり、の）を用ひる。其中につき、墨車を上圖に例示しよう。且、士でも婚禮の時には、特に大夫の車なる墨車に乗つてよいのである。即ち又、大夫は同様にして卿の車である夏綬に乗つてよいわけである。王后の車には、重翟・厭翟・

帝に告げ親しく桑を摘まれる時に乗つてゆかれる車であり、又諸侯中の子男爵の夫人は祭祀や婚嫁にこの輦車に乗る。又天子の三夫人と三公の夫人とも同じく輦車に乗る様である。安車とは、翟雉の羽で蔽ひをつくらないもの、蓋し王后が天子に朝見する時に乗る車だから、飾りを去つてあるのである。諸侯の夫人にも亦この安車があつた。此の外、大夫の妻は墨車に乗り、士の妻は嫁する時は墨車に乗り、嫁時以外は棧車に乗つたやうである。

第四章 政治生活

支那民族の政治生活は相當に太古から萌してをり、疆域が大陸続きであり、且塞外・西域の異人種との交渉に富み、更に國柄が亦變革流轉複雑な上に、版圖も廣大な爲にか、支那民族性の政治的傾向は實に著しく、事實又、其の政治的建設能力は驚くべきものがある。

随つて彼等は、其の生活諸面の全てを擧げて、民族安全向上の政治活動に利用し、之を以て又その生活部面の實際を利益せんことをねらつてゐるのである。産業面に於ける農本政策も、社會生活面に於ける宗法制家族主義も、科學・思想・宗教・繪畫等の文化も、皆その政治生活理念への協力に外ならない。そして政治生活や或は家族生活の諸部面や、或は天子王侯の賓禮・郷飲酒禮などに於ける階級制度、及び賓禮・郷飲酒禮などに於ける九州一字・萬民統和策などこそは、民族の政治生活理念に最も直接的に協翼するものに違ひないのである。其他、官制・法令等による政治力も顯著なものに違ひない。かやうに、支那民族の政治生活能力は、誠に天才的なものである。が、今は、階級制度・賓禮・郷飲酒禮などに於ける彼等民族の政治生活を概説して見たいと思ふ。

一 階級制度生活

支那太古の生活に、何時頃から階級制度が生じたかは明確ではない。堯は側陋下民の中から舜を闚び出して天子に即けた。そこには、天子と庶民との絶對的な階級の懸絶は未だ見られない。だが、堯が命じて、曆象天文の官に就けた羲氏・和氏は、古く遠祖重黎の代から世世この天地四時の官を世襲して來たものゝ如くである。既に官職を世襲する慣習が存したとすれば、それは階級制度形成の第一歩であると言はねばならぬ。再に至つては、遂に父子相傳の端を開き、もはや天子の大統は一應定まつたと言ふべきであらう。當時、農穀を管掌して業績を擧げた穀神后稷の後裔は、世々亦農穀を掌どり、特に公劉・太王などは祖業を復興した様であるから、之も亦、農穀官世襲の例と推されよう。殷、周と易世革命は行はれたが、然も其の父子相傳の天位繼承は變らない。殊に、氏姓の形成によつて、生系門閥を差等づけようとする精神の發生は、もはや階級制度の現はれであると思はるべきであらう。而して階級制度の確立は、やはり周代であり、封建世祿制度の整備によつて益々確固不動となつていつた。曲禮に、「禮は庶人に下さず、刑は大夫に上さず」といつて、既に庶人と士と大夫との階級を峻別してゐるが、孟子には、周室が爵祿をわかち、等差階級を定立した状況を、「天子・

公・侯・伯・子男の五等と、及び諸侯に於ては國君・卿・大夫・上士・中士・下士の六等と、及び天子に直屬するものに卿・大夫・上士の三等と、及び庶人にして官に就ける者五等、の如くに記してあるから、天子・公・侯・伯子男・卿・大夫・士・庶人といふ様な階級制度が成立つてゐたことを知るのである。そして、此等の階級には夫々世祿が定められてをり、天子は方千里の地、公侯は方百里の地、伯は方七十里の地、子男は方五十里の地、天子の卿は方百里、大夫は方七十里、上士は方五十里、公侯の卿は君の十分の一、大夫は卿の四分の一、上士は大夫の二分の一、中士は上士の二分の一、下士は中士の二分の一、伯の卿は君の十分の一、大夫は三分の一、上士は大夫の二分の一、以下前に同じ、子男の卿は君の十分の一、大夫は卿の二分の一、上士は大夫の二分の一、以下前に同じ、又庶人の官に就ける者は夫々下士と同祿である。

大體、以上の様に階級制度は定められてゐたのであるが、此の階級的差等は、生活の全般面に於て規制せられ、以て階級制度の維持發展が講ぜられてゐる。

例へば、衣食住に就ても、既に前各項で言及しておいたやうに、天子・諸侯・卿・大夫・士・庶人に於て儼とした差等が立てられてゐる。廟制にしても、天子は七廟、諸侯は五廟、卿大夫は三廟、士は一廟、庶人には廟がなく正寢で祀るのであるし、又祭祀にしても天子・

諸侯以下夫々差別があり、又庶人は冠禮を行ふことが出来ず、士にして始めて行ひ得るのであり、又葬禮の如きも庶人は雨が降るからといって中止することが出来ない定めであり、且天子は七日目に嘯（あやまがり）をし、七月目に葬り、諸侯は五日目に嘯し、五月目に葬り、大夫・士・庶人は三日目に嘯し、三月目に葬る定めである。又、名稱なども、天子の妃を后といひ、諸侯の妃は夫人といひ、大夫には孀人（じやうじん）といひ、士には婦人といひ、庶人には妻といふ定めであり、又天子には后、夫人、世婦、嬖、妻、妾が備はつてをり、公侯には夫人、世婦、妻、妾がある定めであるし、又天子が死するを崩といひ、諸侯には薨（こう）といひ、大夫には卒（しゅつ）といひ、士には不祿（ふろく）（其の祿を終へざる意）といひ、庶人には死といひ、又天子が祭るには犧牛（かひ）を供へ物とし、諸侯は肥牛を供へ物とし、大夫は素牛（そぎう）を供へ、士は羊豕（やうし）を供へ物とする定めである。其他、之についての例は多数であるから略す。

併し周代でも、春秋時代あたりになると、諸侯にして僭上（けんじやう）の行爲をなすものも鮮少でなく、或は諸侯の卿にして泰山（たまき）に旅（りょ）をし、天子の祭禮を僭するやうなものも出て来たのであつて、階級制度の崩壊は漸く多きを加へつゝあつたのである。更に戰國時代に及んでは、もはや著しく壊崩し、庶人策士の勃興活躍は枚擧に遑もなく、自由に社會に進出して宰相となり謀將となつて、庶民生活の上昇に氣を吐くところが多大であつた。特に、井田組織の崩壊變遷の

現象は、周室封建制度の根本的支柱を取り去るに等しいものであり、之に代つて郡縣設置の勢ひは漸次に濃厚となつていつた。

秦代の郡縣制度設置は、此等封建的階級制度生活を一應清算して、四海一民、一天一君の新體制を布行せんとする意義を有したであらう。孟子や禮記坊記に所謂「天に二日なく、土に二王なし」の本意に徹し得る筈のものであつた。皇帝と庶民あるのみで、其の中間に存した階級生活は悉く除去されようとしたのである。惜しいことに、改革其の宜しきを得ないで、短期にして滅亡したが、とにかく此の革新的意圖は、以後の歷朝に参考となつて、多少の差はあれ、民族生活制度の上に新境地を展開させてゆき得たことは何よりであつたらう。

例へば、漢代に於ては、封建制に加へて郡縣制度を併用し、採長補短の妙を發揮しようとしてゐるのである。勿論、漢朝歴代は、禮法・制度を立て、天子以下諸侯・諸官・庶民に至るまで、夫々由るべき分限を規制してはゐるが、其の周代封建世襲制度の弊には比すべくもなかつた。漢文帝なども、博士に命じ、先秦古禮制の中から資料を求めて王制等を作らせだが、それがそのまま漢代に行はれることなどは勿論無かつたのである。が、當時の人の理想觀念の中では、どんな階級制度の考へが立てられたかを参考の爲に一例して見ると、即ち先づ、王者の祿爵制は、大部分孟子の説を襲うて居り、別に特有のものはないが、天子七廟

制や、喪葬の制や、天子は天地を祭り諸侯は社稷を祭り大夫は五祀を祭り、或は又その祭りの犠牲の規制などは亦漢代でも行はれた階級的禮制のやうである。そして禮官に命じて禮樂・制度・衣服等を正し、之等を變革する者は畔(叛)と爲し、紂(紂)した如くである。又天子は五年に一たび巡狩し、二月には東方岱山(岱山)に至り、柴(柴)を燔(た)いて天を祀り、山川を遙祀し、諸侯に觀調(かんてう)するのであり、又諸侯は比年(ひねん)一度大夫を天子に遣はして聘問させ、三年に一度卿を天子に遣はして大聘させ、そして五年に一度諸侯親から入朝するのである。又天子の學は辟雍(へいおう)といひ、諸侯のは領官(りやうくわん)といつて、其の規模に差等があるのである。又官吏登用制度にも、秀才(しやうし)、選士(せんし)、俊士(しゆんし)、造士(ぞうし)、進士(しんし)、の階程があるのであり、又養老饗燕にも五十歳の者は郷學(きやうがく)で、六十歳は國中の小學で、七十歳は大學で行ふといふやうな規制があるのであり、大體此のやうな差等生活の規制を理想として考へたことのやうである。そして漢代でも庶民生活は、農・工・商の如くであり、商賈は抑壓賤視され、農夫は重んぜられるといふのが、政治政策であつたのは、勿論である。

二 賓 禮

賓禮には、巡狩・朝覲・會同・聘問・相見等が含まれるが、天子が諸侯の國へ出かけてい

つて謁を賜はるのを巡狩(じゆんしゆ)といひ、諸侯が天子に入朝して治績を奏述するのを述職(じゆつしやく)といひ、春の入朝を朝(あさ)、夏のを宗(そう)、秋のを覲(しん)、冬のを遇(ぐ)といふのである。又諸侯は互に時を以て會同聘問し合つたり、卿大夫・士も互に相見することがあるのである。

さて、巡狩朝覲の禮は、勿論、天子の諸侯に對する中央集權的方策であるが、文献上では、書經舜典に、舜が二月に東方泰山に巡狩して柴(柴)を焚(た)き天に告祭し、東方の諸侯を朝覲せしめ、時月・曆日や度量衡を正し頒(は)つたこと、及び諸侯は五瑞玉(ごずいぎよく)、纁(くん)・玄(げん)・黃(わう)の三帛(さんぱく)、羔雁(かういん)の二生、雉(ち)の一死、等の土産物を贄(し)にしたこと、等が見えてをり、更に五年間に一巡狩し、諸侯は四朝する、とも見えてゐるから、舜の頃この巡狩・朝覲の禮制は行はれてゐたと想定されるのである。又禹も諸侯を塗山(とさん)(江南省懷遠縣)に會せしめ、玉帛を執つて朝覲する諸侯が萬國に上つた(史記夏本紀)といふから、朝覲の禮が行はれたものであらうし、更に禹は東に巡狩して會稽山(くわいけいざん)で崩じた(紀夏本)とも言はれるから、やはり巡狩の制を踏襲してゐたものであらう。殷代でも、此の禮制は行はれたと信ぜられるが、鄭志(の書物)によれば殷代の巡狩朝覲制は、天子六年に一巡狩し、諸侯は五部に分たれ、毎年一部づゝが朝覲し、所謂六年五朝であつたらしい。周代には五年一朝制・三年一朝制などが行はれた様子であるが、漢初學者達はやはり「周制は五年一朝」(禮記王制)であると考定してゐるから、王制鄭注などに「周十二年一巡狩」と説くのは

誤りである。そして天子は諸侯を明堂めいどうの位で朝見されたのである。且、孟子によると、諸侯が朝覲すべき時に、一度入朝しなかつたらば其の爵を貶され、二度入朝しなかつたらば其の地を削滅せられ、三度入朝しなかつたら六師の軍を遣はして討征せしめるといふ（告子）掟があつたらしい。そして漢代では、天子が諸侯を天子の郊に朝見する時には、諸侯に宿舎「朝宿之邑」を與へ、又泰山封禪に従ふ爲に山下に「湯沐之邑」を與へた（王制・史記封禪）といふことを増説するに至つてゐるが、悉くの諸侯にかゝるものが與へられたかどうかは疑問である。が、若干はかうしたのも存したのであらう。さて漢の武帝は、「其れ諸侯をして各々邸を泰山の下に治せしめよ」（封禪）と詔を下し、諸侯に湯沐の邑を與へられてゐる程であり、巡狩朝覲の禮は、勿論漢代でも行はれたものである。であるから、漢代禮家は、「朝覲の禮は、君臣の義を明にするものである」（禮記）と説明し、重視してゐるのである。

次に、諸侯には相互に聘問し、會同する禮があるが、此れは大體、周代に成生整頓したものである。例へば左傳に「明王之制は、諸侯をして毎年一度互に聘問せしめ、（三年に一度入朝せしめ）、六年に一度會せしめ、十二年に一度盟はしめる」といふことが見えてをり、又左傳に、「文襄の制には、諸侯を三年に一度互に聘問させる」といふことも見えてゐるのである。又禮記聘義・王制等には、「天子諸侯に比年（毎）に小聘し、三年に大聘せしめ、使者を遣はし相勵まし合ふに禮を以てする」と見えてゐるが、此は周代の禮制だと確説することは出來ず、漢代の理想を説き示してゐるものでもあらうが、亦周代の制度に基いてゐるものに相違はないから、所詮、周代諸侯に聘問會同の禮制は存してゐたと言はねばならない。さて、其の聘問の作法は、小聘には大夫を使者とし、大聘には卿を使者とし、公爵の諸侯は介（即ち）副使を七人とし、侯伯の諸侯は介五人、子男のものは介三人を遣はすのである。聘問を受ける諸侯の方では、士に命じて國境まで出迎させ、大夫に命じて近郊まで出迎へさせ郊外で慰勞させる。そして主君の命を傳達する時には、三讓（三たび辭讓）して然る後に介（副使）の上位の者から次々に言ひ傳へて最下位の介が相手國の接待使の下位の者に傳達し、次々に上位の接待使へ傳奏してゆくのである。聘問を受くる國の君は、使者を大門の内まで出迎へ、廟で引見する。使者は又三讓をして廟門に入り、三揖して後に西階下に至り、三讓して堂に升るのである。國君は阼階の上で北面して、聘君からの賜物を再拜し、國君親から賓以下介を禮遇するのである。其の後、賓が個人としての贈物を以て、相手國の卿大夫や國君に面接する時、牲の殺したもので生きてゐるもの等を具へて饗宴し、賓の持参した符節を還へすのである。かくの如く、禮讓恭敬を盡して接見交驩するのである。此の外、兩國君が會同相見することも勿論あるが、其時の大饗には、夫人が出てもてなすといふ禮はない。それは祭の時

誤りである。そして天子は諸侯を明堂めいどうの位で朝見されたのである。且、孟子によると、諸侯が朝覲すべき時に、一度入朝しなかつたらば其の爵を貶され、二度入朝しなかつたらば其の地を削滅せられ、三度入朝しなかつたら六師の軍を遣はして討征せしめるといふ（告子）掟があつたらしい。そして漢代では、天子が諸侯を天子の郊に朝見する時には、諸侯に宿舎「朝宿之邑」を與へ、又泰山封禪に従ふ爲に山下に「湯沐之邑」を與へた（王制・史記封禪）といふことを増説するに至つてゐるが、悉くの諸侯にかゝるものが與へられたかどうかは疑問である。が、若干はかうしたのも存したのであらう。さて漢の武帝は、「其れ諸侯をして各々邸を泰山の下に治せしめよ」（封禪）と詔を下し、諸侯に湯沐の邑を與へられてゐる程であり、巡狩朝覲の禮は、勿論漢代でも行はれたものである。であるから、漢代禮家は、「朝覲の禮は、君臣の義を明にするものである」（禮記）と説明し、重視してゐるのである。

次に、諸侯には相互に聘問し、會同する禮があるが、此れは大體、周代に成生整頓したものである。例へば左傳に「明王之制は、諸侯をして毎年一度互に聘問せしめ、（三年に一度入朝せしめ）、六年に一度會せしめ、十二年に一度盟はしめる」といふことが見えてをり、又左傳に、「文襄の制には、諸侯を三年に一度互に聘問させる」といふことも見えてゐるのである。又禮記聘義・王制等には、「天子諸侯に比年（毎）に小聘し、三年に大聘せしめ、使者を

以外は男女は酒盃を交へるといふことはない定めがあるのである。陽侯が魯穆侯を殺して其夫人を竊みとつたといふやうな間違が生ずるからである。

次に士・大夫等の相見禮に就てあるが、偕まづ士たる者が、其の尊敬する所の卿大夫や士に接見する時には、必ず雉を贄として携へゆき、意を厚くして相見ゆることを請ふものである。雉を用ひるのは、その耿介にして交はるに時あり別ある點を取るのである。又下大夫が相見える時には雁を贄とし、布で飾り、綱で其足を結ぶのであり、上大夫が相見えるには羔こひつじを贄とし、布で飾り、前後四脚を二つに縛り、頭を左向にするのである。そして愈々相見ゆるには、紹介の人を要し、同等の人々であれば、「私はかねてお目にかゝりたいと願つておりましたが、紹介を願ふ人がありませんで久しく意を果さずにおりました。今回、紹介人誰々の指命によつてお目にかゝれました。どうぞよろしく。」と言ひ、之に對し相手は、「紹介人誰々が私に命じて御訪ねして吾子あなたにお目にかゝるやうにと言はれましたのに、今却て吾子の御出でを蒙つて恐縮に存じます。どうか御宅にお引きとり下さい。私が参つてお目にかゝらせて戴きませう。」と答へる。すると、訪問した方の者が、「私は、あなたのその様な仰せを戴くに足る者では御座いません。どうか、このまゝで御會ひ下さるやう。」といひ、相手は又、「いや、私は決して外面だけで儀禮的に申してゐるではありません。ですから、どうか御

引とり下さい。私は今から直ぐ参上しようと思ひます。」と答へ、更に訪問者は、「いや、私も決して儀禮的に申してゐるではありません。で、どうか、このまゝ御會ひ下さい。」といひ、相手は「私が固く申上げるのに、お許しを得ませんで、どうも。……。」といふ様なわけで、次には又摯の辭退應答が交はされ、結局接見するのである。之を見ても、如何に、支那人の外交交渉が見えすいた儀禮的空世辭とお上手によつて築き上げられてをり、且巧妙の極致をゆくものではあるが又繁沓であることが判るのである。

尙又、士たる者が、有位の君子に見える場合には、直接その君子にお會ひしたいと言つてはいけないのであり、「私は、お取次ぎの方に姓名をお知りおき戴きたいと願つておりました。」と言ふのである。

此の如くにして、家族生活以外の對社會的對人的民族生活が行はれるのであり、特に天子・國君にとつては、此の集權的社會生活は民族結合の爲に是非とも重視しなければならぬ問題であつたであらう。

三 養老・郷飲酒禮

養老の禮は、又古代よりあつた。禮記王制によれば、「舜は有位の老者を上庠じやうしやう(大學)で養

ひ、庶民の老者を下序(小學)で養ひ、夏時代ではやはり同じく東序(大學)と西序(小學)とで養老禮を行ひ、殷でも右學(大學)と左學(小學)とで行ひ、周では東膠(大學)と虞序(西郊)にある小學とで行つた、ことが見えてゐる。且、養老には、舜は燕禮を用ひ、夏は饗禮を用ひ、殷は食禮を用ひ、周では之等を兼用した様であり、天子も諸侯も此の養老の事は行つたのである。

さて、養老の禮を行ふには、先づ國內人民の各家毎に年齢を調べねばならない。之を引年(引年)といふのである。そして五十歳の者は郷學(郷間の學校)で養老し、六十歳の者は國中の小學で養老し、七十歳の者は大學で養老する。又、八十歳の者は、天子・國君が使者を遣はして、養老の禮を致させ、其時、老人は拜するが、老年の爲に禮を十分に盡すことが出来ないから、足を一度だけ跪(ひざまづ)いて首を二度地に下げるだけでよく、又九十歳の者は代人に受けさせてよいのであつた。

そして養老の禮を行ふ目的は、君臣の義を明かにすると共に、民に長幼の序・孝悌の道を教へ示すのであり、更に禮讓に習ひ、郷黨を親睦せしめるので、政治的融和政策である。

さて、周代以後に於ては、郷國の長老賢者を正賓として郷學に招待し、並に父老者を慰勞燕飲し、其他郷黨の壯少年多數が集會して禮飲することになり、燕禮と饗禮と食禮とが併せ

行はれ、(或は郷射なども行はれて)、養老の禮は郷飲酒禮と稱せられる禮式に發展していつた様である。即ち國君・州長は主人となり、三年毎に一郷の人を郷學に集め、其中、長老の賢者を正賓とし、其他の父老を衆賓として、年の少長により坐席を定め、禮飲させるのであるが、先づ國君が恭しく正賓・衆賓を郷學の門外に出迎へ、案内して入り、三たび揖(つゝ)して(兩手を組合せてする禮)後に階階に至り、三たび讓して(辭讓すること)賓を引きて堂に升る。以下禮讓を盡して禮酒を薦めるのである。且この場合、六十歳の者は堂上に坐し、五十歳の者は堂下に立つのであり、又六十歳の者には三豆(たか)、七十の者には四豆、八十の者には五豆、九十の者には六豆、を饗せしめ、尊長養老の道を明かにし、宴時には音楽を奏し、皆禮法に遵つて行はせる。かくの如くにして、民に家族生活に於ては孝悌を、郷黨社會生活中に於ては長幼の序を教導するのである。又一年に二度は、州長・(卿大夫)が射禮を行ひ、やはり禮節を習ひ重んじ、郷飲酒禮を行つたし、一年に一度は、郷大夫(黨正)が射禮を行ひ、やはり郷飲酒禮を備す様であつて、其の目的は皆同じであり、かやうにして支那に獨特なる家族生活本位の利己的弊害を匡救し、民族生活力の社會的全結合を圖らうとしたのである。

第五章 學術文化生活

支那民族が其の生活乃至政治生活理念の爲に、學術文化一般生活を創造發達せしめてゐたことは、又顯著な事柄に屬する。

で、今は、思想・宗教・繪畫・科學・醫學等の文化一般に互つて、少しく其の文化現象を概観して見たいと考へるのである。

一 思想

伏羲が天文・地文を觀察して易の八卦を作り、天地・神明・萬物の情を通じ、黃帝も更に易の窮通變化を説いて、以て支那民族生活の精神的原理としたと考へることも、神農が農學理念を説いて民族生活の精神としたと考へることも、史實的には根據がなく、易の思想がそんな太古に見はれたとは言ひ難い。併し、天地萬物の調和と夫々その分を守ることの貞吉なることを主眼とする易學の理念や、又農朴實實の精神は、やはり支那民族の古い精神的依據であることは明かであるから、或る時代に於ける古代支那の思想理念にこのやうなものが存

してゐたとは言へるであらうし、又この調和真正と朴實との二大理念は、勿論種々に言表はされ、且展開もあることではあるが、併しやはり其の主旨に於ては、後世支那全般に互つて君臨するところの思想理念であるに違ひはない。さて、文献的に見て、堯舜以降の思想には、やゝ確かな部面が看取されると思はれるのである。即ち堯は其の己れの徳を明かに修めて、九族を和睦させ、更に百姓百官を平和にさせ、萬國を協和させ、遂に天下萬民を雍和せしめるといふ所謂修身齊家治國平天下の思想體系を生じてをり、随つて誠徳・立孝・協和を基本としたことは、明知せられるのであり、誠徳・立孝は農朴實實の心情の發露であり、天下萬民の協和は即ち大調和の境地である。更に、舜は自から孝道を實踐し、且二妻をよく型治して家族道德の基礎を築き、更に百姓に五品・五教を教導し、禮樂中和を施しなどすることによつて、神人相和の目的境地を實現せんとし、事實亦、達成したといふことも、所詮、朴實・調和の展開であるのは明かであり、要するに、堯舜時代は古今を通ずる支那民族思想の主要な體系的理念が夙に形成されかゝつてゐたことを考へ得る時代である。そして、右に述べたやうな體系的理念の綱目は、其の内容方面から見たものであつて、之を形式方面から見れば、みなゆき過ぎた點もなく未だ及ばない點もなく、丁度宜いころあひに中正・中道を得た生活理念であるから、之を汎稱して「中」といふのであるが、易の大調和・真正などの理念と符同

するものである。論語などに「尤に厥の中を執れ」といつたり、中庸に「其の中を民に用ふ」といつたり、孟子に「湯、中を執り」といつたりする「中」といふのは、之である。して見ると、堯・舜・禹・湯、皆この「中」を形式的な生活理念として重んじてゐることを知るのであるが、更に周代洪範に至ると、「皇極」と稱されてゐる。即ち「天の降せる至極の道」の意である。即ちそれは、亦實に、「偏することなく、黨することなく、好悪を作すことなく、平で正直な王道」であるから、易の調和貞正、堯舜の中道に外ならぬとも言はれよう。そして、孔子などには、「中庸」乃至は「禮」として言表されてゐるものである。さて、之を堯舜以後の時代につき、内容的に考へて見ると、夏禹では、特に孝道、質實、節儉、力行、などの綱目があげられ、その力行・節儉は動もすれば中正を過ぎるかの觀もないわけではないが、時恰も大洪水の治修問題が横はつてゐて、當時にとつては超非常時局に相違なかつたのであるから、平常の尺度を以ては律し得ないのである。即ち夏禹の全身的滅私力行の精神は、亦その頃の時宜に適した中道であり、「時中」(時の宜しきに適ひ中る意)と言はれて、然るべきものである。然るに、後世支那の評家達には、之を度に過ぎたるものとする向きもあるのは、如何に支那民族が利己的であつて、滅私奉公などに没理會漢であるかを示す一面であらう。周代墨子學派の精神には、禹のかゝる節用・力行の精神が多分に採入れられ、極度に滅私奉公の理念が

實踐せられてゐるのである。次で商に至ると、やはり孝道が中軸として重んぜられ、歌舞・飲酒・遊戯などの驕奢淫風は嚴に戒められたが、やはり、かやうな驕淫の風は存したらしい。周代に於ては、思想理念も複雑化し、思想家も簇生して來たが、やはり家庭道徳に於ける孝・友は其の實踐綱目の基本的なものであり、康誥に成王・(周公)が「元惡の人は大いに憎まれる、ましてや父母に不孝、兄弟に不友の人は尙更である」と言はれ、不孝・不友の罰を最大なものとしたのは、注目さるべきものである。左傳に五教を説き、孟子も五倫を説き、禮に父母・兄弟等に對する儀法を規制してゐるし、更に孝は萬事の紀、百行の本とする孝經などの出現を見るに至つてゐるなど、周代一般理念の基礎は、純朴至誠の家族道徳たる孝・友などに存したといへよう。忠・敬・信などもそれから開展して來るのである。特に、周代井田法も、この家族生活を發展存續させていつて、それで天下國家の治平・調和を致さうとしたのであるから、勢ひ家族道徳を尊重することになるのは理の當然である。且、家族生活とその道徳と及び天下の大調和とを尊重するのは、堯舜に於ても、夏殷に於ても同じであつて、周代ではそれが整頓せられたに過ぎず、畢竟は支那民族生活の理念と實際とが又それを要望するからであらう。

さて、孔子は之等を集大成して「仁」とし、誠徳・忠恕・禮恭・孝弟・克己・敬忠・博愛・

信義・重厚・等々を實踐綱目として内容に含めてゐるし、孟子は「仁義」を立て、孝悌・至誠・禮・智・信等を内容に含め、之等に基く治政を王道政治とし、王道國家の建設を唱へ出してゐるのである。中庸が、中和と中庸と至誠とによる天下の治平を説き、更に治國平天下の實際的九經として、「修身・尊賢・親親・敬大臣・體群臣・子庶民・來百工・柔遠人・懷諸侯」を提起してゐるのは、孟子が王道政治の實際法として「農時・漁獵期・山林伐採期を違へず、樹桑・牧畜を勤め、賦役徵用を慎み農繁期を避け、子弟教育に孝悌を重んじ、衣食住、生死に缺くる所のないやうにすること」を提唱してゐるのと相映つて最も注意せらるべき見解であらう。又荀子は國家安寧・天下兼ね足るの理想實現の爲に、分を明かにし、禮樂を重んじ、制度を一にし、後王の道によることを強調するのである。そして、禮義は即ち中の道であり、天下萬民群居する生活の道であると説くのであるが、又誠や義や中和や忠・孝・友・和なども政事の大本であり、人倫であるとも説いてゐる。但、父子・兄弟・夫婦の如き家族道徳は、理念の第一義に浮ぶのでなく、第一義的理念には君臣道徳が高揚され、次に父子・兄弟・夫婦等家族的の道徳が言及せられてゐるのが荀子思想の特質的理念である。これは孟子や周・殷・夏・堯舜などに於ける理念と稍展開性のあるもので、國家生活を家族生活より下位に置く支那民族生活の通弊を脱脚せんとした見識と言ふべく、特に注意せられてよ

いであらう。又國家安寧・天下兼足の實際法としては、尙賢・使能・賞功・罰罪を勵行したり、或は貴賤・長幼の序列を儼にし、知愚・親疏を分別したりして、群居和一の道を行ふことを擧げるのであつて、極めて注目さるべき方法論であらう。

周代に於ける墨子學派は、やはり天下國家の治平と大利とを目標にしたものであるが、それには先づ當時の天下國家に救匡すべき最も急務とする通患點があるから、それを擧いで集注的に力行するといふ重點主義なのである。即ち攻伐を止めて互に愛し合ひ、節用・節葬・非樂を唱へて堅實な國家民族生活の再建を企て、賢能を尊び登用し、天の志命を尊信して之を絶對意志とし、天子も以下萬民も皆天の志意に尙同服従し、特に、卿大夫は天子に尙同し、百姓庶民は卿大夫に尙同するといふやうな上同尙賢政治を行ひ、そしてあくまで去私公益、實踐力行主義でゆかうとするのであり、大禹の事蹟・思念に共感する點が尠少でない。

然るに又周代では、老莊學派も流存した。その唱へる所は、自然即ち道即ち無爲である。宇宙の根源は此の無即ち道であり、之より有即ち天地萬物が生成した。故に、萬物も人も道に復へり、自然に復へり、無爲に歸することが理想である。之を以て見れば、政治も無爲自然の状態に民を置き、恰も嬰兒が未だ笑ひ初めないやうな素朴の状態に歸着させるのを理念とする。併し老莊思想は、この無爲自然の道により、無爲自然の素朴な状態に庶民を保つや

うにすれば、民は争ひもせず、侵奪もせず、盜賊もせず、随つて天下萬民は自から安寧・清靜に治平するものであると説くのであるから、結局は、天下國家の治平を大理念とはするものであるが、唯それが爲に、教令政刑を用ひ、賢能智慧を登擧するといふやうなゆきかたを以てすれば、所詮、競争を演じ、巧慧詐偽を以て欺瞞する等の状態を來し、結果は益々騷然亂脈の世の中になるから、かゝる有爲巧智を去り、人爲的な方策のすべてを棄て、無爲純朴、自然のままの状態に保ち置くことを効果ある經綸だと見なすのである。眞に、無爲を立て、虚無を理想とするゆきかたとは、大いに相違がある。このやうに、無を説き虚靜を説いても生活と常に連繋がある點、それが支那民族の生活態度であり、思想的性格である。

又周代では、法家思想も行はれ、商鞅・申不害・韓非子などは法術形名を以て人主の國家治平策を唱導したもので、君臣關係をのみ強調し、家族道徳にはあまり重きを置かないのである。即ち法令を掲げて官民の順ふ所を示し、人主は已れの胸中に術を深く藏してあり、官民の言行が法令に合するか否かを較量参伍して、合すれば必ず賞し、違へば必ず罰し、そこに法を枉げて假借することなどは少しもないやうにする、之が法術である。又形名とは、名と實とが符同するやうにするの意である。例へば、官民が或る意見を奏言するならそれは「名」であり、その言ふところを實地に行ふならばそれが「形」である。人主は、官民の「言ふ所」

を留めておき、その實際行爲の結果(即ち形)を前に留めて置いた「言ふ所」(即ち名)と参伍考較して、符同すれば之を賞し、背違すれば之を罰する、之が形名参同であり、或は形名といふ。且、この際、形名は正しく符同するを要し、言ふ所以上に行迹が出でても不可なく、以下に出でれば勿論不可ないのである。このやうにして、法家の理念は、官民は一に人主の命令通りに過不足なく遵行して違はず、人主は絶対尊嚴で、獨貴獨存であり、賞・罰二柄の權を確持して専行し、大臣近侍と雖も之を窺知せざらしめ、法刑に觸れると貴顯太子と雖も必罰するし、然も人主自身は常に清靜無爲を保つて、妄りに好惡を臣下に見ることがないやうにして、臣下の姦邪曲直を見透すことの出来るやうにし、以て君の身を保ち、國家を安寧にすることであり、勿論、庶民には朴實な農耕紡織を奨め、商賈の利を趁ふ業を制退するのである。戰國・秦代は勿論この法家思想の傾向が強烈になつて來たが、漢代に及んでも其の根底には法家思想の底流が流れ溢れてゐた。

其他、楊朱學派・名家學派等があるが、先秦思想史上に於ける主なものは、大體、上述したやうな諸思想理念であつて、皆、古代支那民族生活の結合發展の大目的の爲に、提唱され來つたものであり、生活の爲の思想理念に外ならなかつた。特に齊威王・宣王の頃には、齊國治政發展の爲に、孟子思想や鄒衍陰陽消息・五行相勝説や淳于髡や慎到や接予や田駢や荀子

等の諸學派の思想理念が集團的に参考に資せられ、後下の學園として有名であるが、この傾向は又戰國四君子や秦代呂不韋や漢代諸王等の學園にも影響を與へてをり、民族生活乃至政治現象と思想理念との關聯は、支那生活史上に於ては特に不可分の間柄にあると言はれなければならないのである。

且周代の諸思想學は、夫々弟子門人に傳承され、或は展開されて、學派・學系を生じて來、戰國時代に於ては、大體に、儒家・墨家・老莊家・法家・陰陽家・名家・兵法家など、言つたやうな諸思想學系統が成り立つてゐた様である。周室統一力の衰弱により、諸侯の分立割據態勢は、又思想學分岐對立狀況を刺激促進したこともなつたのであらう。

秦代は、始皇が天下一統の業を完成して、とにかく政治統制の一劃期的時代を出現させた時であり、其の社會狀勢にも、生活・思想理念にも、此の始皇の統制・統一的意欲が如實に洩み出てゐるのである。逆に又、始皇の統一意欲實現を援助促進する爲に秦代思想は生成し來つたものありとも思はれるのである。そして始皇政治に援助の役割を演じたものは、特に法家・陰陽家の思想であり、例へば法家思想は君主絶對説を唱へ、又今を主として古法には循はないことの可なる理論を説き、或は循古主義の淵藪となる古典經籍を燒去すべきことを論ずるなどは始皇政治に援助を與へたものであり、又陰陽家が五德推移説を唱へて秦廷出現

の必然性を理論づけたやうなことも同じであらう。之に反して、儒家は、循古説を極説し、國論禁遏の不可を唱道警告して、始皇政治に批判的態度を持して對立したが、併し儒家でも人主の三大經を説き、特に義兵を以て備へを完了することを力説した點などは、秦廷政策に適應したところでもあらう。要するに、秦代思想の中軸は、古代復歸の低徊味を容す^{いよほ}適はなく、現今現實の處理活用に即應改變する現實性にあつたから、勢ひ法家理念が活躍する場面を現はして來たのである。但し、このやうな統制一途の間にあつても、やはり諸學派の思想理念を集中統合して參考資料に供することを忘れずに、儒・法・老・墨・名・陰陽・兵・農の諸學思想家を網羅した文化學園を設け有してゐたことは、流石に一見識と稱されなければなるまゝ。

では、秦代諸思想の概略は如何であらうか。之については、呂氏春秋の中に殘存するものがあるものであり、その述べる所を見れば、秦代思想は決して絶滅もせねば、又さして衰頹もしてゐるものではないことが明かである。

さて、秦代諸家思想の主なる動向は、亦「人主の道」即ち人主は如何にして治國平天下を成就するかを目的理念とするものである。勿論、儒家や墨家では、個人の修養に關心を拂つて、聖賢君子の道も説いてはゐるが、決して個人の修養が究極目的として獨立してゐるので

はなく、明確に國家天下の治平を目的理念とする「人主の道」に包含される一部分として説かれてゐるに過ぎぬ。

先づ、人主の道として、人主が人主自身を修治して天下を治平する、即ち人主自身を修治することが治國平天下の基であるといふ思想は、各派に通ずる考へのやうである。そして、中でも、儒家の思想は其の標本、典型と見られる。此の儒家の修己を重んずる典型的な道德的考へ方から、少しづつ變化して、諸他の思想が成立つてゐる形である。例へば、老莊家思想では、身を治めることが天下を平安にすることの根本であるから、天下よりも自己の身を全うすることが重いとせられ、随つて吾が生を最も重んじ天壽を遂げる貴生の術こそ天子が天下治平の至道であると説かれるのであり、子華子達の貴生學派も略之に同じく、天下を重んじ身を軽くするのは大惑であつて、天下に最も重いものは貴生・全生であるから、天子が天下を治平するには、先づ天子の生命を全うすることを圖るべきだとし、法家も些さか此の考へを受け容れる部分があるやうである。

では、天子が自身を修治し、生を全うするには如何にするか。それには、儒家思想は徳を修め、人倫十際を完うすることを以て、修己の方法であるとするが、老莊家思想では、耳目を適へ、嗜慾を節し、智謀を捨て、巧詐を去ることが其の方法であると考へ、貴生家思想で

は、六欲を宜く調制し、陰陽を察知することが其の法であると見なすのである。

このやうにして、人主は修己・全生を力めた後に、天下平治のことを圖るのであるが、其の治國平天下の實際方法は如何にするのであるか。之についても、儒家思想では、道德・孝・義・仁・愛・忠・利・信・樂などの徳本體治主義を以て、人倫を明にし、庶民を治め和するといふ方法を執るのであり、又賢士有道者を登用し、更に義兵を用ひて國備を完全にする等、所謂人主の三大經「得衆」・「禮士」・「完備」を實行するのであるが、老莊家思想では、靜退無爲、天地の自然に法つて天下を化する無爲主義であり、随つて人主は清靜無爲を守り、有道の賢者に夫々官を司らしめ、至公に據つて治政させるのであるから、用賢といふことが重要なものになつて來るのである。そこで、賢士を詮考する爲に、特に八觀六驗といふ人物考査法が詳論されてゐるのである。即ち榮達せる者の人物を考査するには、其の人が榮達して後もなほ如何なる人に禮を盡し致してゐるかを觀察すれば其の人物のどんなかと判り、又貴い地位に在る者を考査するには、常に如何なる人を推薦登用してゐるかを觀て其の人物を知り、又富財ある者に就ては常に如何なる賢者を養つてゐるかによつて其人物を知り、又或る人の言ふ所を聽けば其の人が實際に行つてゐる所はどんなかを觀て其人物を知り、又官に立たずして野に止まつてゐる者には其人がどんなに義を好むかを觀て其人物を知り、又學を習ひ修

めた者には其の常に言ふ所の道がどんなものであるかを観て其人物を知り、又貧窮してゐる者にはどんなに其の身分不相應の財を受けないかを観れば其人物がわかり、又賤しい地位に在る者には其の常に義に非ざる詭ひなどをどんなに爲ないかを観れば其人物が知れるのであり、このやうな方法を八觀といふ。又、六驗といふのは、喜ばせて見たり、楽しませたり、怒らせたり、懼れさせたり、哀しませたり、苦しませたりして、其の時其人が、喜びの情を如何に守り調へられるか、楽しみの餘り邪僻に陥りはせぬか、怒つても其性質の本念はどんなであるか、威嚇されても其の持する所の操守は變らないか、悲哀のものを見て忍びざる仁愛の心はどんなか、苦艱に遭つても堅忍不拔の志がどんなにあるか、といふやうなことを驗するのである。尙又、此の外に、六戚四隱といつて、父・母・兄・弟・妻・子及び交友・故舊・邑里・門廊の如何によつて査定する方法をも併せ用ひるやうであり、注目される事柄である。次に、法家思想では、人主の治政論が詳説せられ、靜退無爲、人唱へて己れ之に和す、即ち人主自らは治を爲さず、人臣に因つて治政を行ひ、「因るといふことが君主の術だ」としてゐるのであるが、此れは明かに老莊家思想に基づく所があるからである。このやうに、他人に因つて治政を行ひ、自身は清靜を守つてゐるといふのであるから、又用賢といふことが重視されるのである。それ故に、賢者を選択する爲に、疑似して非なる者を除去する法が論

述せられてゐるのであり、此等も亦老莊家思想に參酌したところであらう。ところが、法家思想は一躍詳説して、靜退を守る人主は獨貴獨尊で絶對專權者であること、靜退を守ることには臣下の眞偽を看破し且その言行を一致させる形名合當に必要であること、人民の欲望に對應して賞罰を必行すれば治安は即ち至るにより賞罰二柄の權は必ず人主が專有確持しなければならぬこと、及び社會は變遷推移してゐるから人主は「法を變じ時に因る」ことを努めねばならぬこと、等を唱出して以て最も緻密な人主治政論を成立たせてゐるのである。此の外、列子家思想は、治國は人君の一人に出でしめ、用賢は義を以てすると説き、法家思想に通ずるところがある。又兵家・名家思想は、「因」の道を鼓吹し、論説も、行事も、攻伐も、みな人欲に因り、時に因り、自然に因つて爲すべきで、このやうに「因」の道に順ふものは、天下に敵なしといふ。更に、陰陽家思想は、天圓地方の一定の分によつて治政すれば、天下治平であるとし、特に五行相勝の天地の氣數に順つて、賢人を擧げ用ひ、義兵を用ひれば、下平安に至るとする。且、義乃至義兵に就ては、兵家が最も詳説し、義は君臣・上下・親疏・治亂・安危の由る所であり、此の義に基いた所の兵戦は、暴亂を誅して生民を安んぜしめる所以であるから、義兵は已むを得ないものであると説き、又義兵の要諦については、「因」の道を根本だと見、義・智・勇を精神的條件とし、兵勢險阻・兵甲機械・角材選練を物的條件

とし、さて其の勝利の秘訣は、隱・微・積・搏に在るのだと論じてゐる。尙、農家思想は、人主の農を力むべきこと、それは農民は樸であり、至公無私で、用ひ易いが爲である、と説く。秦廷政策には、最も適應したものと云へよう。且「時に因る」ことの大切さを力説した點も、秦代諸學派思想と符同する所があつて面白いと思ふ。最後に、墨家思想は非攻・非樂・尊師・節葬・慎染などを以て、人主の治政に規律あらしめようとしてをり、又儒墨兼學の人々には、至公を努め、賞罰を用ひず徳義を用ひ、賢士を登用し、言説を聽察し、よく人類を仁愛すべきことが力説せられるに至つてゐるのであつた。

以上要するに、人主を尊嚴絶對視し、その君主國的治政策を詳かに論じ、循古思想と共に、特に時代に即應せる因今變法思想を唱道し、義兵を高揚し、修己全生を説き、至公用賢を力説し、正名審分、形名合當を高唱し、五行相勝・社會變移を提論し、以て秦廷の天下一統論を喚起促進し來つた如きは、秦代思想理念の主要動向であり、秦代民族生活と相互に關連性を有する事象であつたと言はれよう。

漢代に於ける思想理念には、司馬談が指摘論評したやうに、陰陽・儒・墨・名・法・道(老莊)の六家理念が分立流行してゐたことは、秦代乃至は戰國時代に於けると同様であらう。

先づ、漢初に、法家思想理念の行はれたことは、蕭何が秦法を取捨して法九章を作り、晁

錯は法令刑名の學を以て重用され、文帝も刑名の學を愛好され、景帝も儒を任せず法家理念を用ひられたし、張敖・吳公みな刑名の學を以て任用されたし、特に漢廷法刑制度の確固さを見てもわからう。が又、漢初には夙に黃老思想が盛行し、曹參・陳平・田叔・司馬季主・淮南王安・楊王孫・朱買臣・張湯・司馬相如・司馬談父子等みな黃老の學を以て任用せられ、或は自ら好習したものであり、特に竇太后・宣帝の如きは之を愛好されたと言はれるし、又楊雄の如きも老莊に基くこと明かであり、以後東漢に及んでも益々盛行したから、其の理念の流行想ふべしである。然るに又、方士神仙思想や五行説の盛行はその極に達し、歴代帝王始め、新垣平・李少君・少翁の如きは、頻りに神怪奇方を説きふけたのであり、宋毋忌・正伯喬・張蒼・歐陽夏侯などは五行相勝説を説き、董仲舒なども五行相勝相生説を論じてやまず、後漢代に及んで益々盛大なる思想力となり、諸經學者も之を大に用ひて其の經説を擴大したのであつた。然るに、五行説は災異説と結びついて盛行し、漢末から後漢に互つては、遂に種々の事件が生起する毎に、この五行・災異の説に基いて解決を計るやうになり、政治社會上に多分に利用されたのであつた。さて儒學思想も、陸賈・賈誼・獻王等により大いに鼓吹唱導されてゐたが、田蚡・董仲舒に至つては特に大いに儒學理念を高調し、遂に武帝の時に大いに用ひられるに至つた。即ち仲舒は齊學派系の天人合一説を唱へ、天は道の大本で

あり、人の生命を受ける所の本源でもあるから、言はゞ天は人の祖先である。且、天には陰陽・五行・四時があるから、人にも陰陽の氣、五臟、喜怒哀樂の四情がある。それだから、人は天を尊んで、天に違ふやうにせねばならない。人が天に違つてゆけば、天も之に感應して幸福を授ける。臣が君に事へ、子が父に事へるのも、皆地が天に事へるのと同じである。更に又、天に日月星の三象あるが故に、天子も法つて三公を置き、公も亦三卿を置き、卿も亦三大夫を置くのであり、かやうに天子も庶民も一に天の爲す所に違ひ尊んで行動し、天人感應すれば天下萬物調和して平安であると説くのである。このやうにして、以後も引續き、儒家理念は相當盛行し、王莽の如きもよく儒家的口吻を以て施政に資したことは明知せられるが、後漢に及んで光武帝は、進んで儒學を尊信し、一世翕然と之に向つた。又、鄧禹・賈復・祭遵・朱祐・王霸等もみな儒學を好み、其他經學の士にも尊崇されるに至つたので、大いに流行されたやうである。併し、儒家思想の理念は、思想的には、さして大きい發展も進歩も來さなかつたと思はれる。後漢代に於て、思想的に注目せられるものは、佛教思想の傳來流行であらう。之によつて支那民族思想の未だ深くは及ばなかつた未來觀・靈魂不滅説などに、深遠な一面を齎すことになつたのであり、三國時代を経て魏晉南北朝に至るに及んで其の理念の傳播流行は彌々盛大になるのであつた。

尙、前漢末から後漢にかけて、王充の經驗主義的思想理念の興起も注目さるべきものであらう。即ち彼は、漢代流行の神仙説や五行災異説や或は傳説話話的迷信や更に尙古主義的誇張説などに對して、一々、實際經驗を基礎に検討批評し、百家萬般に互つて論難を試みてゐるのである。例へば孟子も、韓非子も、孔子も、其他經學説にも批判を加へて餘さなかつた。蓋し彼によれば、天地に意志なく、所爲しわざもない。天地萬物は自然に生ずるのであり、天地が之を生ぜしめるなどいふ民族的信念は虚偽である。随つて漢代盛行の天人感應説の如きも、何等の根據なきものとして認めないのである。

要するに、前漢朝野に互り、又學者も庶民も、一樣に迷信して匡正し得なかつた神仙・五行・災異・天人感應等の時代潮流に對して、其の理由なき虚妄の見であることを道破するに至つたもので、此も亦歴史的必然の現象であると言はなければならぬ。かくて思想理念が民族生活乃至政治理念に密接に聯繫して、洋々と流れ去り流れ來つてゐる姿を、興味深く見ることが出来るであらう。

一一 宗 教

太古傳説はともかくとして、書經舜典には、舜帝が上帝・六宗・山川・羣神及び祖廟を祭

祀するといふことが見えてをり、蓋し此等を尊崇敬仰する思想の行はれてゐたことを知るのである。即ち上帝は天であるが、帝は帝(果實のへた、れもと)の字で、根柢の義であり、天帝は萬物の根源であるから、帝(即ち帝といひ、之を崇敬することは當然となる。郊特性に、「物、天に本づき、人は祖に本づく」とあるが、人の祖先も畢竟天に本づく」と見られて、こゝに詩經の所謂「天、蒸民を生ず、物あり、則あり、」(民)といふ人と物と典則との根源母胎たる天が、最高主宰者として存在し來るのである。且この天は、人を生じ、物・則を生じ、日月以下凡ての自然現象をも總攬するもので、汎く此等の宇宙・人生萬象が生々發展し皆その大同和を醸し出すのを欲する。而して此等の大同和を、實際に踐み行つて實現する者は、人間に外ならぬから、随つて天は人民の生々大同を先づ主軸とし、それ故に又人民を治めるべき天子(君主)を設け樹てるのであつて、左傳に「天、蒸民を生じ、之が爲に君を樹て、以て衆民を養ひ治める、」(襄十四年)と述べてゐるものによつても、知られるであらう。かうした天に對する觀念を有つところの支那民族であるから、敬天思想は、よほど原始民族以來のものと思はれよう。即ち上天を最高主宰者として、其の隸下に日・月・星辰・四季・寒暑・風雨・山川・鬼神・祖廟靈魂等を配し、多數神を崇敬恭長したものであり、國の大事業があつたり、災異があつたり、四時の變化、年月の交り目等の時には、夫々之等を告祭禮祀してゐるのである。

さて、かゝる上天や鬼神は、いつでも、いかなる所にでも、遍く照覽してゐる存在だと考へるのであり、墨子などは之をよく説明してゐるものである。ひとり、上天・鬼神のみならず、其の祖先の靈魂も鬼神(人鬼と)となつて遍く存し、且靈魂は不滅であると信ずる。それ故に、復(たまは)ひもすれば、廟祭も丁寧にし、祖先の靈魂が降つて廟内に臨み享食することを念願し、亦子孫に安居福利を垂れんことを祈るのである。「祭るには、生前在せるが如くする」といふ(語論)精神は、即ち支那民族の靈魂不滅の信仰に立脚した祖先崇拜思想である。そして、之は後漢代に佛教の未來觀を受け入れるに及んで、益々深みを併加した。さて特に、支那民族生活(活)が、農耕本位のものであるところから、社神(句龍)、穀神(后稷)を祭つて豊穰を祈り、天子も亦衆民の爲に之を祈祀する行事が生じてをり、且天子は更に、農神・農官・官舎・隄防・溝・昆蟲・猫等の如き直接農耕生活に關與してゐるものを神として八蜡の祭りをさへ行ふのであつた。又五行説の如きものも、やはり相當太古から芽生えてゐたし、夏后啓などはこの五行思想を國教かの如くにすら崇信したと想はれる。洪範篇は問題もあるけれど、やはり古くからの生活に即した龜書卜筮(しほく)に關する民族教説を整理したものとして注目されると思ふ。さて、周代に至つては、やはり天神・地祇・人鬼の崇敬祭祀が整理せられ、其の祭祀禮法も夫々規制を見るに至つたやうである。特に、尸・龜・中・霽・門・行(或は非)の五祀を祭つ

たり、高標を崇祀するが如き信仰も生起し、或は卜占信仰も次第に普及した。就中、齊・燕思想に出でる神仙説の如きは、迷妄淫祀であり、其の毒は流れて前漢代に夥しい犠牲を出すに至つた。又、天帝に感じて聖君主は生れるといふ感帝生説なども周末に生起したし、五行相勝の理法によつて萬事生滅するとの信仰も周中世以後盛行し、漢代に於ては最も旺んに流行して、諸般の事物に互り浸透していつたやうである。尙、圖讖といつて一種の豫言をなす如きものや、或は老莊思想の流を汲む黃老乃至道教的なものも、信ぜられるといふ傾向が、周秦漢に互つて流行されてゐたと思はれる。

要するに、天を中軸として天體・自然現象や靈異なる木石、山川や、生活上に密接な關係のある古人・蟲・獸・場所・器具や、祖先・親戚や、建築や、其他卜筮・龜書・思想的民族的信仰などが、支那古代宗教の本來的なものとして流存したと推される。然るに、明確には、後漢代に至つて、印度佛教の傳來するに及んで、支那宗教界のみならず、文化・學術・庶般の上に於ても一大轉期を劃するに至つた。即ち後漢明帝の永平十年に、印度の攝摩・竺法蘭の二人が經典を傳來し、次で桓帝自ら崇信するに及んで、民間にも漸く信仰するもの興り、以後三國時代を経て六朝・隋・唐に至つて遂に佛教の極盛期を現すに至つたのである。但し、或は傳へて言ふ、秦代に既に寶利防と交通し佛教を傳へ、又漢初には匈奴から金人

即ち金銅の佛像を得てゐた、と。が、其の確實なる史實は存しないのであり、史實的には後漢の明帝永平年間を始めとするやうである。

三 繪 畫

支那の文字には象形字が多く、随つて支那繪畫史上の素朴型式は象形文字以前に於て發生してゐたであらう。傳説には、黃帝の臣史皇が畫を作り、黃帝が蚩尤の形象を畫いて天下に示したといはれる。書經益稷篇には、舜の言葉に、「日・月・星辰・山・龍・華・蟲を衣に繪がき、宗彝・藻・火・粉米・黼・黻を五采色で裳に刺繡する、」ことが見えてゐるから、先づ以て舜の頃には既に物象を繪畫し、或は更に繡することも行はれてゐたと推すことが出来るのである。又「舜の時、衣冠に畫き、章服を異にして黻となす、」(鄭衍象刑説、)とも説かれてをり、衣冠に畫く風習は、夙にあつたのであらう。

夏禹に及んでは、鼎鐘を鑄造して物に象どり、圖案の源となつてゐる。

又殷湯王は、傳説の人物を夢に見、その形を象どり畫がかせて探し求めたといはれるから、(楚)人物畫も夙に發生してはゐたものであらう。

周代に及ぶと、繪畫の應用面も多方面に互つて來、建築・兵器・衣服・旌旗・寢門・侯的な

ど、皆畫がかれる風習であつた。そして彩色のことは、始め先づ種々の色を用ひ、素が一ばん最後に用ひ塗られたものらしい(論語)。

周戰國時代に於ては、楚國では先君の廟に畫き、公卿の祠堂に畫き、畫材は天・地・山・川・神靈・琦璋から、古聖賢・怪物・諸行事などに至るまで之を畫いたらしい。(王逸楚辭章句) 又敬君は、齊王の九重臺の壁畫に其妻を寫像し、(說) 壁畫の端をなしてゐる。而して宋國元君には畫圖衆史があり、且、解衣穢穢(帯を解き、あぐらをかいてゐること) する様なことを以て「眞の畫なり」と見なす考へがあらはれてゐる。尙韓非子には、狗馬は形ありて日常目にふれるから、之を畫き寫すことが難しいことを説いてゐるものがあり、寫生の重いことを喝破せるものといへるであらう。

秦代では、始皇が諸侯を破る毎に其宮室を模寫させ、之を咸陽の坂上に作つておいたと言はれる。又、始皇元年には、烈裔・燕齊國人中の畫に巧みな者が來朝したと言はれるも、(王子年拾遺記) 信憑するには不十分であらう。

漢代、文帝三年には、未央宮・承明殿に屈軼草・進善旌・誹謗木等を畫き、武帝は甘泉宮の臺室に天地太一諸鬼神を畫いた。又宣帝の時には、漢の烈士を畫き、子孫の奮起をはかつたと言はれ、又蔡質漢官典職によれば、「明光殿の壁を胡粉で塗り、紫と青とで界線を入れ、

古烈士を畫いて行を重賞した」と言はれ、又黃帝明堂圖、兵家圖、天文圖なども漢代にあらはれたやうである。其他、應劭には、天子の鹵簿を畫いたものがあり、拾遺記には雞を畫いたものも見えるやうである。武帝は秘閣を創置して天下異域の名畫を蒐集し、元帝は畫工をおき、後世の畫院の基をひらいたと言はれる。

後漢代光武帝は、又宮中に古代聖賢帝后の像を畫がいて列置し、節義の資に供したと言はれ、又明帝は、畫官を置き、經史上の事を圖畫させたり、特に西域・印度と交通して佛畫の輸入を來し、藝術史上一大變動を齎らしてゐる様である。且、これが六朝・隋・唐の繪畫に影響したところは、甚大である。即ち明帝は、佛像・佛畫を南宮の清涼臺・高陽門などに安置し、又顯宗は雲臺に廿八功臣を畫き、順烈梁皇后は列女を畫いて座右に置き、光和元年には鴻都門學に孔子・七十二賢弟子像を畫くなど、以て頌徳・頌功行に供したのである。そして之等のものは、畫像石に残存して、今日よりその一斑を偲ぶことが出来る。特に、武梁祠と孝堂山のものは、古拙雄健、生趣にみち、且エジプト石刻やギリシヤ瓶繪など、極めて近似してゐる點が見られると云ふ。尙、漢代の畫風・畫蹟については、朝鮮樂浪郡の古墳中の壁畫等によつて想見せられるものが少くはないであらう。

要するに、支那古來漢代に及ぶ畫風は、未だ純粹美學的ではなく、又理論もさして構成せ

られてはゐなかつた。風俗教化の爲に、賢聖故事を寫出し、勸善懲惡の意を寓する底のものだつたやうである。

四 科 學

支那民族には、科學文化は比較的に得意でなかつたと言はれるが、しかし又それは必ずしも正鵠を得た言ではない。太古傳説はともかくとして、堯帝の時には、羲氏・和氏に曆象・日・月・星辰を測定させ、一年を三百六十六日とし、閏月を設け、春夏秋冬四季を定め、以て民に正しい時を授け與へて生活・農耕に便せしめたと言はれ、(堯)又舜は璣璣王衡といふ天體觀測器を用ひて(舜)やうであり、之等に関する天文科學の發達は顯著なものと云はるべきであらう。又、舜は度量衡をも制定均一にしたと言はれるから、算數の學も夙くから開けてゐたと思はれる。神農・黃帝は醫藥の學問を拓いたと傳へられるが、之は信じがたいであらう。夏代に及んでは、治水整地の爲に恐らく土木測量學は進歩を遂げたに違ひなく、算數學も隨つて進んだであらう。夏代は十寸が一尺であり、商代は十二寸が一尺であり、周代は八寸が一尺であると言はれるのにも見ても、夏代の算數學の迹が推し測られるやうに思はれる。又、孔子が夏の時曆を正し、學者にして夏小正を傳へる者は多いと言ふ史記夏本紀に

よつても、夏代に天文曆學の知識が進み、且夏小正といふやうな時月日星の位置及び行事表が成立してゐたことも考へられると思ふ。尙、夏曆は孟春を正月とし、寅の月に當たる。殷曆は季冬十二月を正月とし、丑の月に當たるものである。殷代に於ける醫藥の學問も注目されてよいであらう。孟子に見えてゐるが、「若し藥を服用して瞑眩(めいけん)がしないやうだつたら、そんな藥はよくないもので、病氣は治らない」といふのであり、之は殷代の文献を用ひたものであるから、殷當時には既にもう藥學の知識は相當に發明普及されてゐたらうと推されるのである。又殷代では七十畝を一井とする助法的井田法が行はれてゐるから(孟子滕文上)、之が爲には亦耕地測量に関する算數知識や技能が伴つたに違ひない。さて、科學に於ても、進歩著しくて整頓を劃したのはやはり周代である。その井田制の確立が周代に於て頂點に達したことを見ても、周時の耕地測量に関する算數知識の整備したことは窺へるであらうが、特に周代數學に於て著しい事象は「周髀算經」の如き専門書の著はされて來たことである。但、周公旦の作と傳へるのは假托で信ぜられないが、周戰國代のものを含んでゐることは明かであらう。それ故に、此の書は、天文・算數・測量などに関する周代の知識(秦漢の知識をも混存するが)を見る資料であるが、此の外、戰國兵學家は、算術を應用して兵法を論ずるものが鮮少でなく、墨子・墨家なども幾何學・三角・立體・光學等を用ひてゐたやうである。又、天文學も大い

に進み、二十八宿・諸星の運行を測定する如きは精微を極めて来た。又、曆學の如きも、建子けんしを正月とするものであり、春秋左傳の時月は之に基く所が絶大である。醫學の進展は又著しく、曲禮に「醫者でも三世相傳へてやつてゐる人でなければ、就いて其の藥を服むことをしない」とあるのにも見ても、周代に相當醫者が多く存し、且慎重に取扱はれてゐた風が判るのである。であるから諸侯が疾病にかゝつたやうな場合には、屢々隣國から名手の醫者を招き求めたと言はれる。例へば、晋の景公の疾病に際しては、秦に醫者を求め、秦は醫者の「和」といふ者を遣はして治療せしめたといふなどは其の事例である。そして周代で名醫と言はれてゐる人には扁鵲があり、種々の人の病氣を治したさうである。

漢代の科學は、又天文・曆數・醫學等に互つて進展あり、二十八宿・日月五星の天體現象を觀測して、吉凶の象を察し、以て政治に參考するのであるが、例へば、太一星以下の諸雜星を觀測して「太一雜子星」といふ天文書が著はされたり、又常縱といふ人の日月諸星を觀測した書物と言つて「常縱日月星氣」二十一卷が見えてをり、其外、淮南子雜子星、漢五星尋客行事占驗、漢流星行事占驗、漢日食月暈雜變行事占驗、海中星占驗、海中二十八宿圖分、などの天文書が著はされてゐるし、又曆學方面では、漢興起の初め頃は、秦の時曆を用ひ十月を正月としてゐた。所謂顛項曆てんけいれきである。が、天象と相合致しない所があつたので、武帝の

元封七年に、公孫卿・壺遂等の議を用ひて、寅の月を正月とする所謂夏の時曆を採用し、元封七年を改め太初元年とした。故に之を太初曆ともいふ。尙、當時には、顛項五星曆、夏殷周魯曆、漢元殷周課曆、といふやうな曆學の書物も著はされてゐたやうである。又、許商算術、杜忠算術といふやうな一種の幾何學も盛に行はれて、其の著書も存したやうである。

更に、醫學に於ても、進歩著しく、戰國の名醫扁鵲は越國人であるが、恐らく扁鵲の醫學脈書に學んだと思はれる齊人公乘陽慶等も名醫であるが、この公乘陽慶に就いて學んだ倉公は又漢代文帝時の名醫で切脈せつみやく（切はさへる意、脈をお）を重んじ、經驗を主として疾病を治療した。倉公の醫術を汲む者には、馬長・馮信・杜信・唐安などがあり、又黃帝內經、扁鵲內經を始め、湯液經法や神農黃帝食禁などの醫書が流行して、人體の血脈・骨髓に就き病源を探求し、箴石、湯火、藥劑を用ひて治病する術が隆盛になつた。後漢に入つては、靈帝の時代に、張機は張伯祖に醫學を受け、醫聖と稱されるに至り、特に傷寒雜病論を著はして內科的病理を闡明した始祖となつてをり、又診斷學、治療學、藥劑學等を究明するところも妙ならず、其後、華佗、吳普、樊阿なども輩出し、漢代醫學をして支那醫學史上の極盛期としたのであつた。世に、黃帝素問と扁鵲難經と張機傷寒論を稱して支那醫學の三典と云つてゐるほどである。そして又、華佗の醫學は、支那醫學中の外科手術方面に於ける鼻祖として重ん

せられてゐるのである。

かくて、支那古代科學の諸部面に關しては、なほ一層専門的究明が要望されてゐる次第である。

支那古代生活史 終

昭和十六年十一月十四日印刷
昭和十六年十一月十八日發行

支那古代生活史

●定價 金壹圓六拾錢



著作者 内野熊一郎

發行者 代表社員 葉多野太兵衛

印刷者 鈴木清三

發行所

電話九段(33)五七八番
振替口座東京七八六二七番

東京市神田區神保町三丁目十三番地

合資會社 清水書店

日本出版文化協會
會員登錄番號 一一二五二五號

配給元

東京市神田區澁路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

清水書店刊行書目抄

横田秀雄	法學論集	定額 四十五錢
前原光雄	パウン法律と道德 F氏原著	定額 十金五二錢
土井寛申	法律原論 原一氏著	定額 七圓五十三錢
清水澄	法制教科書	定額 九金七十九錢
河津運	經濟教科書	定額 六金四十九錢
清水澄	帝國公法大意(合本)	定額 六圓五十三錢
清水澄	帝國公法大意 第一分册	定額 三圓三十三錢
清水澄	帝國公法大意 第二分册	定額 三圓三十三錢
清水澄	帝國公法大意 行政法	定額 二圓六十錢
清水澄	帝國憲法大意	定額 二圓六十錢
清水澄	帝國憲法大意	定額 二圓三十錢
清水澄	日本行政法大意	定額 二圓三十錢
字賀田順三	行政法研究第一 地方自治の基本問題	定額 三圓三十錢
字賀田順三	行政法研究第二 自治制度改革と特別市制問題	定額 三圓三十錢
字賀田順三	立憲自治の本義(國新編) の巻へけ	定額 二圓二十一錢

清水書店刊行書目抄

司法省刑事局	衆議院議員選舉法輯覽	送別金 二圓三十錢
岡田玄之三郎	選舉法の解釋と判例	送別金 一圓三十錢
宮益義書	警察辭典	送別金 一圓五十錢
高橋雄村	交通警察概論	送別金 一圓八十錢
高橋雄村	警察官の教養	送別金 二圓三十錢
堀川新	滿洲に於ける帝國の權利	送別金 二圓二十錢
堀川新	南洋に於ける帝國の權利	送別金 一圓五十錢
中村通午	國際公法論	送別金 七圓八十錢
遠藤源六	國際法提要	送別金 四圓八十錢
佐瀬昌三	刑法大意(第一分冊)	送別金 二圓五十錢
佐瀬昌三	刑法大意(第二分冊)	送別金 三圓八十錢
坂倉松太郎	刑事訴訟法指歸	送別金 一圓八十錢
中尾芳助	刑事政策學大綱	送別金 二圓五十錢

清水書店刊行書目抄

田村豊	英國刑事裁判の研究	送別金 二圓八十錢
横山金太郎	刑事補償法解釋	送別金 六圓八十錢
清瀬孝雄	陪審法釋義	送別金 三圓七十錢
柄田年	陪審制の新研究	送別金 二圓五十錢
池田寅二郎	國民民事法講話	送別金 一圓五十錢
松岡義正	民法論(物權法)	送別金 四圓九十錢
池田寅二郎	債權總論(上卷)	送別金 一圓八十錢
池田寅二郎	債權各論(上卷)	送別金 二圓二十錢
磯谷幸次郎	債權總論大要	送別金 三圓三十錢
小池隆一	日本民法總論	送別金 三圓三十錢
小池隆一	日本物權法論	送別金 二圓三十錢
小池隆一	擔保物權法論	送別金 三圓三十錢
小池隆一	日本債權法總論	送別金 三圓八十錢

抄目書行刊店書水清

小池隆一	債權法各論新稿(上)	定價金二圓八十錢
小池隆一	債權法各論新稿(中下) (近刊)	定價金二圓八十錢
小池隆一	日本債權法各論	定價金二圓六十錢
小池隆一	準契約及事務管理の研究	定價金三圓五十錢
小池隆一	日本親族相續法論	定價金一圓八十錢
中島弘道	民法總則物權法論	定價金三圓五十錢
中島弘道	民法債權法論	定價金三圓五十錢
中島弘道	民法親族相續法論	定價金三圓三十錢
中島弘道	民法親族相續法論	定價金三圓三十錢
橫田秀雄	物權總論	定價金七圓八十錢
橫田秀雄	債權總論	定價金四十五錢
橫田秀雄	債權各論	定價金七圓八十錢
橫田秀雄	債權各論	定價金四十五錢
根本松男	戶籍法 附事變關係の戶籍通牒	定價金一圓三十錢
池田寅二	手形法 義解	定價金四圓五十錢
小池保	手形法 義解	定價金三十三錢

抄目書行刊店書水清

荻淵清雄	改正小切手法註解	定價金二圓二十錢
荻川五郎	改正手形法正解	定價金一圓二十錢
荻淵文	改正手形法及小切手法ニ關スル判例集	定價金四圓八十錢
佐々	各國比較會社法論	定價金七圓二十錢
民司	商法中改正法律案理由書	定價金二圓三十錢
民司	新商法中改正法律案條文會社別	定價金二圓五十錢
石川文吾	生命保險	定價金三圓五十錢
松本松男	人事調停法附民法改正の重點	定價金一圓九十錢
長島	債權臨時調停法解説	定價金一圓五十錢
松岡義正	新民事訴訟法註釋(既刊六冊)	定價金三圓五十錢
長島	新民事訴訟法註釋	定價金三圓五十錢
森田豊太郎	新民事訴訟法註釋	定價金三圓五十錢
荻淵清雄	新民事訴訟法註解	定價金三圓三十錢

清水書店刊行書目抄

前田牧郎	人事判例集 (昭和七年版)	送料 金二十三
横田秀雄監修	書式總攬 (民事訴訟法)	送料 金五十五
横田秀雄監修	書式總攬 (刑事訴訟法)	送料 金六十八
横田秀雄監修	書式總攬 (民事訴訟法)	送料 金三十三
法曹會	法曹會決議要録 (全二冊)	送料 金九十
法曹會	法曹會決議要録 (追巻)	送料 金六十
普文學會	内地地警官志望早わかり	送料 金一圓五十
普文學會	文官普通及試験所書記 試験問題答案集	送料 金三圓八十
普文學會	高等試験 最近試験問題集	送料 金二十一
岩崎恒堂	最新確實有利の諸契約と其損害防範回復策	送料 金二圓六十
岩崎恒堂	百股百取手帳 法律の裏を搔かれぬ対策	送料 金十二圓五十
長谷川俊	滿洲帝國文官試験制度解説	送料 金十二圓五十
田中伊藤次	神道哲學	送料 金六圓八十

923
122